

青梅市一般廃棄物処理基本計画

令和4年3月

青 梅 市

目 次

第 1 章 計画策定の主旨	1
第 1 節 計画策定の目的	1
第 2 節 西多摩衛生組合構成市町の間処理施設の現状	2
第 3 節 計画の位置づけ	3
第 4 節 計画の期間および目標年度	4
第 2 章 地域の概要	5
第 1 節 自然環境	5
1. 地理的・地形的特性	5
2. 気象	6
第 2 節 社会環境	7
1. 人口の現状	7
2. 産業の現状	9
3. 土地利用	12
第 3 節 将来計画	13
1. 長期総合計画	13
第 3 章 ごみ処理の現状と課題	15
第 1 節 ごみ排出の現状	15
1. ごみ分別区分とごみ処理フロー	15
2. ごみ量の実績	17
第 2 節 収集運搬の現状	21
1. 計画収集区域	21
2. 収集・運搬体制	21
3. 収集・運搬量の推移	22
第 3 節 中間処理の現状	23
1. 中間処理施設の概要	23
2. 中間処理量の推移	24
第 4 節 最終処分の現状	25
1. 最終処分場の概要	25
2. 最終処分量の推移	26
第 5 節 ごみ処理の課題	27
1. 発生および排出抑制・資源化に関する課題	27

2.	収集・運搬に関する課題	28
3.	中間処理に関する課題	29
4.	最終処分に関する課題	29
第6節	廃棄物処理システムによる比較評価	30
第4章	ごみ排出量の予測	32
第1節	将来人口	32
第2節	ごみ排出量の推計	32
1.	計画手法とその手順	32
2.	ごみ排出量原単位実績	34
3.	現況推移の推計結果	34
第3節	減量化・資源化の目標	37
1.	国、東京都の目標とその検証	37
2.	総合計画における事業目標とその検証	40
3.	前計画の目標とその検証	40
第4節	減量化・資源化施策	42
1.	施策ケースの設定	42
第5章	ごみ処理基本計画	46
第1節	基本方針	46
1.	ごみ処理における基本方針	46
第2節	施策の基本フレーム	50
第3節	発生および排出抑制・資源化計画	51
1.	発生および排出抑制・資源化の目標	51
2.	市民・事業者・行政の行動指針	51
第4節	収集・運搬計画	54
1.	収集・運搬の目標	54
2.	市民・事業者・行政の行動指針	54
第5節	中間処理計画	56
1.	中間処理の目標	56
2.	行政の行動指針	57
第6節	最終処分計画	58
1.	最終処分の目標	58
2.	行政の行動指針	58
第7節	その他	59
1.	資源管理計画	59

2. 廃棄物等減量推進審議会の役割	60
第6章 生活排水処理基本計画	61
第1節 生活排水の現状と課題	61
1. 処理形態別人口の推移	61
2. 公共下水道整備の推移と将来計画	61
3. し尿および浄化槽汚泥搬入量の推移	62
4. 合併処理浄化槽の普及状況	63
5. 収集・運搬方法	63
6. 処理方法	64
7. 生活排水処理の課題	65
第2節 生活排水処理形態別人口および計画処理量の推計	66
1. 生活排水処理形態別人口の推計方法	66
2. 計画処理量の推計方法	66
3. 生活排水処理形態別人口の推計結果	67
4. 計画処理量の推計結果	68
第3節 生活排水処理基本計画	69
1. 基本方針	69
2. 生活排水処理の目標	69
3. し尿および浄化槽汚泥の処理計画	69
4. 計画達成のための施策	70
5. 災害時のし尿処理に関する事項	70
第7章 災害廃棄物処理計画	71
第1節 総論	71
第2節 計画の対象	71
1. 対象とする災害	71
2. 対象とする災害廃棄物	71
3. 被害の想定	74
4. 災害廃棄物量の推計	75
第3節 災害廃棄物処理の実施主体	78
1. 本市の役割	78
2. 西多摩衛生組合および組合構成市町の役割	78
3. 市民・災害ボランティアの役割	79
4. 事業者の役割	79
5. 東京都の役割	80

第4節 災害廃棄物対策の基本的な考え方	81
1. 災害廃棄物処理の基本方針	81
2. 災害廃棄物処理の流れ	81
3. 災害廃棄物処理業務の進め方	83
4. 処理期間とスケジュール	84
第5節 災害廃棄物対策	85
1. 平常時における対応（発災前）	85
2. 初動期における対応	89
3. 応急対策期	96
4. 災害復旧・復興期	97

第1章 計画策定の主旨

第1節 計画策定の目的

青梅市（以下、「本市」といいます。）は、西多摩衛生組合および組合構成市町（福生市、羽村市、瑞穂町）と共に、平成29年3月に「一般廃棄物処理基本計画（以下、「現行計画」といいます。）」を改定し、前計画の基本方針「環境にやさしい低炭素社会・資源循環を目指したまちづくり」を継続した資源循環社会の形成に向けて、さまざまな施策を進めてきました。

世界の廃棄物を取り巻く状況では、国連持続可能な開発サミット（平成27年9月開催）で「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、持続可能な開発目標（SDGs）として17のゴール（目標）と169のターゲット（達成基準）が掲げられました。その課題ごとに設定されたターゲットには、持続可能な消費と生産、気候変動への対応等が含まれ、持続可能な社会の実現が世界共通の目標とされています。

国では、「第四次循環型社会形成推進基本計画」（平成30年6月）において、SDGs等を踏まえた持続可能な社会づくりの総合的取組として、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環や万全な災害廃棄物処理体制の構築（適正処理の更なる推進と環境再生）等の総合的かつ計画的に講ずべき施策や指標を示しています。さらに、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化、アジア各国による廃棄物の輸入規制等の幅広い課題に対応するための「プラスチック資源循環戦略（令和元年5月）」の策定や、「食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年10月）」の施行、また、令和4年4月施行の「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」など、循環型社会の形成に関して様々な取組に力を入れています。

東京都においても、「東京都資源循環・廃棄物処理計画（令和3年9月）」の改定、「ゼロエミッション東京戦略2020 Update&Report（令和3年3月）」の策定等、プラスチック対策、食品ロス削減に向けた取組が急速に進んでいます。

また、近年、東日本大震災や関東・東北豪雨、令和元年台風第19号等の大規模な災害が毎年のように発生しており、多摩地域においては「多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定」にもとづき、広域的な災害廃棄物処理の支援要請の体制は確保されていますが、災害廃棄物の適正かつ迅速な処理についても急務の課題として対応が求められています。

一般廃棄物処理基本計画は、おおむね5年ごとに改定するほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合に見直しを行うものとされています。

廃棄物を取り巻く社会経済情勢の変化に対応し、また、燃やすごみの共同処理を行っている西多摩衛生組合および組合構成市町が統一的な課題の認識と広域かつ効率的な廃棄物処理等の施策を推進、さらに、急務の課題である災害廃棄物処理計画を現行計画に盛り込むため、平成29年3月の改定から5年が経過する令和3年度に計画の見直しを行います。

第2節 西多摩衛生組合構成市町の間処理施設の現状

燃やすごみの処理については、西多摩衛生組合環境センターにおいて、本市を含む組合構成市町（福生市、羽村市、瑞穂町）が、共同で広域かつ効率的な処理を行っています。平成25年度から令和元年度には基幹的設備改良工事を実施しており、施設の延命化を図っています。燃やさないごみ、粗大ごみ、資源物等の処理については、組合構成市町が所有する中間処理施設において、個別に処理しています。

また、し尿処理については、平成8年に西多摩衛生組合から組合構成市町への自区内処理となり、本市が処理施設を所有し、個別で中間処理を行っています。なお、福生市および瑞穂町は、施設稼働時から、事務委託契約にもとづき、し尿の処理を行ってきましたが、平成31年4月より、羽村市のし尿、羽村市および瑞穂町の浄化槽汚泥の投入を開始し、広域かつ効率的な処理を行っています。

組合構成市町の各中間処理施設の維持管理については、定期的に維持補修等を実施し、施設運営を行っています。中間処理施設の中には、経年的な老朽化が進み、設備機器等の機能低下が懸念されるため、設備の更新等を実施しなければならない状況となっています。今後、広域的かつ効率的な処理を推進し、資源循環型社会の形成を図るためには、西多摩衛生組合および組合構成市町との協議等により、各中間処理施設の統合に向けて検討する必要があります。

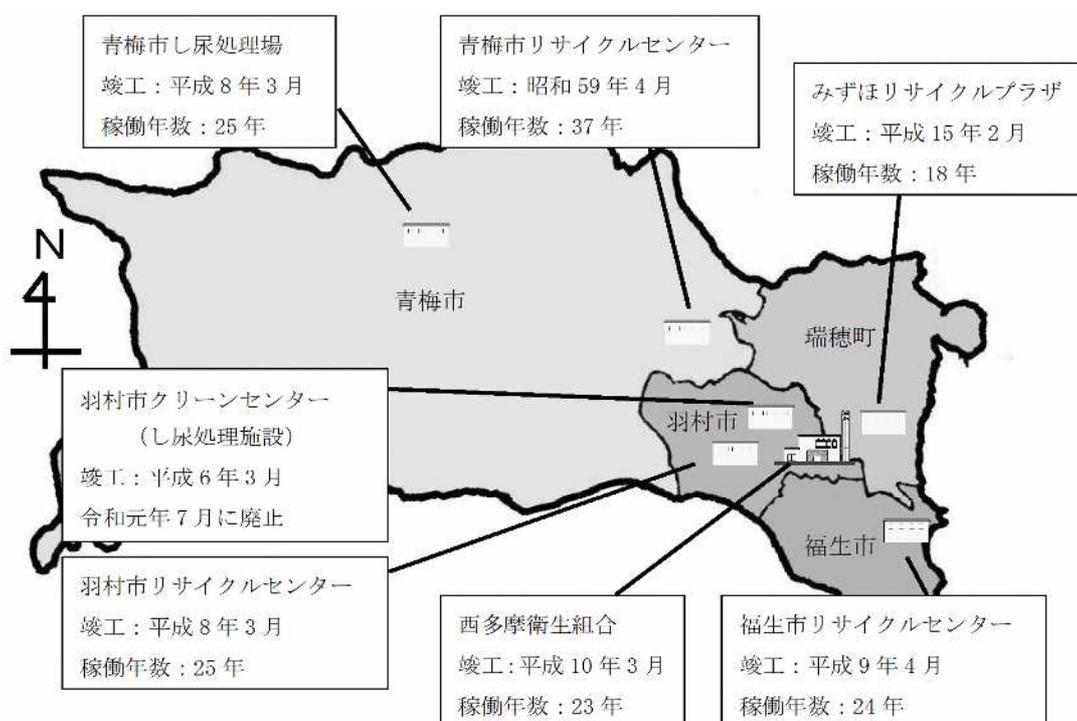


図1-2-1 西多摩衛生組合および組合構成市町の間処理施設の位置図

第3節 計画の位置づけ

青梅市一般廃棄物処理基本計画（以下、「本計画」といいます。）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」といいます。）第6条第1項にもとづき策定するもので、一般廃棄物の発生・排出抑制、減量化、資源化並びに適正処理に関し、長期的視点に立った基本的な方針を示すものです。

一般廃棄物処理計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第1条の3にもとづき、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画（一般廃棄物処理基本計画）および当該基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画（一般廃棄物処理実施計画）から構成されるものであり、それぞれごみに関する部分（ごみ処理基本計画およびごみ処理実施計画）と生活排水（し尿および生活雑排水）に関する部分（生活排水処理基本計画および生活排水処理実施計画）から構成されています。

また、都道府県は、廃棄物処理法第5条の5の規定により災害廃棄物処理計画を策定することとされており、市区町村等においても、都道府県と相互に整合性が図られた災害廃棄物処理計画の策定が求められています。

本計画の位置付けおよび他の計画等との関係を図1-3-1に示します。

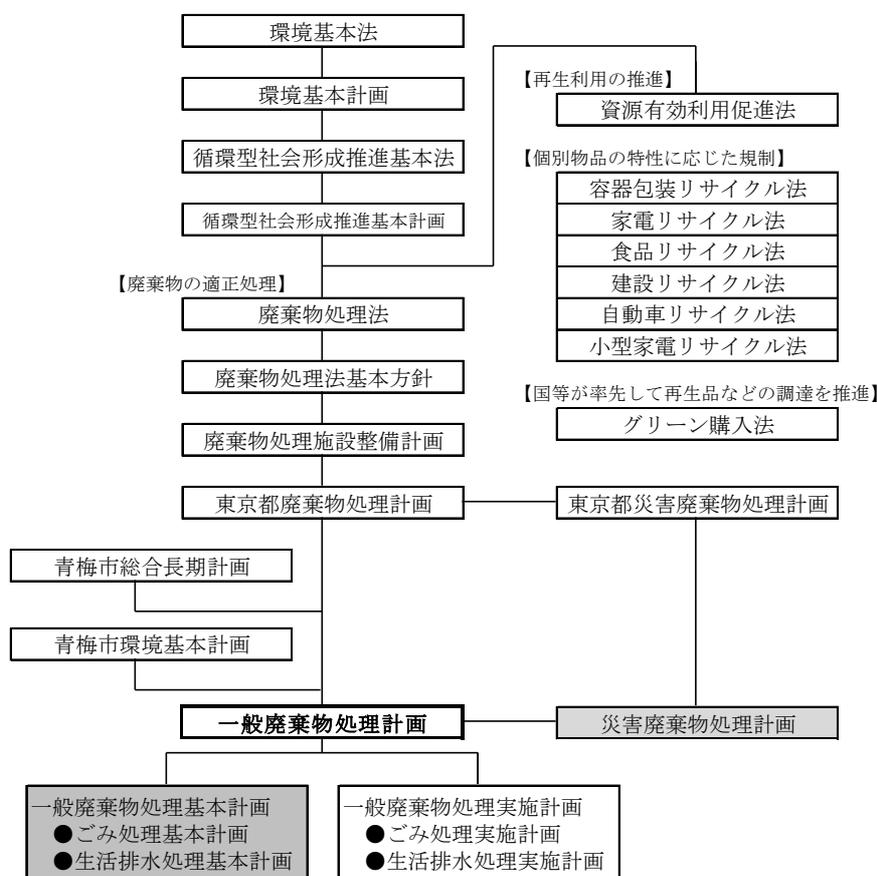


図1-3-1 本計画の位置づけおよび他の計画等との関係

第4節 計画の期間および目標年度

本計画の計画期間は、令和4年度を初年度とし、令和18年度を目標年度とする15年間として定めます。なお、計画は概ね5年ごとに改定するものとし、社会・経済情勢の大きな変化や国・東京都における方針の変更など、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うものとしめます。

表1-4-1 計画の期間および目標年度

年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
内容・計画期間	← 計画期間 →														
					▲ 中間 目標 年度					▲ 中間 目標 年度					▲ 計画 目標 年度

【計画目標年度】

令和18年度

第2章 地域の概要

第1節 自然環境

1. 地理的・地形的特性

本市は、昭和26年4月1日、当時の青梅町・調布村・霞村の3町村が合併し、全国で262番目、東京都では5番目の市として誕生しました。さらに、昭和30年には、町村合併促進法により、吉野村、三田村、小曾木村および成木村の4村が加わり、現在に至っています。都心から西へ40～60km圏に位置し、東西17.2km、南北9kmで総面積は103.31km²を有し、東京都全域の4.7%を占めています。西部地域は、秩父多摩甲斐国立公園の表玄関にあたり、市内でもすぐれた景勝をもつ地域であります。また、多摩川に沿って平地が連なっており、旧市街地もこの地域にあります。東部地域は、比較的平坦な扇状に開けた土地が広がっています。北部地域は多摩川流域との尾根を隔てた荒川流域で、山地、丘陵地と河川によって構成され、河川に沿って、帯状に平地が連なっています。

市域の東側には首都圏の中核都市を有機的に結び、一極中心の機能分散と各都市の育成などを目的とした首都圏中央連絡自動車道が南北に走っています。また、広域道路網は、都市方向と奥多摩町・山梨方面を結ぶ国道411号線や主要地方道5号（青梅街道）が市内を東西に走っており、一方、鉄道網は国道411号線に沿ってJR青梅線が通っています。

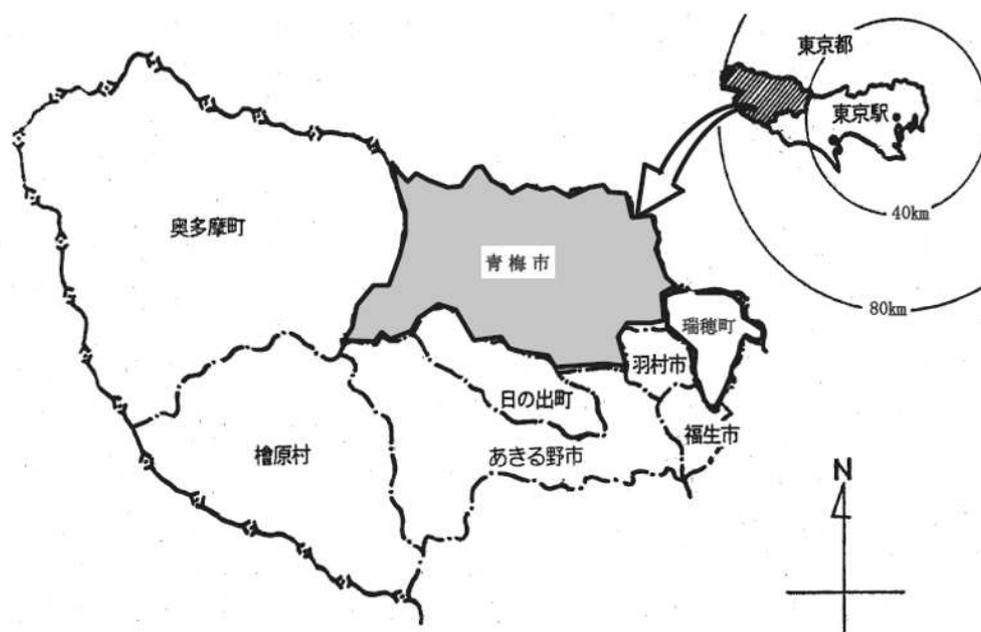


図2-1-1 本市の位置図

2. 気象

気温・月間降水量の状況を、表 2-1-1 および図 2-1-2 に示します。

令和 2 年度における気候は、平均気温が 15.1℃と比較的温暖です。また、同年の降水量は、1,613.0mm となっています。

表2-1-1 気温・降水量の状況

年次	気温 (°C)			降水量 (mm)
	平均	最高	最低	
平成28年	15.0	38.1	-8.4	1,483.0
平成29年	14.4	37.2	-6.5	1,412.5
平成30年	15.4	40.8	-9.3	1,401.0
令和元年	15.0	37.2	-5.1	2,198.5
令和2年	15.1	39.6	-6.6	1,613.0
1月	5.4	18.7	-2.8	89.5
2月	6.0	19.4	-6.6	5.0
3月	9.3	27.1	-2.3	99.0
4月	11.4	25.5	1.9	268.0
5月	18.4	30.0	7.2	99.5
6月	22.5	33.1	16.0	264.5
7月	23.1	33.3	16.6	337.5
8月	28.3	39.6	20.3	23.5
9月	22.9	35.7	11.9	216.0
10月	16.0	27.2	3.6	200.0
11月	12.0	25.3	2.7	9.5
12月	5.6	16.6	-4.3	1.0

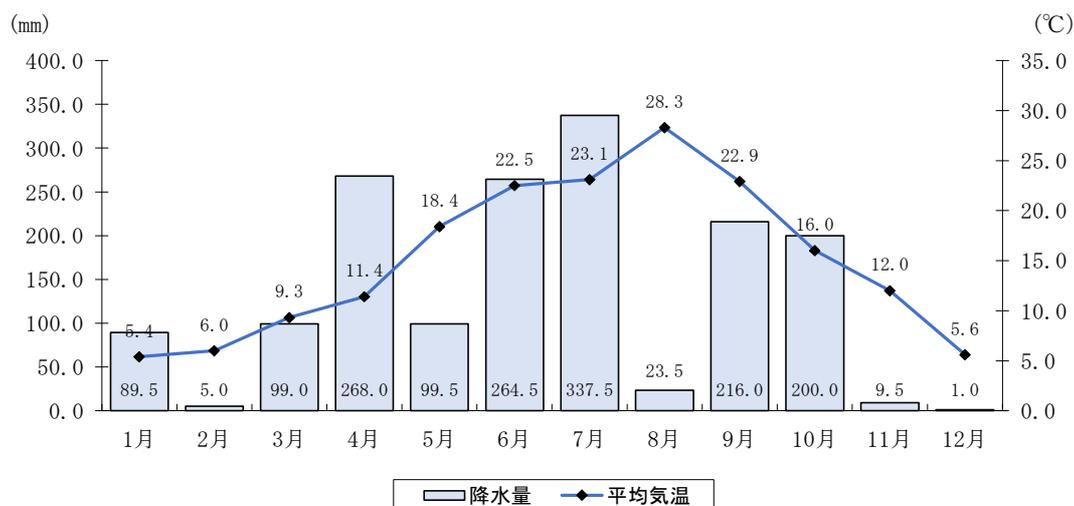


図2-1-2 気温・降水量の状況

第2節 社会環境

1. 人口の現状

(1) 人口および世帯数の推移

本市の行政区域内人口の推移を表 2-2-1 および図 2-2-1 に示します。

本市の人口は、緩やかな減少傾向にあり、平成 23 年度に対して令和 2 年度の人口は、7,569 人減少しています。

世帯数については平成 23 年度から令和 2 年度にかけて、増加傾向を示しています。

また、一世帯当たりの人員は、平成 23 年度で 2.32 人であったものが、令和 2 年度では、2.07 人と減少しています。

表2-2-1 人口と世帯数の実績

年 度	人口 (人)	世 帯 数 (世帯)	人／世帯
平成23年度	139,860	60,244	2.32
平成24年度	138,737	60,363	2.30
平成25年度	138,130	60,804	2.27
平成26年度	137,250	61,108	2.25
平成27年度	136,840	61,797	2.21
平成28年度	136,244	62,316	2.19
平成29年度	135,300	62,701	2.16
平成30年度	134,316	63,104	2.13
令和元年度	133,283	63,474	2.10
令和2年度	132,291	63,801	2.07

※：外国人人口を含む。(各年 10 月 1 日現在)

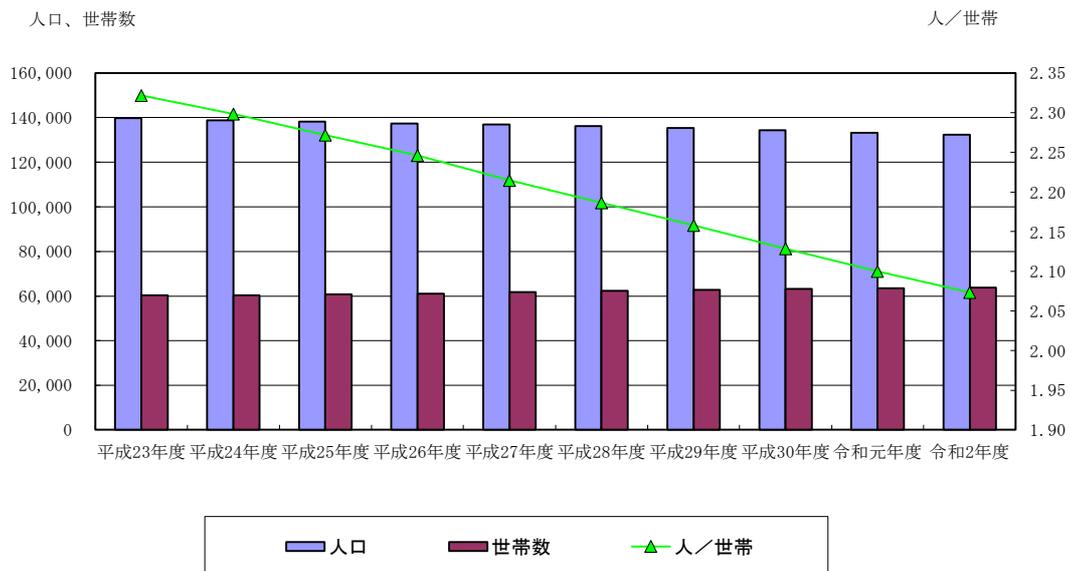


図2-2-1 人口と世帯数の推移

(2) 人口動態

人口動態の推移を表 2-2-2 および図 2-2-2 に示します。

本市の人口動態は、社会動態では平成 27 年度、平成 29 年度、令和元年度および令和 2 年度で、増加していますが、総増減数では、平成 27 年度以降減少しています。

表2-2-2 人口動態の推移

区分			人数 (人)	区分			人数 (人)
平成27年度	自然動態	出生	791	平成30年度	自然動態	出生	669
		死亡	1,547			死亡	1,714
		増減	-756			増減	-1,045
	社会動態	転入	5,262		社会動態	転入	4,690
		転出	4,919			転出	4,788
		増減	343			増減	-98
総増減数			-413	総増減数			-1,143
平成28年度	自然動態	出生	825	令和元年度	自然動態	出生	681
		死亡	1,550			死亡	1,712
		増減	-725			増減	-1,031
	社会動態	転入	4,816		社会動態	転入	4,798
		転出	4,923			転出	4,796
		増減	-107			増減	2
総増減数			-832	総増減数			-1,029
平成29年度	自然動態	出生	777	令和2年度	自然動態	出生	595
		死亡	1,662			死亡	1,759
		増減	-885			増減	-1,164
	社会動態	転入	4,968		社会動態	転入	4,419
		転出	4,865			転出	4,123
		増減	103			増減	296
総増減数			-782	総増減数			-868

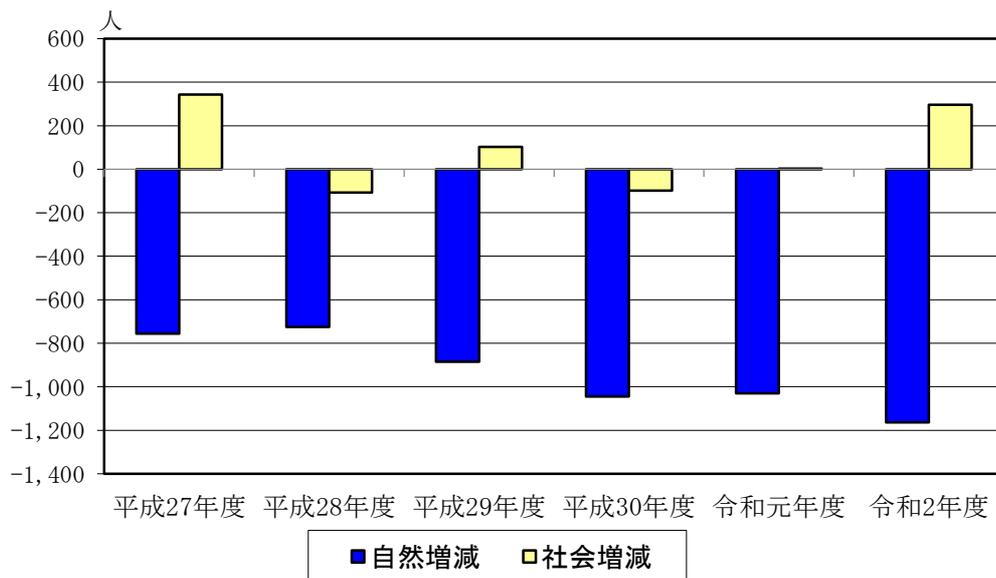


図2-2-2 人口動態の推移

2. 産業の現状

(1) 産業の状況

本市の産業大分類別の従業者数を表 2-2-3 に示します。

本市（平成 27 年値）では、第 3 次産業の従業者数が一番多く、66.3%を占めており、次いで第 2 次産業が 26.3%、第 1 次産業が 1.1%となっています。

表2-2-3 産業大分類別従業者数

	就業者数	産業別			
		第1次産業	第2次産業	第3次産業	分類不能
平成22年	60,877人	610人	17,328人	40,567人	2,372人
	100%	1.0%	28.5%	66.6%	3.9%
平成27年	59,533人	636人	15,629人	39,469人	3,799人
	100%	1.1%	26.3%	66.3%	6.4%

出典：多摩地域データブック（東京市町村自治調査会作成）（2016～2020年版）から引用。

※：各年 10 月 1 日現在。

(2) 農業の状況

本市の農業の状況を表 2-2-4 に示します。

本市の農家戸数は平成 22 年に対して平成 27 年は、138 戸減少しています。また、自給的農家および販売農家のうち専業農家は、概ね同程度で推移しており、兼業農家戸数は、第 1 種で 23 戸、第 2 種で 60 戸減少しています。

表2-2-4 農業の状況

単位：戸

	農家	自給的農家	販売農家		
			専業農家	兼業農家	
				第1種	第2種
平成22年	835	565	64	49	157
平成27年	697	506	68	26	97

出典：多摩地域データブック（東京市町村自治調査会作成）（2011、2020年版）から引用。

※：各年 2 月 1 日現在。

(3) 工業の状況

本市の工業の状況を表 2-2-5 および図 2-2-3 に示します。

本市の事業所数は、概ね同程度で推移しています。一方で、従業者数は、平成 26 年に対して令和元年は、1,946 人減少しています。

表2-2-5 工業の状況

	事業所数 (箇所)	従業者数 (人)	製造品出荷額等 (万円)
平成26年	236	9,176	20,809,541
平成29年	237	7,470	17,800,135
平成30年	229	7,332	18,620,324
令和元年	225	7,230	18,881,634

出典：多摩地域データブック（東京市町村自治調査会作成）（2016～2020年版）から引用。
 ※平成 26 年は 12 月 31 日現在、平成 29 年～令和元年は 6 月 1 日現在。

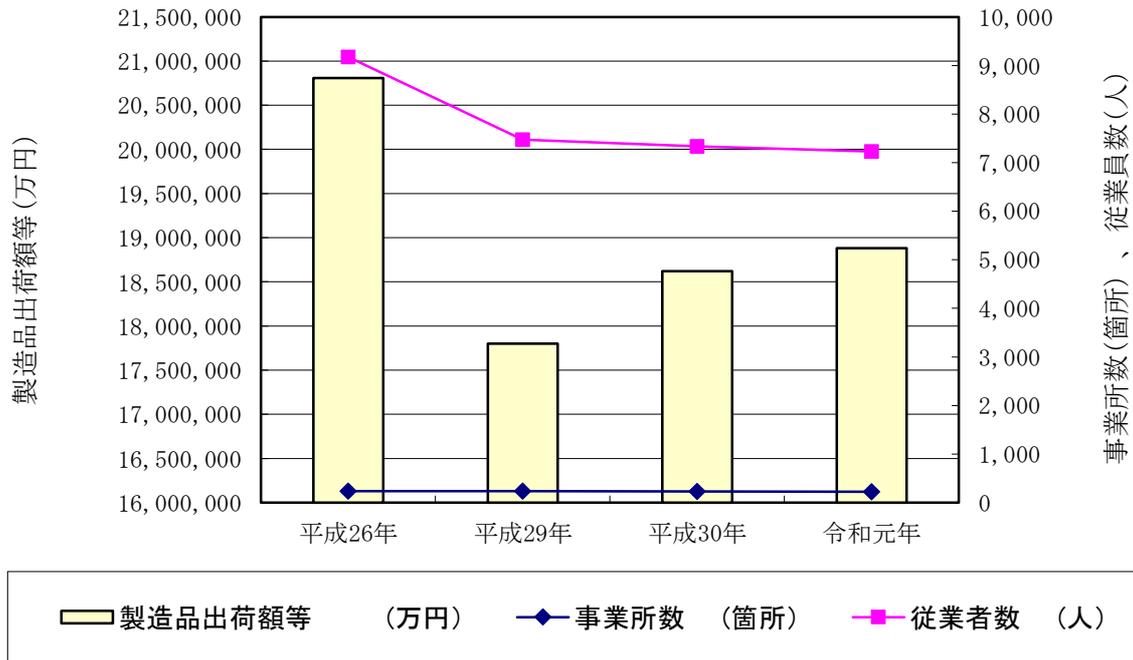


図2-2-3 工業の状況

(4) 商業の状況

本市の商業の状況を表 2-2-6 および図 2-2-4 に示します。

本市の事業所数は、平成 14 年に対して平成 26 年は、492 箇所減少しており、従業者数は、2,224 人減少しています。

また、年間販売額は、平成 14 年に対して平成 26 年は、76,918 百万円増加しています。

表2-2-6 商業の状況

	事業所数 (箇所)	従業者数 (人)	年間販売額 (百万円)
平成14年	1,308	8,957	186,807
平成16年	1,267	8,760	209,657
平成19年	1,128	8,337	179,180
平成26年	816	6,733	263,725

出典：多摩地域データブック（東京市町村自治調査会作成（2011、2020 年版）から引用。

※：平成 14 年、16 年は前計画の数値を引用。

※：平成 14 年、16 年、19 年は 6 月 1 日現在。平成 26 年は 7 月 1 日現在。

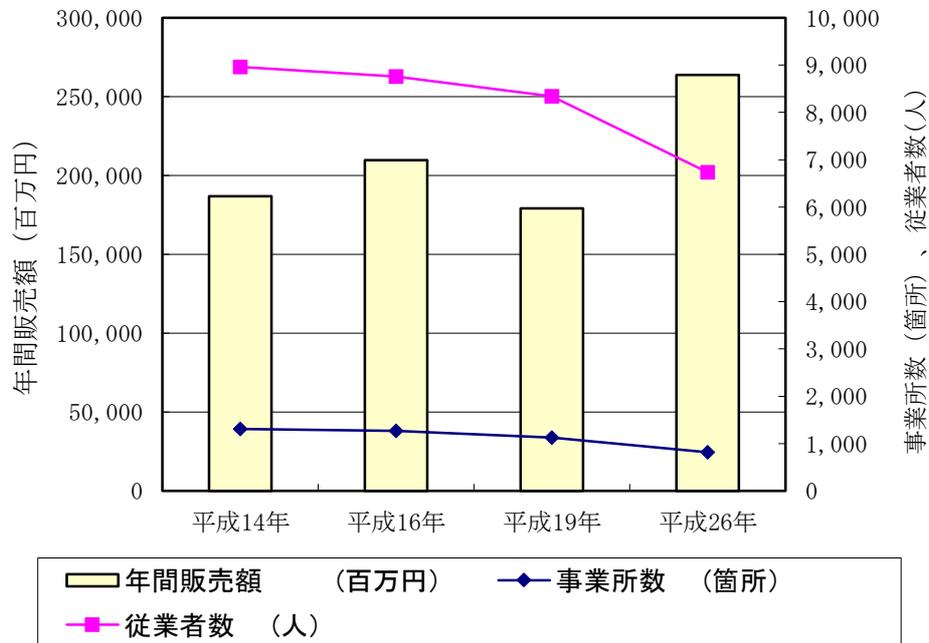


図2-2-4 商業の推移

3. 土地利用

本市の地目別面積の状況を表 2-2-7 および図 2-2-5 に示します。

本市の地目別面積は、「山林」が全体の 53.9%で最も広い面積を占めており、次に「宅地」が 20.9%、「その他」が 14.5%となっています。

表2-2-7 地目別面積の状況

単位：ha

	総数	宅地				田	畑	山林	その他	免税点未満	
		商業地区	工業地区	住宅地区	その他						
平成27年	6,038.46	1,251.63	15.40	123.77	1,003.95	108.51	21.97	407.50	3,255.41	865.42	236.52
平成28年	6,037.23	1,253.08	15.41	122.49	1,007.64	107.54	21.99	406.27	3,258.64	865.17	232.08
平成29年	6,035.11	1,254.28	15.41	123.24	1,008.36	107.27	21.64	402.50	3,257.37	866.05	233.28
平成30年	6,036.33	1,258.42	18.26	120.57	1,012.36	107.23	19.11	393.31	3,252.43	876.38	236.67
令和元年	6,036.21	1,261.46	18.27	120.69	1,015.57	106.94	19.06	389.24	3,252.09	877.57	236.80
令和元年割合	100.0%	20.9%	0.3%	2.0%	16.8%	1.8%	0.3%	6.5%	53.9%	14.5%	3.9%

出典：多摩地域データブック（東京市町村自治調査会作成（2016～2020年版）から引用。

※：固定資産税が非課税とされている国有地、道路、保安林等は除かれている。

※：各年1月1日現在。

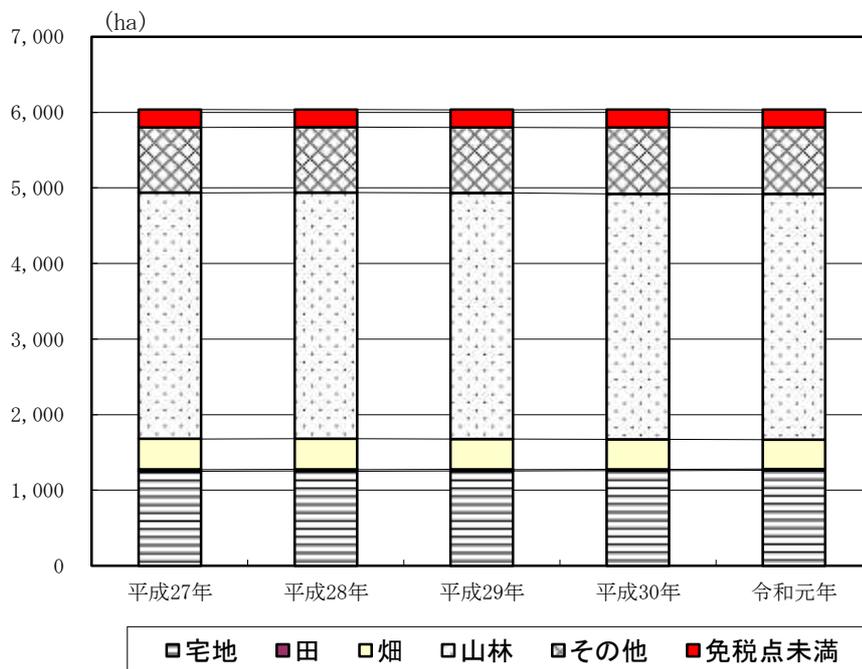


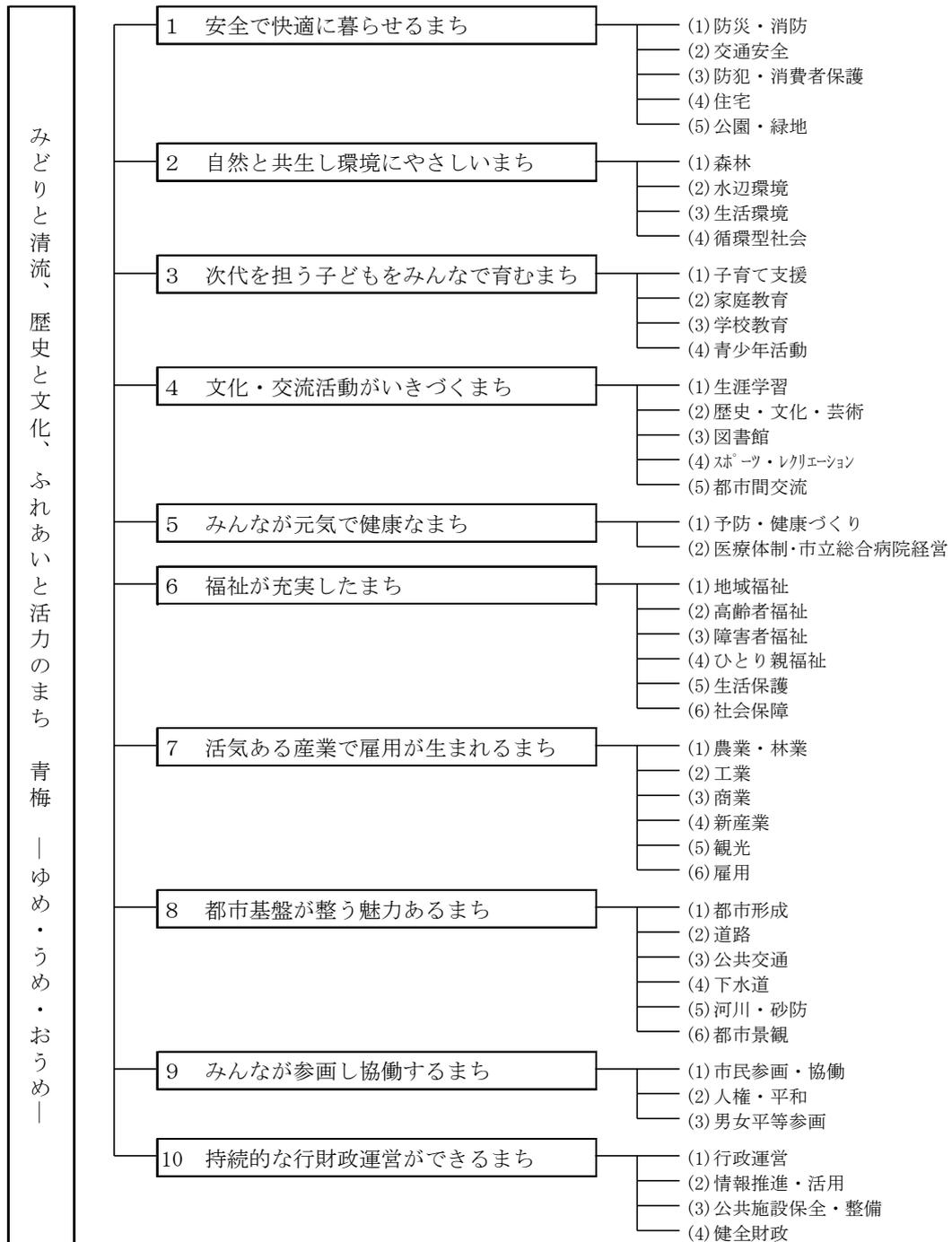
図2-2-5 地目別面積の状況

第3節 将来計画

1. 長期総合計画

(1) 総論

平成 27 年 3 月に策定した第 6 次青梅市総合長期計画では、計画期間を平成 25 年度から平成 34 年度と定め、以下に示す施策の大綱を掲げています。



(2) 廃棄物処理に関する事項

第6次青梅市総合長期計画における施策の大綱の中で、廃棄物処理に関する事項は、「2 自然と共生し環境にやさしいまち」の項目(4)循環型社会で述べており、以下に施策の方向および事業の取組を示します。

【基本方針】

「青梅市環境基本計画」にもとづき、環境にやさしい低炭素社会・資源循環型社会をつくるため、市民・事業者・行政の協働のもと、4Rの推進、ごみ減量、分別の徹底による再資源化などの取組を推進します。

ごみ処理施設の計画的な整備を図るとともに、周辺自治体との連携による、より経済的、効率的な収集・処理方法の検討を行います。

表2-3-1 数値目標

指標名	基本計画 開始時点 (平成24年度)	現状 (平成27年度)	目標 (平成34年度)
1人1日当たりの燃やすごみ排出量	567g	560g	510g

【基本施策】

(1) ごみの減量化の推進

「青梅市一般廃棄物処理基本計画」にもとづき、本市の事務事業から発生するごみの減量化に努めるとともに、ごみ処理施設見学会など広報・啓発活動の推進をはじめ、生ごみの堆肥化の推進や企業への働き掛けを通じ、市民の自主的な4R運動の定着を促進し、ごみの減量化・再資源化を図ります。

また、ごみの減量・再生利用、地域コミュニティの醸成につながる集団回収の支援・推進を図ります。

さらに、環境美化指導員等と連携し、廃棄物の適正処理やごみ減量等の施策を推進します。

(2) ごみ処理体制の整備

ごみの排出動向等に即した分別収集体制の充実、広報・啓発活動の推進による市民のごみ分別の一層の徹底に努めるとともに、ごみ処理施設の計画的な施設整備を図ります。

また、西多摩衛生組合構成市町における中間処理・資源化施設の統合・共同処理などについて協議を進めます。

第3章 ごみ処理の現状と課題

第1節 ごみ排出の現状

1. ごみ分別区分とごみ処理フロー

本市のごみ分別区分を表 3-1-1 に、ごみ処理フローを図 3-1-1 に示します。

表3-1-1 ごみ分別区分

区 分	主 な 内 容	
燃やすごみ	生ごみ、革製品、ゴム製品、かっぱ、浮き輪、CD、DVD、ビデオテープ等	
燃やさないごみ	硬質プラスチック、金属類	
容器包装プラスチックごみ	 マークの入ったプラスチック製の容器包装	
粗大ごみ	可燃性は50cm、不燃性は30cm以上のもので一般家庭から出る大型ごみ、たんす、机、椅子、ガステーブル等	
せん定枝	庭木等の生枝	
有害ごみ	蛍光管、蛍光灯、乾電池、スプレー缶、ライター、電子タバコ等	
資源物	ペットボトル	 マークの入った飲料容器、しょうゆ容器等
	ビン	飲料用ビン、化粧品ビン等
	カン	飲料用のカン類等
	新聞・折込チラシ	新聞、折込チラシ
	雑誌・雑紙	雑誌、雑紙（シュレッター層、菓子箱、OA用紙等）
	ダンボール・飲料用紙パック	ダンボール、紙パック
	繊維類	衣類、かばん・靴・ぬいぐるみ・ベルト等
	廃食用油	サラダ油、オリーブ油、菜種油等
	小型家電	携帯電話、電子端末、カメラ、携帯ゲーム機等
	陶磁器	茶碗、花瓶、植木鉢等
ガラス	ガラス食器等	

本市から発生した燃やすごみは、西多摩衛生組合環境センターで焼却処理しています。燃やさないごみ、粗大ごみ、せん定枝、有害ごみおよび資源物は青梅市リサイクルセンターで破碎・選別処理され、資源となるものはリサイクルショップ等で再生されます。また、処理過程で発生する破碎選別可燃物は、焼却処理、破碎選別不燃物については、平成27年度から資源化しています。

なお、資源物については、青梅市リサイクルセンターへの搬入以外に資源回収業者へ搬入するルートもあります。

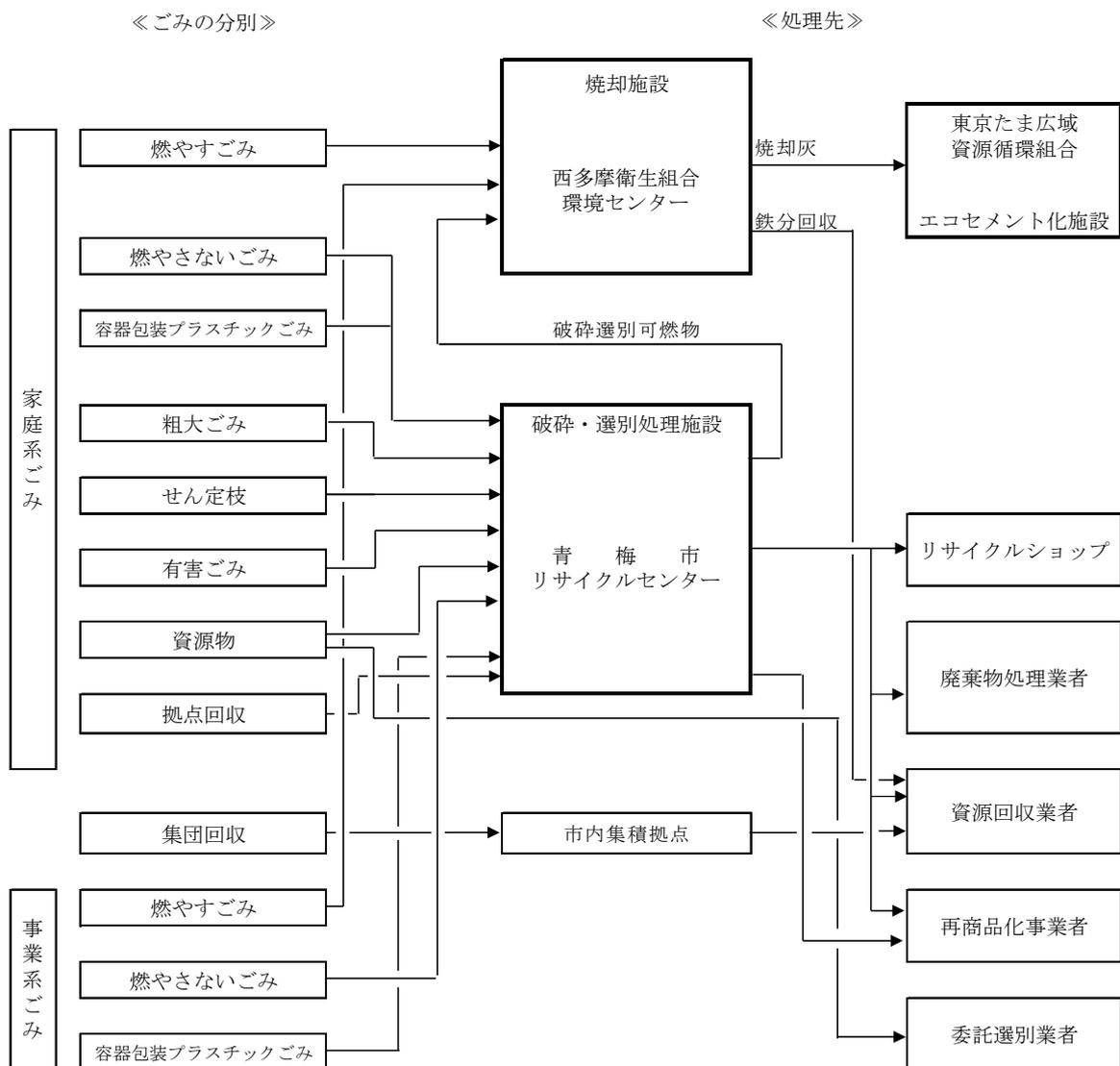


図3-1-1 ごみ処理フロー

2. ごみ量の実績

(1) ごみ収集量の実績

本市のごみ収集量の実績を表3-1-2に示します。

家庭系ごみは、平成29年度以降増加傾向で推移しています。また、事業系ごみのうち、燃やすごみは、平成28年度から令和元年度までは増加傾向で推移していましたが、令和2年度は減少しています。一方で、集団回収量については、減少傾向にあり、特に、古紙の回収量が減少しています。

表3-1-2 ごみ収集量の実績

項目		単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
行政区域内人口		人	136,244	135,300	134,316	133,283	132,291
家庭系ごみ	燃やすごみ	t/年	21,789	21,514	21,313	21,298	21,648
	燃やさないごみ(注1)		1,328	1,277	1,006	1,021	1,116
	一般家庭		1,316	1,264	999	1,014	1,111
	公園・公共施設等		0	0	0	0	0
	その他		12	13	7	7	5
	粗大ごみ		1,374	1,408	1,418	1,526	1,756
	回収		356	353	321	338	356
	持込		1,018	1,055	1,097	1,188	1,400
	その他不法投棄等		0	0	0	0	0
	せん定枝		340	352	377	377	408
	回収		8	8	5	6	5
	持込		332	344	372	371	403
	資源物		6,585	6,432	6,473	6,570	7,501
	カン		313	312	300	310	351
	ビン		798	715	730	686	758
	ペットボトル		419	409	437	434	452
	食品用白色トレイ		12	11	-	-	-
	容器包装プラスチック(注1)		1,540	1,505	1,546	1,570	1,599
	ダンボール・紙パック		604	610	618	642	903
	新聞・折込チラシ		896	841	717	688	883
	雑誌・雑紙		1,352	1,345	1,248	1,325	1,527
	繊維類(注2)		623	650	628	670	748
	廃食用油		3	3	3	2	3
	小型家電		3	3	5	4	4
	陶磁器		16	22	183	182	209
	ガラス		6	6	58	57	64
	有害ごみ		54	51	52	52	102
乾電池	40	39	40	41	43		
蛍光管	14	12	12	11	11		
スプレー缶・ライター等	0	0	0	0	48		
家庭系ごみ計	31,470	31,034	30,639	30,844	32,531		
集団回収	古紙	3,368	3,193	3,005	2,785	1,981	
	古繊維	164	168	164	167	123	
	ビン	325	319	315	289	214	
	鉄(スチール缶等)	64	61	59	55	44	
	アルミ(アルミ缶等)	70	70	68	67	53	
	合計	3,991	3,811	3,611	3,363	2,415	
事業系ごみ	燃やすごみ	5,508	5,513	5,681	5,967	5,494	
	燃やさないごみ	13	14	14	23	9	
	せん定枝(市の公共施設)	155	185	124	116	122	
	事業系ごみ計	5,676	5,712	5,819	6,106	5,625	
ごみ量合計	t/年	41,137	40,557	40,069	40,313	40,571	
総原単位	g/人・日	827.22	821.25	817.31	826.40	840.22	

(注1)平成19年度以降、燃やさないごみに含まれていた容器包装プラスチックは、分別区分の変更により、資源物に含みます。

(注2)繊維類には、かばん・靴・ぬいぐるみ・ベルトを含みます。

(2) ごみ処理量の実績

本市のごみ処理量の実績を表 3-1-3 に示します。

焼却処理量は、概ね同程度で推移しています。

破碎選別処理量の燃やさないごみ量については、平成 30 年度までは減少傾向、平成 30 年度以降は増加傾向で推移し、粗大ごみ量については、平成 29 年度以降増加傾向で推移し、資源物・せん定枝量および有害ごみ量については、平成 28 年度から令和元年度までは同程度で推移していますが、令和 2 年度は増加しています。

なお、直接資源化は行っていません。

表3-1-3 ごみ処理量の実績

区分 \ 年度		実績 (家庭系+事業系) (t/年)					
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
焼却	燃やすごみ	27,297	27,027	26,994	27,265	27,142	
	破碎選別可燃物	1,845	1,871	1,707	1,885	2,224	
	計	29,142	28,898	28,701	29,150	29,366	
	処理内訳	焼却残さ (埋立)	0	0	0	0	0
		鉄分回収 (資源化)	184	198	204	241	277
焼却残さ (資源化)		2,343	2,390	2,338	2,288	2,316	
破碎選別	燃やさないごみ	1,341	1,291	1,020	1,044	1,125	
	処理内訳	破碎選別可燃物	932	776	445	425	602
		破碎選別不燃物	0	0	0	0	0
		破碎選別資源物	409	515	575	619	523
		その他	0	0	0	0	0
	粗大ごみ	1,374	1,408	1,418	1,526	1,756	
	処理内訳	破碎選別可燃物	650	873	707	795	997
		破碎選別不燃物	0	0	0	0	0
		破碎選別資源物	724	535	711	731	759
		その他	0	0	0	0	0
	資源物・せん定枝	7,080	6,969	6,974	7,063	8,031	
	処理内訳	選別可燃物	263	222	555	665	625
		選別不燃物	0	0	0	0	0
		選別資源物	6,817	6,747	6,419	6,398	7,406
		その他	0	0	0	0	0
	有害ごみ	54	51	52	52	102	
	処理内訳	選別可燃物	0	0	0	0	0
		選別不燃物	0	0	0	0	0
		選別資源物	54	51	52	52	102
		その他	0	0	0	0	0
直接資源化		0	0	0	0	0	
その他 資源化	破碎選別資源物	8,004	7,848	7,757	7,800	8,790	
	鉄分回収 (資源化)	184	198	204	241	277	
	焼却残さ (資源化)	2,343	2,390	2,338	2,288	2,316	
	集団回収	3,991	3,811	3,611	3,363	2,415	
資源化計 (直接+その他)		14,522	14,247	13,910	13,692	13,798	

(3) 発生および排出抑制・資源化に関する事業と総資源化率の推移

1) 発生および排出抑制・資源化に関する事業

本市においては、以下に示すとおり、排出抑制・資源化に関する事業を推進しています。

- ① 資源物回収事業
- ② 集団回収事業
- ③ せん定枝回収事業
- ④ 使用済小型家電の回収事業
- ⑤ 廃食用油、陶磁器・ガラスの回収事業
- ⑥ 有害ごみ（乾電池・蛍光管）の回収事業
- ⑦ 西多摩衛生組合による炉床からの鉄分回収、焼却灰のエコセメント化

2) 総資源化率の推移

本市の総資源化率は、概ね同程度で推移しています。

表3-1-4 総資源化率の推移

項目	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
破砕選別資源物	t/年	8,004	7,848	7,757	7,800	8,790
直接資源化量		0	0	0	0	0
鉄分回収（資源化）		184	198	204	241	277
焼却残さ（資源化）		2,343	2,390	2,338	2,288	2,316
集団回収		3,991	3,811	3,611	3,363	2,415
総資源化量計（B）		14,522	14,247	13,910	13,692	13,798
ごみ総排出量（A）		41,137	40,557	40,069	40,313	40,571
総資源化率（B）/（A）	%	35.3	35.1	34.7	34.0	34.0

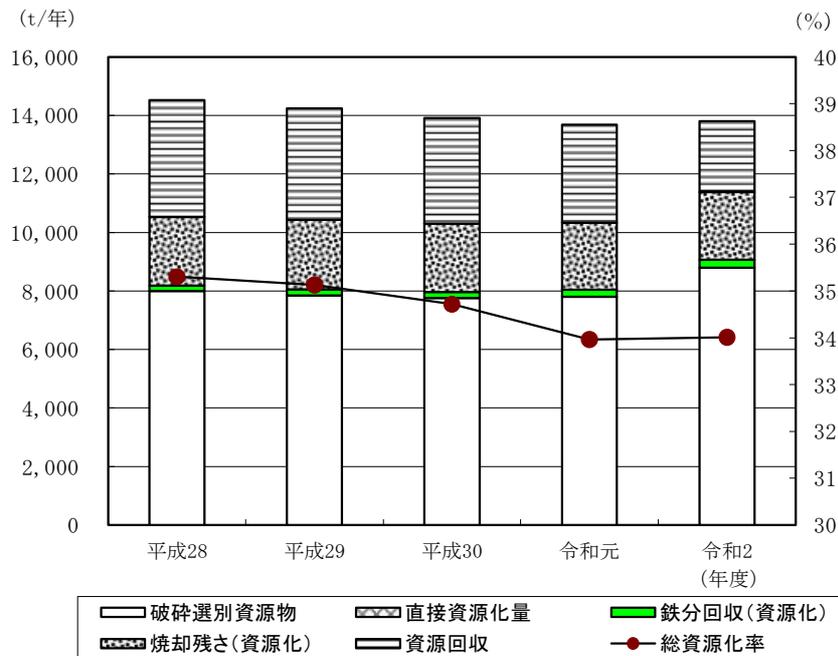


図3-1-2 総資源化率の推移

(4) ごみ質分析結果

本市の燃やすごみを処理している西多摩衛生組合環境センターに搬入されているごみの
ごみ質分析結果を表 3-1-5 に示します。

表3-1-5 ごみ質分析結果

採取月	単位 容積 重量 (kg/m ³)	三成分			ごみ組成割合 (水分含まず)									低位 発熱量 (実測値) (kcal/kg)	低位 発熱量 (実測値) (kJ/kg)
		水分	灰分	可燃分	紙類	布類	プラス チック類	ゴム・皮革 類	木 竹 わら類	厨芥類	不燃物	その他			
		(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)			
平成 28 年度	4月	122	42.29	4.81	52.90	44.2	3.1	34.6	0.0	8.2	4.3	2.3	3.3	2,540	10,632
	5月	196	44.97	5.21	49.82	34.1	8.2	31.3	0.0	19.7	3.1	1.6	2.0	2,150	9,000
	6月	209	48.67	5.44	45.89	42.5	3.1	29.3	0.0	19.1	4.1	1.1	0.8	1,840	7,702
	7月	139	44.06	8.10	47.84	28.3	12.8	34.7	0.0	18.6	2.3	0.6	2.7	2,020	8,456
	8月	249	56.97	4.39	38.64	25.6	4.6	36.9	0.0	17.5	14.5	0.5	0.4	1,540	6,446
	9月	198	51.91	5.04	43.05	36.4	7.6	28.4	0.0	16.6	8.9	1.4	0.7	2,110	8,832
	10月	195	51.93	4.67	43.40	31.8	7.0	38.1	0.0	16.3	2.7	3.4	0.7	2,350	9,837
	11月	164	42.14	4.54	53.32	33.5	9.5	34.0	0.0	13.8	6.7	0.4	2.1	2,760	11,553
	12月	195	51.55	5.22	43.23	44.7	17.0	16.7	0.0	12.7	4.8	2.1	2.0	1,890	7,912
	1月	219	49.78	5.68	44.54	33.9	6.3	41.6	0.0	3.2	11.3	2.6	1.1	2,330	9,753
	2月	182	47.28	3.95	48.77	38.2	7.5	37.5	0.0	6.7	8.9	0.5	0.7	2,580	10,800
	3月	142	37.57	4.59	57.84	42.9	10.4	40.3	0.0	3.5	2.0	0.0	0.9	3,240	13,563
	平均	184	47.43	5.14	47.43	36.3	8.1	33.6	0.0	13.0	6.1	1.4	1.5	2,279	9,541
平成 29 年度	4月	196	43.01	4.54	52.45	39.4	6.5	43.7	0.0	5.2	1.2	1.9	2.1	2,990	12,516
	5月	161	43.25	3.64	53.11	20.3	15.4	37.6	0.0	19.0	6.4	0.8	0.5	2,850	11,930
	6月	181	45.47	4.94	49.59	28.6	7.4	27.2	0.0	22.1	11.2	2.0	1.5	2,400	10,046
	7月	221	45.12	5.38	49.50	30.3	12.9	36.7	0.0	12.6	4.3	2.7	0.5	2,350	9,837
	8月	266	50.83	5.85	43.32	38.9	1.8	35.3	0.0	16.6	5.0	1.4	1.0	2,160	9,042
	9月	169	43.92	4.70	51.38	50.9	1.6	37.1	0.0	8.0	1.4	0.3	0.7	2,740	11,470
	10月	208	50.79	4.45	44.76	38.0	8.7	29.7	0.0	12.9	8.6	1.4	0.7	2,370	9,921
	11月	246	46.46	3.54	50.00	33.2	2.3	34.3	0.0	24.5	4.5	0.5	0.7	2,600	10,884
	12月	179	39.59	9.61	50.80	37.5	3.4	31.1	0.0	15.8	4.0	7.7	0.5	2,790	11,679
	1月	169	45.52	6.22	48.26	47.8	5.8	12.4	0.0	22.7	9.1	0.4	1.8	1,960	8,205
	2月	201	39.31	5.86	54.83	33.5	13.7	34.4	0.0	12.3	2.3	3.1	0.7	2,910	12,181
	3月	168	40.30	6.52	53.18	43.3	2.4	35.0	0.0	9.7	7.9	0.8	0.9	3,080	12,893
	平均	197	44.46	5.44	50.10	36.8	6.8	32.9	0.0	15.1	5.5	1.9	1.0	2,600	10,884
平成 30 年度	4月	162	44.67	3.87	51.46	30.1	17.4	34.8	0.0	8.2	8.4	0.7	0.4	2,850	11,930
	5月	122	43.90	5.95	50.15	35.1	6.9	34.8	0.0	12.7	8.9	0.4	1.2	2,710	11,344
	6月	153	42.73	4.97	52.30	37.0	4.2	38.4	0.0	10.1	9.6	0.0	0.7	2,790	11,679
	7月	236	48.84	4.09	47.07	41.1	9.5	24.8	0.7	17.4	5.4	0.9	0.2	2,350	9,837
	8月	158	47.44	3.69	48.87	54.1	2.8	26.0	0.0	13.4	2.5	0.8	0.4	2,300	9,628
	9月	207	46.99	3.33	49.68	35.5	3.5	34.9	0.0	19.0	6.9	0.0	0.2	2,770	11,595
	10月	180	48.82	3.67	47.51	39.7	1.3	32.2	0.0	25.3	0.9	0.0	0.6	2,370	9,921
	11月	198	54.15	5.05	40.80	38.9	0.0	30.4	0.0	19.7	8.9	1.9	0.2	2,060	8,623
	12月	152	45.53	5.38	49.09	42.2	4.9	32.7	0.0	10.7	7.9	0.4	1.2	2,690	11,260
	1月	204	41.19	5.53	53.28	36.4	4.7	39.7	0.0	10.7	6.2	1.8	0.5	2,990	12,516
	2月	192	41.90	6.97	51.13	46.3	0.8	33.6	0.0	7.4	6.8	4.7	0.4	2,740	11,470
	3月	155	41.34	4.90	53.76	42.5	6.3	30.2	0.8	11.5	6.1	1.6	1.0	2,640	11,051
	平均	177	45.63	4.78	49.59	39.9	5.2	32.7	0.1	13.8	6.6	1.1	0.6	2,605	10,905
令和 元 年度	4月	223	47.10	6.08	46.82	35.0	6.6	27.7	0.0	20.8	6.3	2.3	1.3	2,440	10,214
	5月	136	42.58	5.47	51.95	33.5	1.9	35.2	0.0	13.8	11.5	0.5	3.6	2,740	11,470
	6月	159	51.83	3.86	44.31	28.8	2.3	42.1	2.0	15.0	9.1	0.0	0.7	2,380	9,963
	7月	150	47.96	5.53	46.51	37.0	6.0	31.2	1.0	7.5	16.1	0.2	1.0	2,370	9,921
	8月	172	53.66	3.27	43.07	43.0	5.2	31.6	0.0	15.6	4.2	0.1	0.3	2,220	9,293
	9月	165	47.31	5.45	47.24	30.2	3.9	49.8	0.0	8.6	5.0	2.1	0.4	2,520	10,549
	10月	126	41.62	4.84	53.54	31.2	11.1	36.9	0.0	19.0	0.9	0.0	0.9	2,630	11,009
	11月	155	36.36	5.65	57.99	21.3	6.9	42.9	0.0	20.4	6.9	1.1	0.5	2,870	12,014
	12月	131	45.64	5.42	48.94	28.7	17.3	29.9	0.5	18.3	2.5	2.0	0.8	2,620	10,967
	1月	132	43.10	7.80	49.10	33.3	1.3	47.9	0.0	9.4	5.8	1.6	0.7	2,880	12,056
	2月	139	36.87	5.55	57.58	34.4	9.6	39.3	0.0	7.7	8.4	0.3	0.3	3,170	13,270
	3月	131	51.13	3.84	45.03	31.5	5.8	34.1	0.0	12.5	14.1	1.3	0.7	2,360	9,879
	平均	152	45.43	5.23	49.34	32.3	6.5	37.4	0.3	14.0	7.6	1.0	0.9	2,600	10,884
令和 2 年度	4月	172	49.82	9.45	40.73	43.5	5.1	20.8	1.0	7.3	15.2	1.0	6.1	1,970	8,246
	5月	159	41.34	8.48	50.18	41.1	5.0	22.7	0.8	13.1	7.0	4.9	5.4	2,320	9,712
	6月	216	44.05	7.32	48.63	22.9	7.4	18.7	1.5	27.7	7.5	1.9	12.4	2,280	9,544
	7月	203	53.23	5.67	41.10	39.3	3.0	25.7	0.4	12.2	12.4	4.4	2.6	1,810	7,577
	8月	213	52.10	4.91	42.99	30.9	8.0	25.7	0.0	16.6	10.9	1.5	6.4	1,900	7,953
	9月	203	45.10	6.02	48.88	37.3	6.2	25.5	0.5	9.4	15.2	0.9	5.0	2,180	9,125
	10月	165	45.02	6.17	48.81	22.5	8.3	27.8	0.0	17.3	11.0	1.8	11.3	2,330	9,753
	11月	195	44.60	4.96	50.44	36.1	5.3	25.1	0.7	12.7	10.3	0.7	9.1	2,260	9,460
	12月	245	45.00	9.06	45.94	38.7	4.7	25.0	1.0	12.0	5.7	4.4	8.5	2,050	8,581
	1月	162	34.13	12.19	53.68	34.4	8.0	30.0	3.7	7.8	4.0	7.1	5.0	2,760	11,553
	2月	236	48.25	6.48	45.27	27.4	9.2	25.6	0.8	8.6	20.9	3.8	3.7	2,120	8,874
	3月	132	41.43	7.20	51.37	44.7	5.1	27.9	0.2	6.0	9.1	3.8	3.2	2,490	10,423
	平均	192	45.34	7.33	47.33	34.9	6.3	25.0	0.9	12.6	10.8	3.0	6.5	2,206	9,234

※ 1kcal=4.186kJ

第2節 収集運搬の現状

1. 計画収集区域

計画収集区域は、本市全域とします。

2. 収集・運搬体制

本市におけるごみの収集頻度や収集方法等を表 3-2-1 に示します。

表3-2-1 収集・運搬体制

区 分	収集頻度	運営形態	収集方式	排出容器	手数料	
燃やすごみ	2回/週	委託	戸別	市指定袋（緑色）	有料	
燃やさないごみ	1回/月	委託	戸別	市指定袋（オレンジ色）	有料	
容器包装プラスチックごみ	3～4回/月	委託	戸別	市指定袋（紫色）	有料	
粗大ごみ	随時	直営・委託	直接持込/ 自宅回収	-	有料	
せん定枝	随時	直営	直接持込	-	無料	
	月～金		自宅回収		有料	
有害ごみ	1回/週	委託	戸別	透明または半透明の袋	無料	
	随時	直営	直接持込	-		
資源物	ペットボトル	1回/週	委託	戸別	任意の容器	無料
	ビン	2回/月	委託	戸別	任意の容器	無料
	カン	2～3回/月	委託	戸別	任意の容器	無料
	新聞・折込チラシ	1回/月	委託	戸別	ひもで束ねる	無料
	雑誌・雑紙	1回/月	委託	戸別	ひもで束ねる	無料
	ダンボール・飲料用紙パック	1回/月	委託	戸別	ひもで束ねる	無料
	繊維類	1回/月	委託	戸別	透明または半透明の袋	無料
	廃食用油	随時	直営	直接持込	-	無料
	小型家電	随時	直営	拠点回収	-	無料
	陶磁器	2回/月	委託	戸別	任意の容器	無料
		随時	直営	直接持込	-	
	ガラス類	2～3回/月	委託	戸別	任意の容器	無料
		随時	直営	直接持込	-	

3. 収集・運搬量の推移

本市における収集・運搬量の推移を表3-2-2に示します。

令和元年度までは、家庭系ごみは減少、事業系ごみは増加傾向でした。令和2年度については、家庭系ごみは増加し、事業系ごみは減少しました。これは、新型コロナウイルス感染症対策に伴う外出自粛などが影響したものと予想されます。

表3-2-2 収集・運搬量の推移

項目		単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
家庭系ごみ	燃やすごみ	t/年	21,789	21,514	21,313	21,298	21,648
	燃やさないごみ		1,328	1,277	1,006	1,021	1,116
	容器包装プラスチック(注)		1,540	1,505	1,546	1,570	1,599
	粗大ごみ		1,374	1,408	1,418	1,526	1,756
	せん定枝		340	352	377	377	408
	資源物(注)		5,045	4,927	4,927	5,000	5,902
	有害ごみ		54	51	52	52	102
	家庭系ごみ計		31,470	31,034	30,639	30,844	32,531
事業系ごみ	燃やすごみ	5,508	5,513	5,681	5,967	5,494	
	燃やさないごみ	13	14	14	23	9	
	せん定枝(市の公共施設)	155	185	124	116	122	
	事業系ごみ計	5,676	5,712	5,819	6,106	5,625	
ごみ量合計			37,146	36,746	36,458	36,950	38,156

注：収集運搬体制のとおり、ここでは、資源物に含まれている容器包装プラスチックを分けて示す。

第3節 中間処理の現状

1. 中間処理施設の概要

本市の燃やすごみは、福生市、羽村市、瑞穂町に本市を含めた3市1町で構成する西多摩衛生組合環境センターで共同処理をしています。

西多摩衛生組合環境センターでは、平成25年度から令和元年度まで基幹的設備改良工事を実施しました。

西多摩衛生組合環境センターで焼却処理後の焼却残さは、東京たま広域資源循環組合のエコセメント化施設に搬入し、エコセメントの原料として資源化しています。

また、燃やさないごみ、粗大ごみ、資源物の一部、有害ごみおよびせん定枝は青梅市リサイクルセンターで処理しています。

表3-3-1 西多摩衛生組合環境センターの概要

区 分	内 容
施設名称	西多摩衛生組合環境センター
所在地	羽村市羽4235番地
竣工年月	平成10年3月
炉型式	全連続燃焼式
焼却方式	流動床炉
処理能力（炉数）	480t/日（160t/日×3炉）
総事業費	29,767,000千円
余熱利用施設	場内給湯、浴場施設
建築面積	7,074㎡（工場棟：6,408㎡、管理棟：666㎡）
延床面積	15,536㎡（工場棟：14,226㎡、管理棟：1,310㎡）
煙突高さ	44.5m
発電設備	背圧式蒸気タービン方式（最大1,980kW）
公害防止対策設備	乾式消石灰、活性炭噴霧＋触媒入りバグフィルター＋脱硝反応塔

表3-3-2 青梅市リサイクルセンターの概要

区 分	内 容
施設名称	青梅市リサイクルセンター
所在地	青梅市新町6-9-1
竣工年月	昭和59年4月
処理方式	選別・破碎・圧縮・梱包
処理対象	燃やさないごみ、容器包装プラスチックごみ、粗大ごみ、せん定枝、有害ごみ、資源物
処理能力	48.37t/日（破碎、圧縮、圧縮梱包）
総事業費	2,387,000千円

2. 中間処理量の推移

西多摩衛生組合環境センターに搬入した燃やすごみおよびリサイクルセンターにおける中間処理量の推移を表 3-3-3 に示します。

表3-3-3 中間処理量の推移

(t/年)

項 目		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
焼却量内訳	燃やすごみ	27,297	27,027	26,994	27,265	27,142
	破碎選別可燃物	1,845	1,871	1,707	1,885	2,224
	計	29,142	28,898	28,701	29,150	29,366
リサイクルセンター 搬入物処理内訳	破碎選別可燃物	1,845	1,871	1,707	1,885	2,224
	破碎選別不燃物	0	0	0	0	0
	破碎選別資源物	8,004	7,848	7,757	7,800	8,790
	その他	0	0	0	0	0
	計	9,849	9,719	9,464	9,685	11,014

第4節 最終処分場の現状

1. 最終処分場の概要

焼却残さは、東京たま広域資源循環組合のエコセメント化施設に搬入し、エコセメントの原料として資源化を実施しています。

また、破碎選別不燃物については、平成 28 年度までは二ツ塚廃棄物広域処分場にて埋立処分を行っていましたが、平成 29 年度から資源化を開始し、最終処分場への搬入がゼロとなりました。

表 3-4-1 に東京たま広域資源循環組合のエコセメント化施設、表 3-4-2 に二ツ塚廃棄物広域処分場の概要を示します。

表3-4-1 エコセメント化施設の概要

区 分	内 容
施設名称	エコセメント化施設
所在地	西多摩郡日の出町大字大久野字玉の内7642番地
建設年月	造成工事：平成15年2月 建設工事：平成16年1月 本格稼働：平成18年7月
処理能力	焼却残さ等 ^(注1) の処理能力 約300t（日平均）
生産能力	エコセメント生産能力 約430t（日平均）
処理対象物	多摩地域25市1町のごみの焼却施設から排出される焼却残渣、溶融飛灰 ^(注2) 及び二ツ塚処分場に分割埋立 ^(注3) された焼却残渣他
総事業費	約27,200,000千円

(注1) 焼却残さ：焼却灰（焼却後の残さ物）および飛灰（集じん機により補修された排ガス中のばいじん）

(注2) 溶融飛灰：灰溶融炉の排ガス中から、集じん機で補修されたばいじん

(注3) 分割埋立：埋め立てられた焼却残さの再処理（エコセメント化）を行うため平成12年9月より、焼却残さと不燃ごみをそれぞれエリア分けをして埋め立てを開始

表3-4-2 二ツ塚廃棄物広域処分場の概要

区 分	内 容
施設名称	二ツ塚廃棄物広域処分場
所在地	西多摩郡日の出町大字大久野字玉の内7642番地
埋立面積	184,000㎡
埋立容量	全体埋立容量 : 3,700,000㎡
	廃棄物埋立容量 : 2,500,000㎡
	覆土容量 : 1,200,000㎡
建設年月	第1期工事：平成7年度～平成10年度
	第2期工事：平成12年度～平成14年度
埋立期間	平成10年1月～令和10年3月（予定）※
埋立物	焼却残渣、不燃残渣及び焼却不適ごみ
埋立方式・種類	セル方式、管理型

※：この期間は政令にもとづく届出の期間であり、実際の埋立完了時期を示すものではない。

2. 最終処分量の推移

焼却残さは、平成 18 年度まで埋立処分を行っていましたが、平成 19 年度以降は、全量をエコセメントの原料として再生利用しています。

また、破碎選別不燃物については、平成 26 年度までは埋立処分を行っていましたが、平成 27 年度以降は、全量資源化しています。そのため、現在は、最終処分場での埋立処分は行っていません。

表3-4-3 最終処分量の推移

(t/年)

区 分 \ 年 度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
焼却残さ(埋立)	0	0	0	0	0
破碎選別不燃物	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0

第5節 ごみ処理の課題

1. 発生および排出抑制・資源化に関する課題

1. 発生および排出抑制に関する課題

- 燃やすごみの中に紙類や容器包装プラスチック等の資源物が含まれていることから、分別の徹底による減量化・資源化を促進する必要があります。
- 生ごみについては、更なる資源化に向けて、水切りの励行や食品ロスの削減の取組の普及など、さらなる減量化に向けた啓発活動を行う必要があります。
- プラスチックの持続可能な利用について、発生・排出抑制および減量化への意識啓発を行い、資源循環を推進していく必要があります。
- 事業者（多量排出事業者）に対して減量・再利用計画の作成の義務化を図り、立入調査や情報提供を行うなど、指導を強化して事業系燃やすごみの減量化・資源化を促進する必要があります。

2. 資源化に関する課題

- せん定枝の資源化の利用先は、チップとして市民への無料配布等が行われているほか、西多摩衛生組合環境センターにおける排ガス対策用に活性炭として利用されます。家庭系せん定枝の回収量は、微増していることから、せん定枝の更なる回収を行うことが望まれます。
- 地域の循環リサイクルシステムである集団回収について、再生利用に対する意識の向上を図るとともに、資源化への適正処理を推進する必要があります。
- ごみと資源の処理実績および費用の公表を行っていますが、多様な情報媒体を活用した情報発信に努め、市民のコスト意識向上を図る必要があります。
- 粗大ごみのリユース推進のため、リサイクルショップの更なるPRを行う必要があります。
- 河川、山林、田畑に多くの不法投棄ごみが見受けられるため、対策を講じる必要があります。

2. 収集・運搬に関する課題

- 脱炭素社会に対応するため、環境に配慮した、低公害車の収集・運搬車両の導入を順次図っていく必要があります。
- 戸別収集を基本として、集合住宅では集積所での収集を行っていますが、収集できない未分別等のごみについては、収集業者等による指導に加え、広報誌等により適正な分別排出を継続的に呼びかける必要があります。
- 不適正な排出による収集運搬時の事故を防止するため、多様な媒体を活用した情報発信に努め、適正排出の周知徹底を図る必要があります。
- 広域処理の取組として、本市と西多摩衛生組合および組合構成市町が協議して、分別品目や収集方法の統一を図る必要があります。
- 事業所等のごみが家庭系収集ごみへ混入することを防ぐ必要があります。
- 高齢化社会に対応する収集・運搬体制を検討する必要があります。
- 近年増加している「在宅医療廃棄物」の、適正排出方法を周知徹底する必要があります。

3. 中間処理に関する課題

1. 資源化施設の統合の検討

- 青梅市リサイクルセンターについては稼働後 37 年が経過していることから、毎年の計画的補修と予防保全など適切な維持管理に加えて、令和 3 年度から令和 5 年度まで、基幹的設備改良工事を実施します。今後、資源化処理施設の効率的な運営を目的として、西多摩衛生組合と組合構成市町が協議しながら、施設の統合を含めた各施設の有効活用の検討を行う必要があります。

2. 共同処理している焼却施設に関する課題

- 西多摩衛生組合環境センター（焼却施設）は、今後も適切な維持管理を行って、安定的に処理を継続していく必要があります。
- 西多摩衛生組合環境センター（焼却施設）は、第 1 期基幹的設備改良工事実施後、新設の焼却施設と同様に 15 年以上の稼働を予定しているため、今後の組合運営については、社会情勢の変化に合わせた運営方針を適切な時期に検討していく必要があります。
- 西多摩衛生組合環境センター（焼却施設）の第 1 期基幹的設備改良工事が令和元年度に完了しました。今後も、安定的な処理を継続するために、第 2 期基幹的設備改良工事を検討していく必要があります。
- 西多摩衛生組合および組合構成市町が連携して、焼却施設の延命化後、新設の更新等の検討をしていく必要があります。
- 今後、西多摩衛生組合敷地内の一部を災害廃棄物の二次仮置き場として活用できるよう本市と西多摩衛生組合および構成市町で、検討していく必要があります。
- 既設施設の施設維持整備工事等により、適正に管理しながら施設の強靱性を確保していく必要があります。
- 施設稼働の余力を有効活用するためには、地域全体で広域的な視野に立った効率的な廃棄物処理を考えていく必要があります。
- 周辺住民の意見集約を行いながら施設稼働能力の有効活用を検討する必要があります。
- 廃棄物発電施設の大規模化および地域特性を踏まえた熱の地域還元等の取組を促進する必要があります。

4. 最終処分に関する課題

最終処分に関する課題は、以下のとおりとします。

- 平成 18 年度以降、焼却残さをエコセメントの原料として利用することにより劇的に最終処分量は減少し、平成 26 年 10 月からは従来埋立処分していた破碎不燃物の全量資源化により埋立処分量はゼロとなっており、今後も取組を継続する必要があります。

第6節 廃棄物処理システムによる比較評価

平成19年6月に、環境省から「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」が公表されましたが、同指針には循環型社会形成に向けた一般廃棄物処理システムの構築のため、「市町村は、当該市町村における一般廃棄物処理システムの改善・進歩の評価の度合いを客観的かつ定量的に点検・評価し、市町村一般廃棄物処理システム比較分析表により、その結果を住民に対し、公表するものとする。」とされています。

市町村一般廃棄物処理システム比較分析表とは、表3-6-1および図3-6-1に示すように、標準的な指標値によるものであり、環境省が公開している「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール（令和元年度版）」を使用することによって算出します。

算出された標準的な指標値は当該市町村が類似自治体と比較することにより、自らの廃棄物処理システムを客観的に評価し、廃棄物処理システムの改善に取り組むことが期待されています。

今回、「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」において採用した類似自治体は、人口10万人～15万人の62市町村です。この62市町村の平均値等が表3-6-1に示されており、平均値が比較のベースとなっています。

類似自治体62市町村の平均値からみると、本市の人口一人一日当たりごみ総排出量は、やや低く比較的良好であり、廃棄物からの資源回収率も比較的高い水準にあります。人口一人当たり年間処理経費および最終処分減量に要する費用は、平均値を超えています。

表3-6-1 「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」による算出結果

標準的な指標	人口一人一日当たり ごみ総排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの資源回収率 (RDF・セメント原料化等除く) (t/t)	廃棄物のうち最終 処分される割合 (t/t)	人口一人当たり 年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に 要する費用 (円/t)
平均	0.89	0.202	0.064	13,640	42,423
最大	1.345	0.50	0.173	21,900	76,113
最小	0.609	0.07	0	7,216	23,452
標準偏差	0.136	0.084	0.048	3,520	11,020
本市実績	0.826	0.277	0	18,880	55,221
指数値	107.2	137.1	200.0	61.6	69.8

※：指数値とは、平均値を100とした場合の対比値のこと。

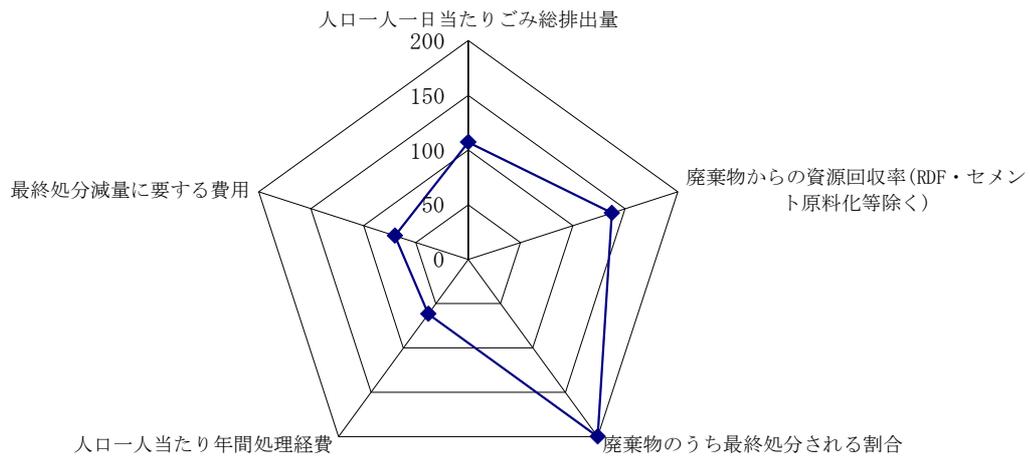


図3-6-1 標準的な指数値によるレーダーチャート

表3-6-2 標準的な算出方法

標準的な指標	算出式及び指数化の方法	指数の見方
人口1人1日当たり ごみ総排出量	算出式: $\text{ごみ総排出量} \div 365(\text{or } 366) \div \text{計画収集人口} \times 10^3$ 指数化の方法: $(1 - [\text{実績値} - \text{平均値}] \div \text{平均値}) \times 100$	指数が大きいほど、ごみ総排出量が少なくなる。
廃棄物からの資源回収率 (RDF・セメント原料化等除く)	算出式: $\text{資源化量} \div \text{ごみ総排出量}$ 指数化の方法: $\text{実績値} \div \text{平均値} \times 100$	指数が大きいほど、資源回収率は高くなる。
廃棄物のうち 最終処分される割合	算出式: $\text{最終処分量} \div \text{ごみ総排出量}$ 指数化の方法: $(1 - [\text{実績値} - \text{平均値}] \div \text{平均値}) \times 100$	指数が大きいほど、最終処分される割合は小さくなる。
人口1人当たり 年間処理経費	算出式: $\text{処理及び維持管理費} \div \text{計画収集人口}$ 指数化の方法: $(1 - [\text{実績値} - \text{平均値}] \div \text{平均値}) \times 100$	指数が大きいほど、1人当たりの年間処理経費は少なくなる。
最終処分減量に 要する費用	算出式: $(\text{処理及び維持管理費} - \text{最終処分費} - \text{調査研究費}) \div (\text{ごみ総排出量} - \text{最終処分量})$ 指数化の方法: $(1 - [\text{実績値} - \text{平均値}] \div \text{平均値}) \times 100$	指数が大きいほど費用対効果は大きくなる。

第4章 ごみ排出量の予測

第1節 将来人口

本市の将来人口を表 4-1-1 に示します。なお、「第2期青梅市まち・ひと・しごと創生総合戦略」にもとづく将来人口とします。

表4-1-1 計画収集人口の推移

年 度	人口 (人)
令和3年度	132,043
令和4年度	131,795
令和5年度	131,547
令和6年度	131,299
令和7年度	131,052
令和8年度	130,331
令和9年度	129,610
令和10年度	128,889
令和11年度	128,168
令和12年度	127,449
令和13年度	126,575
令和14年度	125,701
令和15年度	124,827
令和16年度	123,953
令和17年度	123,077
令和18年度	122,118

第2節 ごみ排出量の推計

1. 計画手法とその手順

ごみ排出量は、過去5年間のごみ排出量原単位実績 (g/人・日) 又はごみ排出量実績 (t/年) をもとに、回帰式による予測を行います。

中間処理量は、原単位に人口および日数を乗じて算出した各年度のごみ排出量に令和2年度の各施設の処理率 (焼却残さ率、破砕・選別率等) を乗じて算出します。

① 直線式	$[y=ax+b]$
② 分数式	$[y=a/x+b]$
③ ルート式	$[y=ax^{1/2}+b]$
④ 対数式	$[y=a\log x+b]$
⑤ べき乗式	$[y=ax^b]$
⑥ 指数式	$[y=ab^x]$

回帰式とは、ある変数 (目的変数) について、別の変数を用いて予測するための予測式です。

y : 目的変数

x : 説明変数

a、b : 係数または定数

回帰式の当てはまりの良さを示す指標として、決定係数（最大値=1）があります。

本計画では、基本的には、平成 28 年度から令和 2 年度の過去 5 年間の実績を用いて回帰式による予測を行います。

採用する回帰式は、基本的には決定係数が高い回帰式を採用しますが、社会経済情勢の変化等を踏まえ、排出量実績等を考慮した数値あるいは、最も適切と思われる回帰式を採用する場合があります。

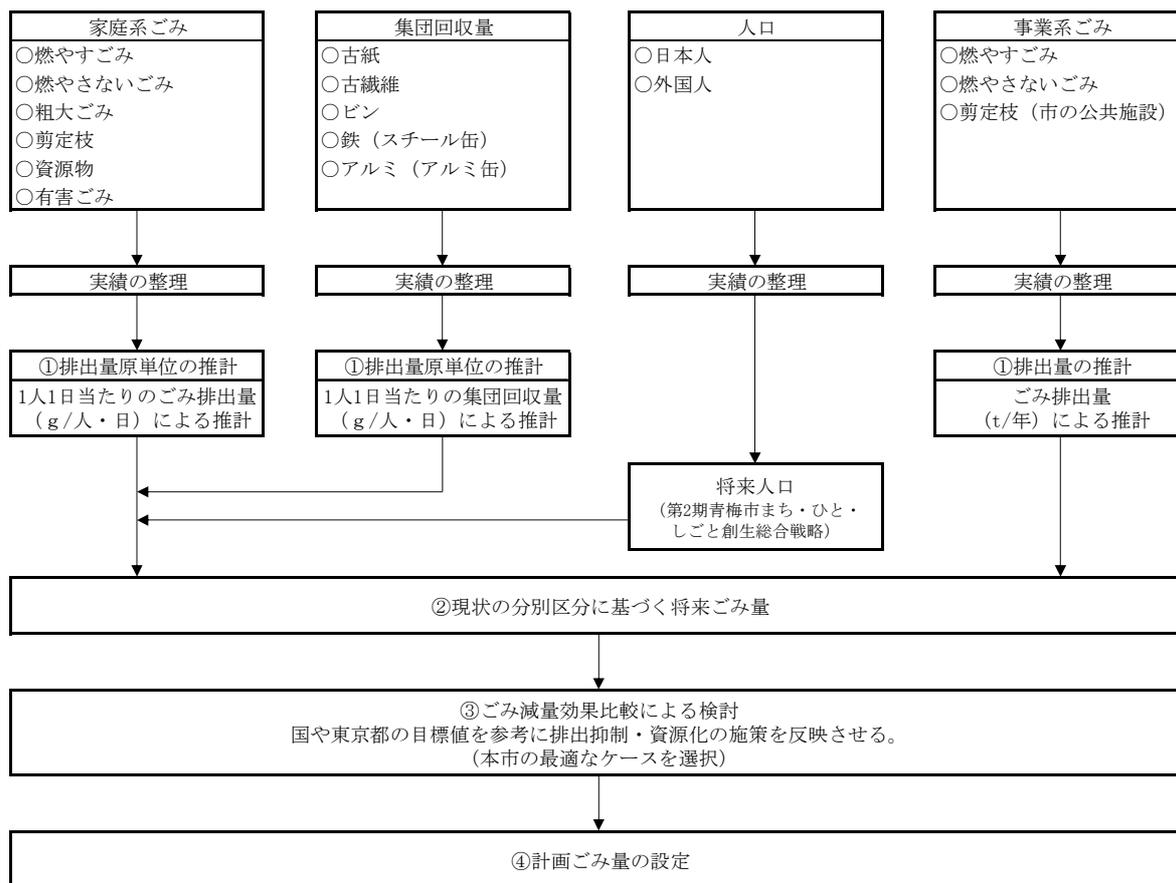


図4-2-1 将来人口およびごみ量推定フロー

2. ごみ排出量原単位実績

ごみ発生量に用いる各ごみのごみ排出量原単位を表 4-2-1 に示します。

表4-2-1 ごみ排出量原単位

項目	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
行政区域内人口	人	136,244	135,300	134,316	133,283	132,291
家庭系ごみ	燃やすごみ	438.15	435.64	434.73	436.60	448.33
	燃やさないごみ	26.70	25.86	20.52	20.93	23.11
	一般家庭	26.46	25.60	20.38	20.79	23.01
	公園・公共施設等	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	その他	0.24	0.26	0.14	0.14	0.10
	粗大ごみ	27.63	28.51	28.92	31.28	36.37
	回収	7.16	7.15	6.55	6.93	7.37
	持込	20.47	21.36	22.38	24.35	28.99
	その他不法投棄等	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	せん定枝	6.84	7.13	7.69	7.73	8.45
	回収	0.16	0.16	0.10	0.12	0.10
	持込	6.68	6.97	7.59	7.61	8.35
	資源物	132.42	130.24	132.03	134.68	155.34
	カン	6.29	6.32	6.12	6.35	7.27
	ビン	16.05	14.48	14.89	14.06	15.70
	ペットボトル	8.43	8.28	8.91	8.90	9.36
	食品用白色トレイ	0.24	0.22	-	-	-
	容器包装プラスチック	30.97	30.48	31.53	32.18	33.12
	ダンボール・紙パック	12.15	12.35	12.61	13.16	18.70
	新聞・折込チラシ	18.02	17.03	14.63	14.10	18.29
	雑誌・雑紙	27.19	27.24	25.46	27.16	31.62
	繊維類	12.53	13.16	12.81	13.73	15.49
	廃食用油	0.06	0.06	0.06	0.04	0.06
	小型家電	0.06	0.06	0.10	0.08	0.08
	陶磁器	0.32	0.45	3.73	3.73	4.33
	ガラス	0.12	0.12	1.18	1.17	1.33
	有害ごみ	1.09	1.03	1.06	1.07	2.11
	乾電池	0.80	0.79	0.82	0.84	0.89
	蛍光管	0.28	0.24	0.24	0.23	0.23
	スプレー缶・ライター等	0.00	0.00	0.00	0.00	0.99
家庭系ごみ計	632.83	628.42	624.96	632.29	673.71	
集団回収	古紙	67.73	64.66	61.29	57.09	41.03
	古繊維	3.30	3.40	3.35	3.42	2.55
	ビン	6.54	6.46	6.43	5.92	4.43
	鉄（スチール缶等）	1.29	1.24	1.20	1.13	0.91
	アルミ（アルミ缶等）	1.41	1.42	1.39	1.37	1.10
合計	80.25	77.17	73.66	68.94	50.01	

※：平成19年度以降、燃やさないごみに含まれていた容器包装プラスチックは、分別区分の変更により、資源物に含まれます。

3. 現況推移の推計結果

現況推移の推計結果を表 4-2-2、ごみ処理量の推計結果を表 4-2-3 に示します。

表4-2-2 現況推移の推計結果

項目	単位	実績値					推計値															
		年度					年度															
		平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14	令和15	令和16	令和17	令和18
行政区域内人口	人	136,244	135,300	134,316	133,283	132,291	132,043	131,795	131,547	131,299	131,052	130,331	129,610	128,889	128,168	127,449	126,575	125,701	124,827	123,953	123,077	122,118
家庭系ごみ	燃やすごみ	21,789	21,514	21,313	21,298	21,648	21,451	21,514	21,634	21,637	21,698	21,680	21,721	21,641	21,620	21,597	21,607	21,497	21,445	21,391	21,394	21,264
	燃やさないごみ	1,328	1,277	1,006	1,021	1,116	1,035	1,025	1,020	1,011	1,005	997	992	981	974	967	962	952	944	937	932	921
	一般家庭	1,316	1,264	999	1,014	1,111	1,027	1,017	1,012	1,003	997	990	985	974	967	960	955	945	937	930	925	914
	公園・公共施設等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	12	13	7	7	5	8	8	8	8	8	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
	粗大ごみ	1,374	1,408	1,418	1,526	1,756	1,575	1,581	1,589	1,587	1,587	1,582	1,580	1,569	1,562	1,555	1,550	1,537	1,528	1,517	1,512	1,497
	回収	356	353	321	338	356	336	336	336	335	333	332	331	328	326	324	323	320	318	315	314	311
	持込	1,018	1,055	1,097	1,188	1,400	1,239	1,245	1,253	1,252	1,254	1,250	1,249	1,241	1,236	1,231	1,227	1,217	1,210	1,202	1,198	1,186
	その他不法投棄等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	せん定枝	340	352	377	377	408	388	389	391	390	390	389	388	386	384	382	381	378	375	373	372	367
	回収	8	8	5	6	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	4
	持込	332	344	372	371	403	383	384	386	385	385	384	383	381	379	377	376	373	370	368	367	363
	資源物	6,585	6,432	6,473	6,570	7,501	6,965	7,023	7,097	7,124	7,167	7,179	7,211	7,201	7,209	7,212	7,225	7,198	7,189	7,178	7,187	7,151
	カン	313	312	300	310	351	328	330	333	334	335	334	335	334	334	333	333	330	329	328	327	325
	ビン	798	715	730	686	758	706	703	702	698	696	692	689	683	679	675	672	665	660	655	652	645
	ペットボトル	419	409	437	434	452	436	437	438	437	436	434	433	430	428	426	424	420	417	414	413	409
	食品用白色トレイ	12	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	容器包装プラスチック	1,540	1,505	1,546	1,570	1,599	1,613	1,638	1,669	1,690	1,715	1,734	1,758	1,772	1,790	1,808	1,828	1,838	1,853	1,867	1,886	1,893
	ダンボール・紙パック	604	610	618	642	903	782	802	822	834	848	856	866	870	875	879	884	884	886	886	889	887
	新聞・折込チラシ	896	841	717	688	883	754	749	748	743	740	734	731	725	720	715	712	705	699	694	691	683
	雑誌・雑紙	1,352	1,345	1,248	1,325	1,527	1,402	1,411	1,423	1,425	1,431	1,430	1,433	1,427	1,425	1,422	1,421	1,412	1,406	1,400	1,398	1,387
	繊維類	623	650	628	670	748	686	688	690	689	689	686	685	680	677	674	671	665	661	657	654	648
	廃食用油	3	3	3	2	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	小型家電	3	3	5	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	陶磁器	16	22	183	182	209	192	198	203	205	207	208	210	209	210	209	209	208	208	207	207	205
	ガラス	6	6	58	57	64	60	61	63	63	64	65	65	65	65	65	65	65	64	64	64	63
	有害ごみ	54	51	52	52	102	100	99	99	99	99	99	98	97	97	97	97	96	96	95	95	94
乾電池	40	39	40	41	43	41	41	41	41	41	41	41	40	40	40	40	39	39	39	39	38	
蛍光管	14	12	12	11	11	11	10	10	10	10	10	9	9	9	9	9	9	9	8	8	8	
スプレー缶・ライター類	0	0	0	0	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	
家庭系ごみ計		31,470	31,034	30,639	30,844	32,531	31,514	31,631	31,830	31,848	31,946	31,926	31,990	31,875	31,846	31,810	31,822	31,658	31,577	31,491	31,492	31,294
集団回収	古紙	3,368	3,193	3,005	2,785	1,981	2,263	2,158	2,072	1,985	1,913	1,841	1,779	1,712	1,656	1,603	1,555	1,502	1,456	1,412	1,375	1,331
	古繊維	164	168	164	167	123	141	139	137	135	133	132	130	128	126	125	124	122	120	119	118	116
	ビン	325	319	315	289	214	244	237	231	225	221	215	212	207	203	199	196	192	189	185	183	179
	鉄（スチール缶）	64	61	59	55	44	48	46	45	44	43	41	41	40	39	38	37	36	36	35	34	33
	アルミ（アルミ缶）	70	70	68	67	53	59	58	57	56	55	54	54	52	51	51	50	50	49	48	47	47
	合計		3,991	3,811	3,611	3,363	2,415	2,755	2,638	2,542	2,445	2,365	2,283	2,216	2,139	2,075	2,016	1,962	1,902	1,850	1,799	1,757
事業系ごみ	燃やすごみ	5,508	5,513	5,681	5,967	5,494	5,710	5,716	5,721	5,725	5,728	5,730	5,732	5,734	5,735	5,737	5,738	5,739	5,740	5,740	5,741	5,742
	燃やさないごみ	13	14	14	23	9	15	15	15	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16
	せん定枝（市の公共施設）	155	185	124	116	122	125	124	123	123	122	122	121	121	121	120	120	120	120	120	119	119
	事業系ごみ計		5,676	5,712	5,819	6,106	5,625	5,850	5,855	5,859	5,864	5,866	5,868	5,869	5,871	5,872	5,873	5,874	5,875	5,876	5,876	5,876
ごみ量合計		41,137	40,557	40,069	40,313	40,571	40,119	40,124	40,231	40,157	40,177	40,077	40,075	39,885	39,793	39,699	39,658	39,435	39,303	39,166	39,125	38,877
総原単位	g/人・日	827.22	821.25	817.31	826.40	840.22	832.42	834.09	835.60	837.93	839.93	842.47	844.80	847.81	850.62	853.40	856.06	859.51	862.63	865.68	868.55	872.21
家庭系ごみ排出量原単位※	g/人・日	492.49	490.01	484.18	488.81	507.81	499.24	501.40	503.53	505.70	507.80	509.96	512.11	514.22	516.36	518.48	520.63	522.79	524.93	527.04	529.19	531.31

※ せん定枝、資源物、有害ごみ、集団回収を除く

表4-2-3 ごみ処理量の推計結果

区分 \ 年度		実績値 (t/年)					推計値 (t/年)																	
		年度					年度																	
		平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14	令和15	令和16	令和17	令和18		
焼却	燃やすごみ	27,297	27,027	26,994	27,265	27,142	27,161	27,230	27,355	27,362	27,426	27,410	27,453	27,375	27,355	27,334	27,345	27,236	27,185	27,131	27,135	27,006		
	破砕選別可燃物	1,845	1,871	1,707	1,885	2,224	1,885	1,887	1,894	1,890	1,889	1,883	1,881	1,868	1,862	1,855	1,849	1,835	1,826	1,815	1,810	1,794		
	計	29,142	28,898	28,701	29,150	29,366	29,046	29,117	29,249	29,252	29,315	29,293	29,334	29,243	29,217	29,189	29,194	29,071	29,011	28,946	28,945	28,800		
	処理内訳	焼却残さ (埋立)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		鉄分回収 (資源化)	184	198	204	241	277	221	221	222	222	223	222	223	222	222	222	221	220	220	220	219		
焼却残さ (資源化)		2,343	2,390	2,338	2,288	2,316	2,335	2,341	2,351	2,351	2,356	2,355	2,358	2,351	2,349	2,346	2,347	2,337	2,332	2,327	2,327	2,315		
破砕選別	燃やさないごみ	1,341	1,291	1,020	1,044	1,125	1,050	1,040	1,035	1,027	1,021	1,013	1,008	997	990	983	978	968	960	953	948	937		
	処理内訳	破砕選別可燃物	932	776	445	425	602	562	556	554	549	546	542	539	533	530	526	523	518	514	510	507	501	
		破砕選別不燃物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		破砕選別資源物	409	515	575	619	523	488	484	481	478	475	471	469	464	460	457	455	450	446	443	441	436	
		その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		粗大ごみ	1,374	1,408	1,418	1,526	1,756	1,575	1,581	1,589	1,587	1,587	1,582	1,580	1,569	1,562	1,555	1,550	1,537	1,528	1,517	1,512	1,497	
	処理内訳	破砕選別可燃物	650	873	707	795	997	844	848	852	851	851	848	847	841	837	834	831	824	819	813	811	803	
		破砕選別不燃物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		破砕選別資源物	724	535	711	731	759	731	733	737	736	736	734	733	728	725	721	719	713	709	704	701	694	
		その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	資源物・せん定枝	資源物・せん定枝	7,080	6,969	6,974	7,063	8,031	7,478	7,536	7,611	7,637	7,679	7,690	7,720	7,708	7,714	7,714	7,726	7,696	7,684	7,671	7,678	7,637	
		処理内訳	選別可燃物	263	222	555	665	625	479	483	488	490	492	493	495	494	495	495	495	493	493	492	492	490
			選別不燃物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			選別資源物	6,817	6,747	6,419	6,398	7,406	6,999	7,053	7,123	7,147	7,187	7,197	7,225	7,214	7,219	7,219	7,231	7,203	7,191	7,179	7,186	7,147
			その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	有害ごみ	有害ごみ	54	51	52	52	102	100	99	99	99	99	99	98	97	97	97	97	96	96	95	95	94	
		処理内訳	選別可燃物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			選別不燃物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			選別資源物	54	51	52	52	102	100	99	99	99	99	99	98	97	97	97	97	96	96	95	95	94
			その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
直接資源化		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
その他資源化	破砕選別資源物	8,004	7,848	7,757	7,800	8,790	8,318	8,369	8,440	8,460	8,497	8,501	8,525	8,503	8,501	8,494	8,502	8,462	8,442	8,421	8,423	8,371		
	鉄分回収 (資源化)	184	198	204	241	277	221	221	222	222	223	222	223	222	222	222	222	221	220	220	220	219		
	焼却残さ (資源化)	2,343	2,390	2,338	2,288	2,316	2,335	2,341	2,351	2,351	2,356	2,355	2,358	2,351	2,349	2,346	2,347	2,337	2,332	2,327	2,327	2,315		
	集団回収	3,991	3,811	3,611	3,363	2,415	2,755	2,638	2,542	2,445	2,365	2,283	2,216	2,139	2,075	2,016	1,962	1,902	1,850	1,799	1,757	1,706		
資源化計 (直接+その他)		14,522	14,247	13,910	13,692	13,798	13,629	13,569	13,555	13,478	13,441	13,361	13,322	13,215	13,147	13,078	13,033	12,922	12,844	12,767	12,727	12,611		
ごみ総排出量		41,137	40,557	40,069	40,313	40,571	40,119	40,124	40,231	40,157	40,177	40,077	40,075	39,885	39,793	39,699	39,658	39,435	39,303	39,166	39,125	38,877		
総資源化率 (%)		35.3	35.1	34.7	34.0	34.0	34.0	33.8	33.7	33.6	33.5	33.3	33.2	33.1	33.0	32.9	32.9	32.8	32.7	32.6	32.5	32.4		

第3節 減量化・資源化の目標

本節では減量化・資源化に係る国、東京都の目標や平成29年3月に改定した前計画に掲げる目標を検証し、その上で目標を定めるものとします。

1. 国、東京都の目標とその検証

国における減量化・資源化目標は、「廃棄物の減量その他適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」(以下「廃棄物処理基本方針」といいます。)に示されています。

廃棄物処理基本方針は、平成13年5月に策定され、平成22年12月に改正されました。その後、平成28年度以降の廃棄物減量化の目標量等を定める必要があること、非常災害時に関する事項を追加すること等を踏まえて平成28年1月に改正されました。

循環型社会形成推進基本計画は、循環型社会形成推進基本法にもとづき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために平成15年3月に策定されました。循環型社会形成推進基本法の中で、循環型社会形成推進基本計画は概ね5年毎に見直しを行うものとされていることから、平成30年6月に「第四次循環型社会形成推進基本計画」が策定されました。

また、東京都資源循環・廃棄物処理計画は、平成28年3月に主要な施策を示す計画として策定されました。その後、令和3年9月に改定され、「2030年に向けて東京の資源循環・廃棄物処理が目指すべき姿」として、三本の柱「持続可能な資源利用の実現」、「廃棄物処理システムのレベルアップ」、「社会的課題への果敢なチャレンジ」が示され、その実現に向けて新たな指標および計画目標が掲げられています。

国、東京都における減量化・資源化目標等を整理したものを表4-3-1に示します。

表4-3-1 国、東京都の減量化・資源化目標等

項目		廃棄物処理基本方針	第四次循環型社会形成推進基本計画	東京都資源循環・廃棄物処理計画			
策定年月		平成28年1月（改定）	平成30年6月	平成28年3月		令和3年9月	
基準年度		平成24年度	-	平成24年度		-	
目標年度		令和2年度	令和7年度	令和2年度 (2020年度目標)	令和12年度 (2030年度目標)	令和7年度 (2025年度目標)	令和12年度 (2030年度目標)
排出削減	排出量 (t/年)	約12%削減	-	5%削減 (435万トン)	10%削減 (413万トン)	440万トン	410万トン
	プラスチック 焼却削減量 (平成29年度比)	-	-	-	-	-	40%
	食品ロス削減量	-	-	-	-	-	38万トン
	1人1日当たりの ごみ排出量 (g/人・日)	-	約850	-	-	-	-
	1人1日当たりの 家庭系ごみ排出量 (g/人・日)	500	約440	-	-	-	-
再生利用率*		約27%	-	27% (117万トン)	37% (153万トン)	31%	37%
最終処分量		約14%削減	-	32万トン	21万トン	82万トン	77万トン

※再生利用率は、総資源化率と同定義

(1) 廃棄物処理基本方針との比較

廃棄物処理基本方針では、ごみ総排出量の削減目標を平成24年度実績に対して、令和2年度に12%削減することとしています。実績では7.3%の削減にとどまっています。

再生利用率の目標については、令和2年度27%の目標に対して、実績では、34.0%となり、目標を達成しています。

最終処分量については、目標を達成しています。

1人1日当たりの家庭系ごみ排出量目標については、6.25g/人・日超過しています。

表4-3-2 目標の達成状況（廃棄物処理基本方針）

項目	平成24年度 (2012年度)	令和2年度 (2020年度)		
	(実績値)	(実績値)	平成24年度比	(目標値)
排出量 (t/年)	43,744	40,571	-7.3%	平成24年度比 12%削減
再生利用率 (%)	36.2	34.0		27%
最終処分量 (t/年)	119	0	-100.0%	平成24年度比 14%削減
家庭系ごみ排出量※ (g/人・日)	540.51	507.81	-6.0%	500

※せん定枝、資源物、有害ごみ、集団回収を除く

(2) 第四次循環型社会形成推進基本計画との比較

第四次循環型社会形成推進基本計画では、1人1日当たりのごみ排出量目標を、令和7年度に850gとしています。令和2年度までの実績にもとづく現況推移の推計結果では、839.93gとなり、目標達成は達成できる見込みです。

1人1日当たりの家庭系ごみ排出量目標については、現況推移の推計結果では、507.80g/人・日となり、目標達成は非常に厳しい状況です。

表4-3-3 目標の達成状況（第四次循環型社会形成推進基本計画）

項目	令和2年度 (2020年度)	令和7年度 (2025年度)	
	(実績値)	(推計値)	(目標値)
1人1日当たりのごみ排出量 (g/人・日)	840.22	839.93	850
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量※ (g/人・日)	507.81	507.80	440

※せん定枝、資源物、有害ごみ、集団回収を除く

(3) 東京都資源循環・廃棄物処理計画との比較

東京都資源循環・廃棄物処理計画（令和3年9月）では、東京都内における排出量、再生利用量および最終処分量の推計を踏まえた、令和7年度および令和12年度の目標値を設定しています。基準年度や削減率が示されておらず比較検証が難しいことから、検証における目標値は、平成28年3月に策定された東京都資源循環・廃棄物処理計画の目標値とします。

ごみ総排出量目標については、平成24年度実績に対して、令和2年度に5%削減、令和12年度に10%削減としており、令和2年度実績では7.3%削減と目標値を達成していますが、令和12年度推計値においては、9.2%削減となるため、0.8%削減量が足りない見込みです。

表4-3-4 目標の達成状況（東京都資源循環・廃棄物処理計画）

項目	平成24年度 (2012年度)	令和2年度 (2020年度)		令和12年度 (2030年度)	
	(実績値)	(実績値)	(目標値)	(推計値)	(目標値)
排出量 (t/年)	43,744	40,570 (-7.3%)	平成24年度比 5%削減	39,698 (-9.2%)	平成24年度比 10%削減
再生利用率 (%)	36.2	34.0	27.0	32.5	37.0
最終処分量 (t/年)	119	-	-	-	-

2. 総合計画における事業目標とその検証

第6次青梅市総合長期計画におけるごみ排出量の事業目標では、1人1日当たりの燃やすごみ量が、平成27年度560gに対して、目標値（令和4年度）510gと設定していますが、現況推移の推計では、566gとなり、目標達成は難しい状況です。

3. 前計画の目標とその検証

前計画の目標を以下に示します。

◇ 計画目標年度の平成43年度までに、平成27年度比総排出量を12.6%減とし、総資源化率を40%以上とします。

前計画の目標の達成状況を表4-3-5に示します。

総排出量は、平成27年度実績に対して、令和13年度に12.6%削減を目標にしていますが、現況推移の推計で6.6%削減の見込み、総資源化率は、40%に対して、32.9%の見込みです。達成のためには、更なるごみの減量化、資源化促進等の相当な努力が必要です。

表4-3-5 目標の達成状況

項 目	平成27年度 (実績値)	前計画目標値 (令和13年度)		現況推移 (令和13年度)	
			平成27年度比		平成27年度比
総排出量 (t/年)	42,439	37,112	12.6%減	39,658	6.6%減
総資源化率 (%)	35.6	40.0		32.9	

第4節 減量化・資源化施策

ごみの発生および排出抑制、減量化、資源化施策については、市民・事業者・行政との連携により、施策そのものが共通認識されることで、減量効果や資源化の向上につながり、その結果、顕著に数値に表れる施策がある一方で、数値に表れにくい施策も少なくありません。

ここでは、主に数値に表れる施策について設定条件を定め、将来推計として試算します。

1. 施策ケースの設定

(1) 施策ケースの設定

西多摩衛生組合環境センターのごみ質分析と多摩地域ごみ実態調査(平成28年度～令和元年度統計)のごみ組成分析結果の比較等から、以下の施策4ケースについてケース毎の条件を設定し、施策を実施した場合の将来ごみ量を推計します。

施策ケース1：分別の徹底による紙類の資源化の向上

施策ケース2：プラスチックの発生および排出抑制、資源化の向上

施策ケース3：生ごみの水切りによる家庭系燃やすごみの排出抑制

施策ケース4：事業系燃やすごみの排出抑制

表4-4-1 各施策ケースおよび数値目標等の設定

ケースNo.	ケース名称	数値目標等の設定
ケース1	分別の徹底による紙類の資源化の向上	家庭系燃やすごみの分別の徹底を行うことにより、雑誌・雑紙類を31.98g/人・日増加
ケース2	プラスチックの発生及び排出抑制、資源化の向上	家庭系燃やすごみに含まれるプラスチックの発生及び排出抑制、資源化の向上を行うことにより、容器包装プラスチックを57.71g/人・日増加
ケース3	生ごみの水切りによる家庭系燃やすごみの排出抑制	手絞り等生ごみの水切りを行うことにより、家庭系燃やすごみを対象に5.68g/人・日の減量効果
ケース4	事業系燃やすごみの排出抑制	事業系燃やすごみの排出抑制を行うことにより、令和18年度に令和2年度の実績5,494tを目標とし、248tの減量効果

(2) 推計結果

現況推移における推計値と「(1) 施策ケースの設定」において、設定した推計値の比較を表 4-4-2 に示します。計画目標年度の令和 18 年度において、1 人 1 日当たりの家庭系ごみ量は、95.34g の減量、資源物は、84.27g の増加、ごみ総排出量は、741t の減量、総資源化率は、8.9%の増加が見込まれます。

本計画では、より一層の減量化・資源化を目指し全ケースを採用します。

表4-4-2 現況推移および施策ケースの比較

項目	単位	実績値	推計値			
		令和2年度	令和8年度	令和13年度	令和18年度	
※家庭系ごみ	現況推移	g /人・日 507.81		509.96	520.63	531.31
	全ケース			475.80	456.52	435.96
資源物	現況推移	g /人・日 155.34		150.91	155.96	160.43
	全ケース			181.31	212.75	244.70
総排出量	現況推移	t/年 40,571		40,077	39,658	38,877
	全ケース			39,852	39,186	38,136
総資源化率	現況推移	% 34.0		33.3	32.9	32.4
	全ケース			36.6	38.9	41.3

※ せん定枝、資源物、有害ごみ、集団回収を除く

全ケースを採用したごみ量推移を表 4-4-3、ごみ処理量の推移を表 4-4-4 に示します。

表4-4-3 ごみ量の推計結果

項目	単位	実績値					推計値															
		年度					年度															
		平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14	令和15	令和16	令和17	令和18
行政区域内人口	人	136,244	135,300	134,316	133,283	132,291	132,043	131,795	131,547	131,299	131,052	130,331	129,610	128,889	128,168	127,449	126,575	125,701	124,827	123,953	123,077	122,118
家庭系ごみ	燃やすごみ	21,789	21,514	21,313	21,298	21,648	21,184	20,976	20,824	20,556	20,342	20,055	19,821	19,478	19,189	18,899	18,637	18,274	17,961	17,650	17,384	17,014
	燃やさないごみ	1,328	1,277	1,006	1,021	1,116	1,035	1,025	1,020	1,011	1,005	997	992	981	974	967	962	952	944	937	932	921
	一般家庭	1,316	1,264	999	1,014	1,111	1,027	1,017	1,012	1,003	997	990	985	974	967	960	955	945	937	930	925	914
	公園・公共施設等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	12	13	7	7	5	8	8	8	8	8	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
	粗大ごみ	1,374	1,408	1,418	1,526	1,756	1,575	1,581	1,589	1,587	1,587	1,582	1,580	1,569	1,562	1,555	1,550	1,537	1,528	1,517	1,512	1,497
	回収	356	353	321	338	356	336	336	336	335	333	332	331	328	326	324	323	320	318	315	314	311
	持込	1,018	1,055	1,097	1,188	1,400	1,239	1,245	1,253	1,252	1,254	1,250	1,249	1,241	1,236	1,231	1,227	1,217	1,210	1,202	1,198	1,186
	その他不法投棄等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	せん定枝	340	352	377	377	408	388	389	391	390	390	389	388	386	384	382	381	378	375	373	372	367
	回収	8	8	5	6	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	4
	持込	332	344	372	371	403	383	384	386	385	385	384	383	381	379	377	376	373	370	368	367	363
	資源物	6,585	6,432	6,473	6,570	7,501	7,199	7,500	7,817	8,086	8,372	8,625	8,898	9,121	9,365	9,603	9,856	10,052	10,272	10,487	10,731	10,907
	カン	313	312	300	310	351	328	330	333	334	335	334	335	334	334	333	333	330	329	328	327	325
	ビン	798	715	730	686	758	706	703	702	698	696	692	689	683	679	675	672	665	660	655	652	645
	ペットボトル	419	409	437	434	452	436	437	438	437	436	434	433	430	428	426	424	420	417	414	413	409
	食品用白色トレイ	12	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	容器包装プラスチック	1,540	1,505	1,546	1,570	1,599	1,757	1,934	2,117	2,289	2,466	2,634	2,808	2,966	3,131	3,294	3,463	3,611	3,767	3,921	4,085	4,223
	ダンボール・紙パック	604	610	618	642	903	782	802	822	834	848	856	866	870	875	879	884	884	886	886	889	887
	新聞・折込チラシ	896	841	717	688	883	754	749	748	743	740	734	731	725	720	715	712	705	699	694	691	683
	雑誌・雑紙	1,352	1,345	1,248	1,325	1,527	1,492	1,592	1,695	1,788	1,885	1,976	2,070	2,153	2,240	2,327	2,417	2,493	2,575	2,655	2,743	2,813
	繊維類	623	650	628	670	748	686	688	690	689	689	686	685	680	677	674	671	665	661	657	654	648
	廃食用油	3	3	3	2	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	小型家電	3	3	5	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	陶磁器	16	22	183	182	209	192	198	203	205	207	208	210	209	210	209	209	208	208	207	207	205
	ガラス	6	6	58	57	64	60	61	63	63	64	65	65	65	65	65	65	65	64	64	64	63
	有害ごみ	54	51	52	52	102	100	99	99	99	99	99	98	97	97	97	97	96	96	95	95	94
	乾電池	40	39	40	41	43	41	41	41	41	41	41	41	40	40	40	40	39	39	39	39	38
	蛍光管	14	12	12	11	11	11	10	10	10	10	10	9	9	9	9	9	9	9	8	8	8
	スプレー缶	0	0	0	0	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48
家庭系ごみ計		31,470	31,034	30,639	30,844	32,531	31,481	31,570	31,740	31,729	31,795	31,747	31,777	31,632	31,571	31,503	31,483	31,289	31,176	31,059	31,026	30,800
集団回収	古紙	3,368	3,193	3,005	2,785	1,981	2,263	2,158	2,072	1,985	1,913	1,841	1,779	1,712	1,656	1,603	1,555	1,502	1,456	1,412	1,375	1,331
	古繊維	164	168	164	167	123	141	139	137	135	133	132	130	128	126	125	124	122	120	119	118	116
	ビン	325	319	315	289	214	244	237	231	225	221	215	212	207	203	199	196	192	189	185	183	179
	鉄（スチール缶）	64	61	59	55	44	48	46	45	44	43	41	41	40	39	38	37	36	36	35	34	33
	アルミ（アルミ缶）	70	70	68	67	53	59	58	57	56	55	54	54	52	51	51	50	50	49	48	47	47
合計		3,991	3,811	3,611	3,363	2,415	2,755	2,638	2,542	2,445	2,365	2,283	2,216	2,139	2,075	2,016	1,962	1,902	1,850	1,799	1,757	1,706
事業系ごみ	燃やすごみ	5,508	5,513	5,681	5,967	5,494	5,702	5,701	5,698	5,695	5,690	5,684	5,669	5,654	5,638	5,622	5,606	5,584	5,562	5,539	5,517	5,495
	燃やさないごみ	13	14	14	23	9	15	15	15	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16
	せん定枝（市の公共施設）	155	185	124	116	122	125	124	123	123	122	122	121	121	121	120	120	120	120	120	119	119
	事業系ごみ計	5,676	5,712	5,819	6,106	5,625	5,842	5,840	5,836	5,834	5,828	5,822	5,806	5,791	5,775	5,758	5,742	5,720	5,698	5,675	5,652	5,630
ごみ量合計		41,137	40,557	40,069	40,313	40,571	40,078	40,048	40,118	40,008	39,988	39,852	39,799	39,562	39,421	39,277	39,187	38,911	38,724	38,533	38,435	38,136
総原単位		827.22	821.25	817.31	826.40	840.22	831.57	832.51	833.25	834.82	835.97	837.74	838.98	840.95	842.67	844.32	845.89	848.09	849.92	851.69	853.24	855.58
家庭系ごみ排出量原単位※	g/人・日	492.49	490.01	484.18	488.81	507.81	493.70	490.22	486.71	483.14	479.45	475.80	472.06	468.24	464.39	460.48	456.52	452.54	448.47	444.36	440.17	435.96

※ せん定枝、資源物、有害ごみ、集団回収を除く

表4-4-4 ごみ処理量の推計結果

区分 \ 年度		実績値 (t/年)					推計値 (t/年)																
		年度					年度																
		平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14	令和15	令和16	令和17	令和18	
焼却	燃やすごみ	27,297	27,027	26,994	27,265	27,142	26,886	26,677	26,522	26,251	26,032	25,739	25,490	25,132	24,827	24,521	24,243	23,858	23,523	23,189	22,901	22,509	
	破砕選別可燃物	1,845	1,871	1,707	1,885	2,224	1,900	1,918	1,940	1,951	1,967	1,976	1,989	1,991	2,000	2,008	2,018	2,018	2,023	2,027	2,037	2,034	
	計	29,142	28,898	28,701	29,150	29,366	28,786	28,595	28,462	28,202	27,999	27,715	27,479	27,123	26,827	26,529	26,261	25,876	25,546	25,216	24,938	24,543	
	処理内訳	焼却残さ (埋立)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		鉄分回収 (資源化)	184	198	204	241	277	219	217	216	214	213	210	209	206	204	201	199	197	194	192	189	186
焼却残さ (資源化)		2,343	2,390	2,338	2,288	2,316	2,314	2,299	2,288	2,267	2,251	2,228	2,209	2,180	2,156	2,133	2,111	2,080	2,053	2,027	2,005	1,973	
破砕選別	燃やさないごみ	1,341	1,291	1,020	1,044	1,125	1,050	1,040	1,035	1,027	1,021	1,013	1,008	997	990	983	978	968	960	953	948	937	
	処理内訳	破砕選別可燃物	932	776	445	425	602	562	556	554	549	546	542	539	533	530	526	523	518	514	510	507	501
		破砕選別不燃物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		破砕選別資源物	409	515	575	619	523	488	484	481	478	475	471	469	464	460	457	455	450	446	443	441	436
		その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	粗大ごみ	破砕選別可燃物	650	873	707	795	997	844	848	852	851	851	848	847	841	837	834	831	824	819	813	811	803
		破砕選別不燃物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		破砕選別資源物	724	535	711	731	759	731	733	737	736	736	734	733	728	725	721	719	713	709	704	701	694
		その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	資源物・せん定枝	選別可燃物	263	222	555	665	625	494	514	534	551	570	586	603	617	633	648	664	676	690	704	719	730
		選別不燃物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		選別資源物	6,817	6,747	6,419	6,398	7,406	7,218	7,499	7,797	8,048	8,314	8,550	8,804	9,011	9,237	9,457	9,693	9,874	10,077	10,276	10,503	10,663
		その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	有害ごみ	選別可燃物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		選別不燃物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		選別資源物	54	51	52	52	102	100	99	99	99	99	99	98	97	97	97	97	96	96	95	95	94
		その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	直接資源化		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他資源化	破砕選別資源物	8,004	7,848	7,757	7,800	8,790	8,537	8,815	9,114	9,361	9,624	9,854	10,104	10,300	10,519	10,732	10,964	11,133	11,328	11,518	11,740	11,887
		鉄分回収 (資源化)	184	198	204	241	277	219	217	216	214	213	210	209	206	204	201	199	197	194	192	189	186
焼却残さ (資源化)		2,343	2,390	2,338	2,288	2,316	2,314	2,299	2,288	2,267	2,251	2,228	2,209	2,180	2,156	2,133	2,111	2,080	2,053	2,027	2,005	1,973	
集団回収		3,991	3,811	3,611	3,363	2,415	2,755	2,638	2,542	2,445	2,365	2,283	2,216	2,139	2,075	2,016	1,962	1,902	1,850	1,799	1,757	1,706	
資源化計 (直接+その他)		14,522	14,247	13,910	13,692	13,798	13,825	13,969	14,160	14,287	14,453	14,575	14,738	14,825	14,954	15,082	15,236	15,312	15,425	15,536	15,691	15,752	
ごみ総排出量		41,137	40,557	40,069	40,313	40,571	40,078	40,048	40,118	40,008	39,988	39,852	39,799	39,562	39,421	39,277	39,187	38,911	38,724	38,533	38,435	38,136	
総資源化率 (%)		35.3	35.1	34.7	34.0	34.0	34.5	34.9	35.3	35.7	36.1	36.6	37.0	37.5	37.9	38.4	38.9	39.4	39.8	40.3	40.8	41.3	

第5章 ごみ処理基本計画

第1節 基本方針

ごみ処理における基本方針を以下に示します。

1. ごみ処理における基本方針

本計画の基本理念は前計画を継承した「環境にやさしい脱炭素社会・資源循環型社会を目指したまちづくり」とし、引き続き以下の5点を基本方針として、減量化および総資源化率の数値目標を設定します。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 4 Rの推進(2) 市民・事業者・行政の役割分担の明確化(3) 適正処理の推進(4) ごみ処理から資源管理への転換(5) ごみ処理業務の合理化および効率化 |
|---|

(1) 4 Rの推進

4 R（リフューズ＜Refuse：断る＞（リデュース＜Reduce:発生抑制＞、リユース＜Reuse：再使用＞、リサイクル＜Recycle:再生利用＞）を徹底し、ごみの発生抑制・減量化・資源化の推進を図ります。

1) 断る（リフューズ：Refuse）

ごみ問題の根本的かつ最良の解決方法は、ごみの発生源となるものの受入を断ることです。従って、レジ袋や過剰包装を断り、マイバッグ運動等を推進することが重要です。

2) 発生抑制（リデュース：Reduce）

ごみの排出量は、減少傾向で推移しているものの、更なる発生抑制を目標に、脱炭素社会、資源循環型社会の構築に向けて、市民や事業者が主体的に発生抑制に取り組めるよう、協力等を推進するとともに積極的に支援します。

3) 再使用（リユース：Reuse）

ごみとして出す前に、修理や部品交換等をして再度使用したり、まだ使用できるが不要になったものは、フリーマーケットやリサイクルショップを利用するなどして、繰り返し使うことが必要です。また、食品等を購入する際には、容器等がリターナブルであ

るか等を考慮し、可能な限りごみを出さない環境にやさしいライフスタイルを確立することが重要です。

4) 再生利用（リサイクル：Recycle）

市民の環境に対する意識は高まりつつありますが、資源物の減量等により資源化率は伸び悩んでいます。再使用できなくなったものを単にごみとして出さずに、集団回収や市の分別収集時に資源として出すなど、資源化に向けた啓発活動やリサイクルシステムへの支援等が必要です。

(2) 市民・事業者・行政の役割

市民・事業者・行政それぞれのごみに関する役割を明確にし、三者が協働して「環境にやさしい脱炭素社会・資源循環型社会を目指したまちづくり」を実践していく必要があります。

三者は、それぞれの果たすべき役割と責務を踏まえ、主体的な相互連携のもと、協力体制を創りあげるものとします。

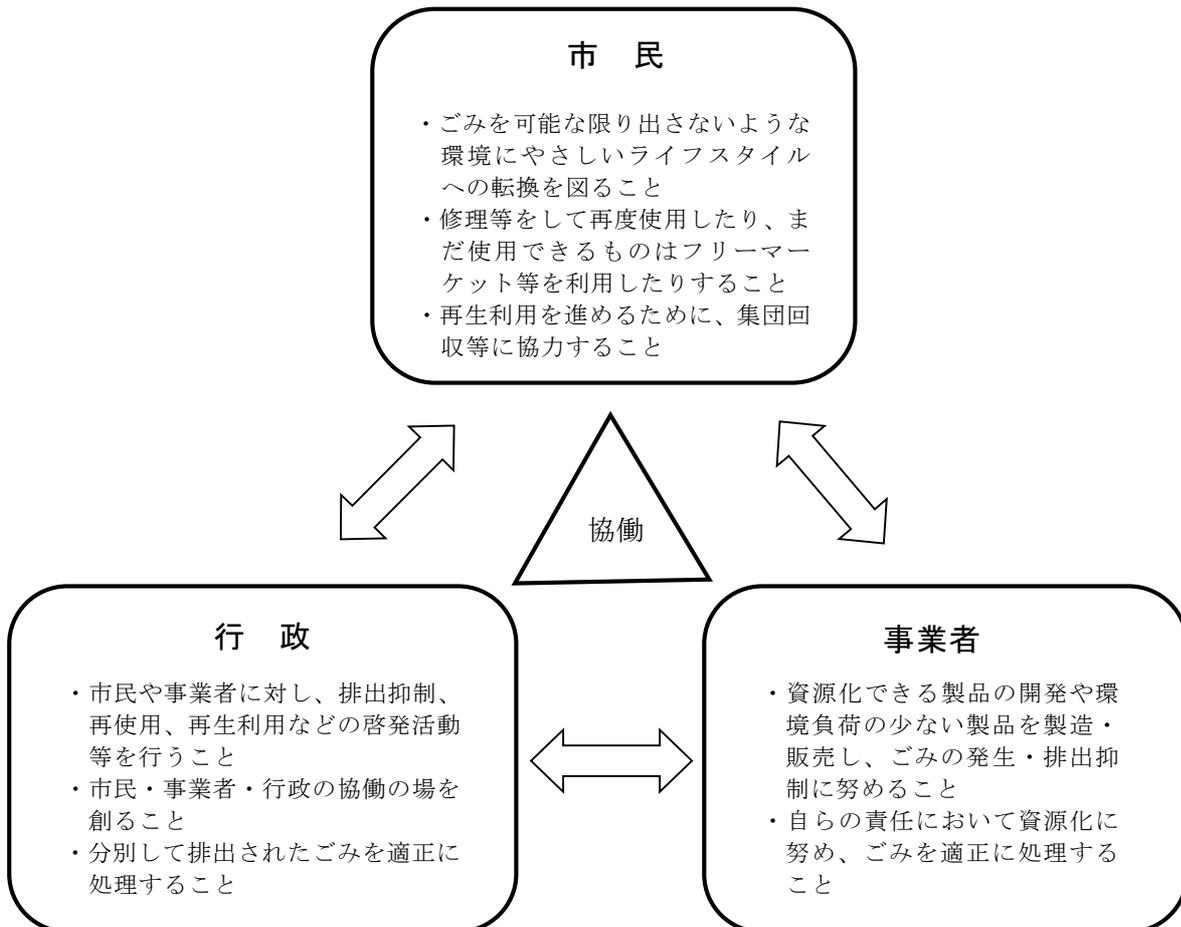


図5-1-1 三者の役割

(3) 適正処理の推進

排出抑制および再使用の推進後に発生するごみについて、適正に処理を行います。

1) 焼却処理

燃やすごみは、西多摩衛生組合環境センターにおいて適正に焼却処理し、サーマルリサイクル（ごみから熱エネルギーを回収し利用すること）を行います。また、脱炭素社会の構築のため、燃やすごみの減量化・資源化に取り組んでいくものとします。

2) 破碎・選別処理

燃やさないごみ、粗大ごみ、資源物は、リサイクルセンター等で適正に破碎・選別処理し、可能な限り資源化の向上に努めます。

3) 最終処分

破碎選別不燃物の全量資源化の取組により、最終処分量ゼロを継続します。

(4) ごみ処理から資源管理への転換

前計画にもとづき、従来の「ごみ処理」という観点から脱却し、「資源管理」という視点への転換を図ってきました。今後も全てのごみの搬入、搬出、処理等の管理を行い、本市で発生する資源物の流れを把握し、脱炭素社会、資源循環型社会の構築を目指すものとします。

脱炭素社会、資源循環型社会へのプロセスを図 5-1-2 に示します。

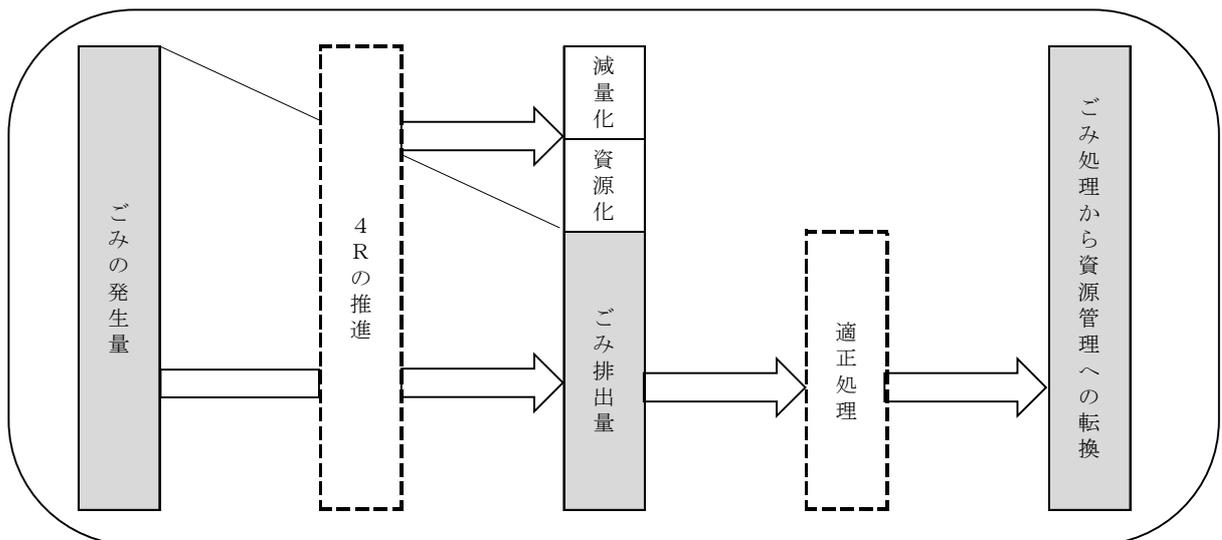


図5-1-2 脱炭素社会、循環型社会へのプロセス

(5) ごみ処理業務の合理化および効率化

西多摩衛生組合および組合構成市町において、経費削減等を目的とした業務の集約を目指すものとします。

また、資源循環型社会の構築を図るためには、単独の自治体だけでなく、広域的な取組が必要です。

このことから以下の点について、具体的な検討を行い、検討結果にもとづいたごみ処理業務の効率化の推進を図ります。

1) 集約する業務の抽出

財政状況およびごみ処理業務の現状等にもとづき、集約すべき業務を抽出します。

2) 業務集約による効果の検証

抽出された業務について、財政効果だけでなく、資源循環型社会の構築、市民サービスの向上等を含め、多角的に検証・検討します。

(6) 資源化・減量化目標

ごみ処理における5つの基本方針にもとづく、減量化および総資源化率の数値目標を以下のとおり設定します。

◇計画目標年度の令和18年度までに、
令和2年度比総排出量を6%減とし、
総資源化率は41%を目指します。

注：令和2年度の総排出量が40,571t/年に対して、令和18年度は38,136t/年である。

よって、 $100 - (38,136 / 40,571 \times 100) = 6$

また、総資源化率は、p45の表4-4-4を参照のこと。

第2節 施策の基本フレーム

基本理念、基本方針に沿った各施設の基本フレームを以下に示します。

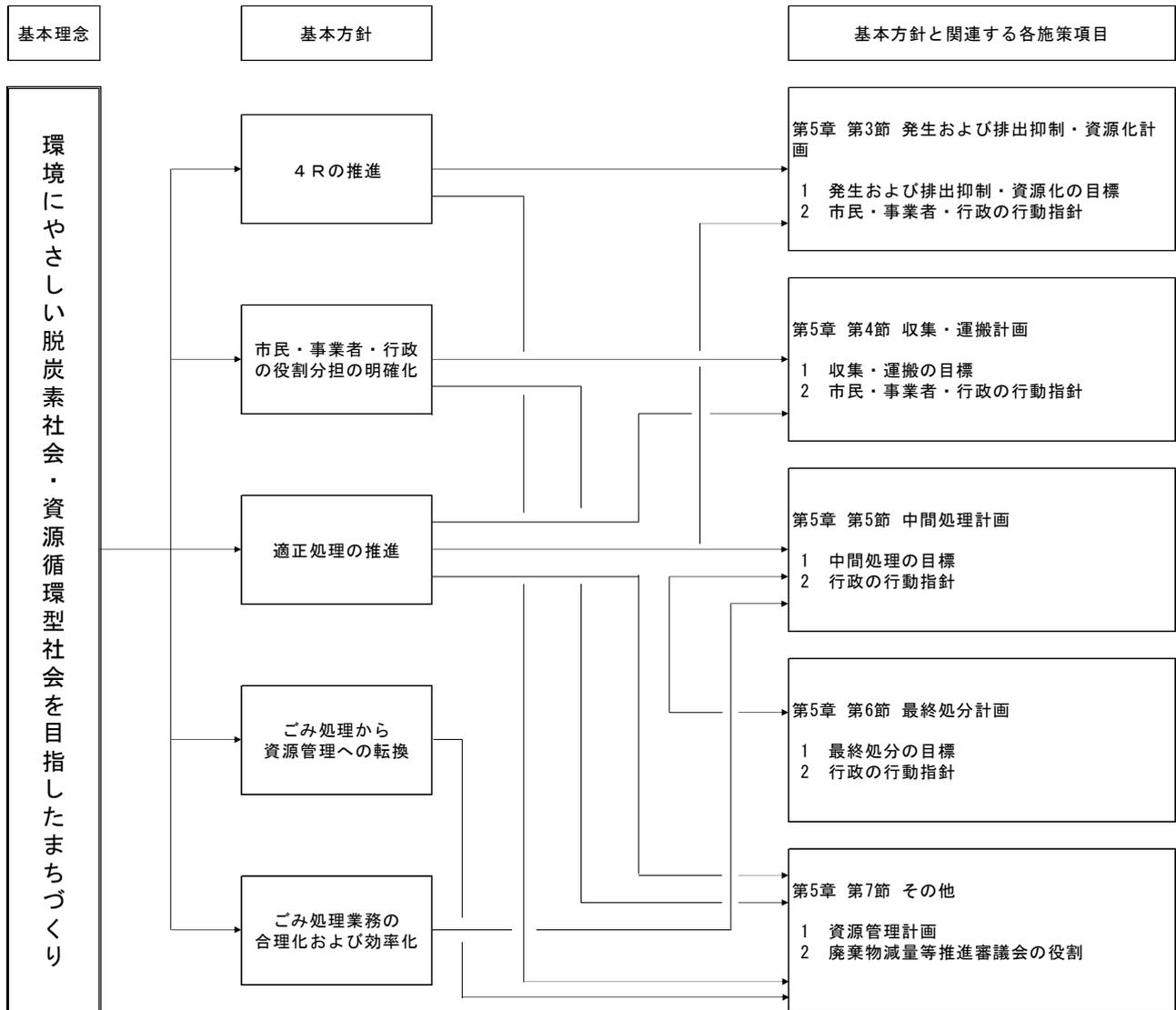


図5-2-1 施策の基本フレーム

第3節 発生および排出抑制・資源化計画

ごみの発生および排出を抑制し、資源化を推進していくことは、ごみ処理において最も重要な事項であり、これを確実に実行していくことが、「脱炭素社会」、「資源循環型社会」構築の必要不可欠な条件です。また、資源の大部分を輸入に依存する我が国において、再資源化あるいは再生利用できるごみを「貴重な国内資源」として位置づけ、積極的に有効活用を図ることの意味は大きいといえます。

本計画の基本方針に示すように、断る（リフューズ）、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の優先順位にもとづき、市民・事業者・行政の三者が一体となって協力して発生および排出抑制・資源化施策をさらに推進します。

施策の推進においては、前計画の行動指針を継続していくほか、食品ロスやプラスチックごみ削減等の新たな課題にも対応していきます。

1. 発生および排出抑制・資源化の目標

発生および排出抑制・資源化の目標を次のとおりとします。

発生および排出抑制・資源化の目標

- ① 脱炭素社会、資源循環型社会に沿ったライフスタイルへの移行
- ② 発生および排出抑制の推進
- ③ 資源物回収率の増加
- ④ 地域の4R運動の活性化

2. 市民・事業者・行政の行動指針

ごみの発生および排出抑制、資源化の目標を達成するための市民・事業者・行政の行動指針は、次のとおりです。

市民の行動指針

- (1) 環境負荷の小さいライフスタイルの実現を目指し、脱炭素社会、資源循環型社会への対応を図ります。（関連目標①）
- (2) マイバッグを持参して、レジ袋や過剰包装は断るようにするとともに、マイ箸、マイボトル、マイカップの利用を実践します。（関連目標①、②、④）
- (3) ごみの排出者としての責務を自覚し、ごみの発生および排出を抑制し、さらに減量化・資源化に対する意識を高め、実践します。（4R運動の推進）（関連目標①、②、③）
- (4) プラスチックごみ削減を目指し、可能な限り使い捨てプラスチック製品を購入しないライフスタイルを実践します。（関連目標①、②、④）

- (5) 地域のリサイクル活動（集団回収、フリーマーケット等）を推進するとともに、その活動に積極的に参加します。（関連目標③、④）
- (6) 資源物の分別排出を徹底します。（関連目標③）
- (7) 厨芥ごみの水切りの徹底や資源化に取り組みます。（関連目標①、②、④）
- (8) グリーン購入（リサイクル商品の購入）を心がけます。（関連目標①、④）
- (9) 余った食材や残った料理は他の料理に活用するなどして、食品ロス削減を心がけます。（関連目標①、②、④）
- (10) 買い物前に在庫を確認し、必要なものだけ購入します。（関連目標①、②、④）

事業者の行動指針

- (1) 寿命の長い製品を製造します。（関連目標①、②、④）
- (2) 詰替式商品の製造・販売を促進します。（関連目標①、②、④）
- (3) 事業所内のごみ減量化・資源化対策を計画的かつ積極的に進めるとともに、事業者の自己処理責任にもとづき適正処理を行います。（関連目標①、②、④）
- (4) 再生プラスチックやバイオマスプラスチックを利用したエコマーク商品等の販売促進に努めます。（関連目標①）
- (5) 従業員に対するごみ減量・環境教育研修等を実施します。（関連目標①、②、④）
- (6) グリーン購入およびグリーン調達を推進に努めます。（関連目標①）
- (7) 資源物の分別排出の徹底とリサイクルルートの確立を推進します。（関連目標③）
- (8) 多量排出事業者は減量化計画を作成します。（関連目標①、②、④）
- (9) 小盛りや少人数メニュー、ばら売り・量り売りや売れ残り削減等の食品ロス削減を推奨する取組を推進します。（関連目標①、②、④）
- (10) 過剰包装の見直しや在庫管理の適正化等によるごみの減量に努めます。（関連目標①、②、④）

行政の行動指針

- (1) 脱炭素社会、資源循環型社会に対応した施設整備の改善を図ります。（関連目標①）
- (2) 不要なものを断る、ごみの発生および排出抑制、再使用、再生利用（4R運動）に係る啓発活動を推進します。（関連目標①、②、④）

- (3) 副読本の配布や職場体験、地域団体対象の出前講座等を実施し、学校や地域における環境学習や環境教育への取組を推進します。(関連目標①)
- (4) グリーン購入を推進します。(関連目標①)
- (5) 厨芥ごみの水切りの実施を啓発し、燃やすごみの減量化・資源化に向けた取組を推進します。(関連目標①、②、④)
- (6) 町内会・自治会、各種団体による集団回収について、地域のリサイクルシステム活動を支援するため、助成制度を継続します。(関連目標③、④)
- (7) 職員によるパトロールの強化や看板の作成等により、ごみの不法投棄防止や資源物の持ち去り防止に努めます。(関連目標①)
- (8) 家庭における食品ロス削減に向けて、食材の使い切り、食べ残しの削減などの意識啓発を図ります。(関連目標①、②、④)
- (9) 可燃物として排出されている物の中から、資源化できる品目を検討します。
(関連目標①、③、④)
- (10) 生ごみ処理機・処理容器等の普及推進による生ごみの減量化・堆肥化を促進します。(関連目標①、②、④)
- (11) マイバッグ、マイ箸、マイボトル・マイカップの利用を促進し、使い捨てプラスチック製品等のプラスチックごみ削減の意識啓発を図ります。
(関連目標①、②、④)
- (12) 市民や市外から訪れるバーベキュー客等が持ち込む河川ごみの放置について、持ち帰りの指導や、マナーアップに関する啓発を行うよう努力します。(関連目標②)
- (13) 事業系一般廃棄物の搬入に係るごみの抜き打ち検査を継続実施し、搬入不適正物混入を防ぐとともに、適正排出に向けて立入検査等の指導を強化します。(関連目標②)
- (14) 事業所等における食品ロス削減やプラスチックごみ削減に向けて、事業者向け啓発物等を作成し意識啓発に努めます。(関連目標①、②、④)
- (15) 多量排出事業者に対する減量化計画作成の義務化や廃棄物管理責任者の設置、また、リサイクルルート確立による資源化・減量化を推進します。(関連目標①、②、④)

第4節 収集・運搬計画

市民の良好な生活環境を維持し、中間処理施設等の安定稼働と十分な機能を発揮するためには、合理的で持続性があり、また、ごみ排出量やごみを取り巻く環境等の変化に対応した効率的な収集・運搬体制の確立が望まれます。

1. 収集・運搬の目標

収集・運搬の目標を次のとおりとします。

収集・運搬の目標

- ① 効率的な収集・運搬方法の構築
- ② 組合構成市町の収集対象品目および収集方法の統一
- ③ 収集車両に低公害車の導入を推進

2. 市民・事業者・行政の行動指針

収集・運搬の目標を達成するための市民・事業者・行政の行動指針は、次のとおりです。

市民の行動指針

- (1) 分別排出を徹底します。(関連目標①)
- (2) 青梅市ごみ収集カレンダー等にある排出方法を遵守します。(関連目標①)
- (3) マナーを守り、ごみ集積所の維持管理を徹底します。(関連目標①)

事業者の行動指針

- (1) 分別排出を徹底します。(関連目標①)
- (2) 収集・運搬作業に配慮した排出方法に努めます。(関連目標①)
- (3) 収集車両に低公害車の導入に努めます。(関連目標③)

行政の行動指針

- (1) 公衆衛生および生活環境の保全を維持し、市民サービスの向上に努めます。
(関連目標①)
- (2) ごみ排出量等の変化等を踏まえて、効率的な収集・運搬方法を継続して検討します。
(関連目標①)
- (3) 降雪や台風等の際に、適切な情報の配信や安全な収集・運搬が実施できるよう対応マニュアルの徹底を図ります。(関連目標①)
- (4) 西多摩衛生組合および組合構成市町が協議を行い、広域処理の観点から収集対象品目および収集方法の統一を検討します。(関連目標②)
- (5) スプレー缶やリチウムイオン電池等の適正な分別排出の周知を徹底し、収集作業における発火等事故防止に努めます。(関連目標①)
- (6) 収集車両に低公害車の導入を推進します。(関連目標③)

第5節 中間処理計画

中間処理は、ごみから金属等を回収して資源化を図ることにより、最終処分場を極力減量するための処理を行っています。また、焼却に伴う熱エネルギーの回収、ダイオキシン類等の排出抑制対策をはじめとした環境負荷の低減等も処理の重要な目的です。

青梅市リサイクルセンターは稼働から37年が経過しており、施設の安定的な運用と延命化への対応が求められています。

1. 中間処理の目標

中間処理の目標を次のとおりとします。

中間処理の目標

- ① 環境にやさしく安全で地域と協働する清掃工場
- ② 焼却に伴う環境負荷の低減および脱炭素社会の推進
- ③ 西多摩衛生組合および組合構成市町との協議による現有焼却施設の適正管理およびサーマルリサイクルの推進
- ④ 現有焼却施設の長寿命化計画の推進
- ⑤ 広域処理に向けた資源化処理施設の統合
- ⑥ 多摩地域ごみ処理広域支援体制の維持
- ⑦ 排出段階、中間処理段階における減量化

2. 行政の行動指針

中間処理の目標を達成するための行政の行動指針は、次のとおりです。

行政の行動指針

- (1) 西多摩衛生組合の安全で安定した事業活動を行うため、組合の公害防止協定を厳守し、さらなる環境負荷の低減を目指します。(関連目標①、②、③)
- (2) 地域におけるごみの減量・リサイクルの活動を支援するとともに、環境負荷の少ない製品を導入し、省資源・省エネルギーを推進します。(関連目標①)
- (3) 地域と協働で事業活動を進めていくため、いつでも相互の意見交換ができる場を持ち、様々な環境データを積極的に公開し、より分かりやすく理解が得られるよう親切丁寧な説明に努め、説明責任を果たします。(関連目標①)
- (4) 排出抑制・資源化の促進および第2期基幹的整備事業等により、西多摩衛生組合環境センターから発生する温室効果ガスの削減と施設の延命化を図ります。
(関連目標①、②、③、④)
- (5) 西多摩衛生組合および組合構成市町との連携により、西多摩衛生組合環境センターの適正な維持管理を行い、サーマルリサイクルを継続して推進します。(関連目標③)
- (6) 循環型社会形成推進交付金制度を活用し、施設整備を図ります。(関連目標④)
- (7) 青梅市リサイクルセンターについては、施設の経年的な老朽化に伴い、処理能力等に支障が生じないよう、適正な維持管理と改修工事を計画的に実施します。
(関連目標①)
- (8) 西多摩衛生組合および組合構成市町との協議により、組合構成市町がそれぞれ有する資源化処理施設の統合に向け検討します。(関連目標⑤)
- (9) 多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定にもとづき、中間処理施設の緊急事態や事前予測可能事態における自治体間の相互支援体制を維持し、広域処理の円滑実施に努めます。(関連目標⑥)
- (10) 排出段階、中間処理段階において、適正な処理および資源物の選別を行い、最終処分量の減量化に努めるとともに、破碎選別不燃物の全量資源化を継続します。
(関連目標⑦)

第6節 最終処分計画

最終処分は、ごみの発生および排出抑制、中間処理、資源化等の適正な処理を行った後、やむを得ず最終処分が必要となったものを埋立処分によって適切に貯留し、自然界の代謝機能を利用して安定化・無害化することです。今後も広域処理の体制を維持し、最終処分場の延命化に努めます。

1. 最終処分の目標

最終処分の目標を次のとおりとします。

最終処分の目標

- ① 最終処分場の延命化
- ② 関係自治体との連携による最終処分場の適正な維持管理

2. 行政の行動指針

最終処分の目標を達成するための行政の行動指針は、次のとおりです。

行政の行動指針

- (1) 破砕選別不燃物の全量資源化により、東京たま広域資源循環組合所管の最終処分場の延命化を推進します。(関連目標①)
- (2) 東京たま広域資源循環組合および関係自治体との連携により、組合所管の最終処分場の適正な維持管理を行います。(関連目標②)

第7節 その他

1. 資源管理計画

一般的に計量を含めた管理システムは、ごみ処理を目的として、搬入量や中間処理量、最終処分量および資源搬出量等を管理しています。また、前計画にもとづき、従来の「ごみ処理」という観点から脱却し、「資源管理」という視点への転換を図ってきましたが、今後も、可能な限りごみの発生を抑制し、それでも排出されたごみは資源として循環利用するゼロエミッションの考えのもと、資源物の搬入、搬出、処理等の管理をより積極的に行います。

(1) 資源管理システムの構築

資源管理システムは、情報の管理機能とごみの処理機能の2つに分かれます。

1) 資源化情報の管理

集団回収、家庭での生ごみ堆肥化容器等の利用、事業所での資源化、中間処理施設での資源化など、市内における資源化の状況をよりきめ細やかに把握し、情報として管理する体制の構築を引き続き図ります。

2) 資源化施設の充実

今後の施設整備は、生ごみや余剰汚泥等によるバイオ発電等、発生した廃棄物をできる限り資源に戻すことを念頭にして設備の充実を図ります。

(2) ゼロエミッションの構想

廃棄物の発生をできる限り抑制することが最重要課題であるとともに、排出された廃棄物は資源として循環利用することが必要です。これらの究極的な姿が「ゼロエミッション：廃棄物 0（ゼロ）の実現に向けて国際連合大学が提唱している構想で、廃棄物を発生させない生産システムを目指している」といわれています。完全な実現は困難ですが、資源管理システムの構築とともに一步一步その理念に近づけることが大切です。

2. 廃棄物等減量推進審議会の役割

青梅市廃棄物減量等推進審議会は、本市の一般廃棄物の処理の基本方針や廃棄物の減量、再利用の促進に関する事項等を市長の諮問に応じ、審議し、答申をしています。直近の活動実績等を表 5-7-1 に示します。

表5-7-1 審議会開催状況

開催年月	内 容
平成 30 年 1 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ処理状況について（平成 28 年度ごみ処理状況、平成 28 年度集団回収） ・青梅市し尿処理場の改修について ・資源ごみの収集方法の見直しおよび集団回収に関わる報奨金および助成金の変更について
平成 31 年 2 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ処理状況について（平成 29 年度ごみ処理状況、平成 29 年度集団回収） ・平成 30 年度の新たな取組について ・施設の改修について
令和 2 年 2 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ処理状況について（平成 30 年度ごみ処理状況、平成 30 年度集団回収） ・多摩川 1 万人の清掃大会について ・台風 19 号による災害廃棄物の処理について ・令和元年度の新たな取組について（AI チャットボットの運用、ごみ収集カレンダーの拡充、エコバッグの配布） ・青梅市リサイクルセンターの改修について
令和 3 年 2 月	<ul style="list-style-type: none"> ・審議会の書面開催の可否について ・会長の選出について ・ごみ処理状況について（令和元年度ごみ処理状況、令和元年度集団回収） ・新型コロナウイルス感染症対策について ・令和 2 年度の新たな取組について（外国人向けリーフレット作成、エコバッグの作成、フードドライブの通年実施、資源回収事業協力助成金の改定） ・青梅市リサイクルセンターの改修について

第6章 生活排水処理基本計画

第1節 生活排水の現状と課題

1. 処理形態別人口の推移

生活排水（し尿および生活雑排水）の処理形態別人口の推移は、表 6-1-1 のとおりです。

令和 2 年度の実績では、計画処理区域内人口 132,291 人のうち、128,664 人が公共下水道に接続され、処理されています。また、公共下水道の水洗化人口は、計画処理区域内人口の減少に伴い、相対的に減少しています。

合併処理浄化槽および単独処理浄化槽およびし尿収集人口は、平成 28 年度以降、減少傾向で推移しています。なお、単独処理浄化槽は、浄化槽法の改正（平成 13 年 4 月 1 日施行）によって、浄化槽ではなくなったため、これ以降の設置は認められていません。

表6-1-1 処理形態別人口

単位：人

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
1. 計画処理区域内人口	136,244	135,300	134,316	133,283	132,291
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	133,151	132,512	131,846	131,111	130,267
(1) コミュニティ・プラント	0	0	0	0	0
(2) 合併処理浄化槽	2,047	2,012	1,801	1,656	1,603
(3) 公共下水道	131,104	130,500	130,045	129,455	128,664
(4) 農業・漁業集落排水施設	0	0	0	0	0
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	1,728	1,501	1,249	1,018	920
4. 非水洗化人口	1,365	1,287	1,221	1,154	1,104
(1) し尿収集人口	1,365	1,287	1,221	1,154	1,104
(2) 自家処理人口	0	0	0	0	0
5. 計画処理区域外人口	0	0	0	0	0

2. 公共下水道整備の推移と将来計画

表 6-1-2 に公共下水道整備の推移、表 6-1-3 に公共下水道事業計画の概要を示します。

令和 2 年度実績では、公共下水道の水洗化人口が 128,246 人に対して、公共下水道整備済区域内人口が、129,579 人であることから、下水道接続率は、98.97%で、未接続は、1,333 人となっています。

表6-1-2 公共下水道整備の推移

年度	総人口	整備済区域		水洗化	
		戸数	人口 (A)	戸数	人口 (B)
平成28年度	136,244	60,058	132,316	59,137	130,677
平成29年度	135,300	60,587	131,742	59,670	130,078
平成30年度	134,316	61,426	131,373	60,402	129,624
令和元年度	133,283	61,864	130,527	60,955	129,037
令和2年度	132,291	62,210	129,579	61,374	128,246

表6-1-3 公共下水道整備計画

項目	事業認可	全体計画
目標年次	平成32年度	平成36年度
処理区域面積 (ha)	2,379	2,668
下水道処理人口(人)	133,610	131,900

3. し尿および浄化槽汚泥搬入量の推移

本市のし尿および浄化槽汚泥搬入量の推移を表 6-1-4 に示します。

し尿搬入量は、平成 28 年度以降減少傾向で推移しており、令和 2 年度のし尿搬入量は、平成 28 年度に対して 486kL 減少し 1,196kL となっています。浄化槽汚泥搬入量については、平成 28 年度から令和元年度にかけて減少傾向で推移していましたが、令和 2 年度は令和元年度に対して 72kL 増加し 2,463kL となっています。

表6-1-4 し尿および浄化槽汚泥搬入量の推移

単位：kL

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
し 尿	1,682	1,524	1,384	1,238	1,196
浄化槽汚泥	2,922	2,833	2,540	2,391	2,463
合併処理浄化槽	2,160	2,143	1,937	1,915	1,949
単独処理浄化槽	762	690	603	476	514
農業・漁業集落排水施設	0	0	0	0	0
コミュニティ・プラント	0	0	0	0	0
計	4,604	4,357	3,924	3,629	3,659

4. 合併処理浄化槽の普及状況

公共浄化槽等整備推進事業による合併処理浄化槽設置基数を表 6-1-5 に、公共浄化槽等整備推進事業計画を表 6-1-6 に示します。

本市は、平成 27 年度から公設浄化槽により汚水の処理を行おうとする区域を定め、市が公設浄化槽の設置から維持管理までを行う、公共浄化槽等整備推進事業を開始しています。

平成 27 年度から令和 2 年度の 6 年間の公共浄化槽等整備推進事業による基数は計画基数 419 基に対し、実績基数 137 基となっています。また、公共浄化槽等整備推進事業事業計画では、令和 5 年度まで毎年 346 基の設置が計画されています。

表6-1-5 公共浄化槽等整備推進事業による合併処理浄化槽設置基数

単位：基

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	累計
計画基数	100	94	94	94	20	17	419
実績基数	22	35	35	24	14	7	137

表6-1-6 公共浄化槽等整備推進事業計画

単位：基

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画基数	40	40	266

5. 収集・運搬方法

(1) 収集・運搬体制

し尿および浄化槽汚泥の収集運搬状況を、表 6-1-7 に示します。

本市では、し尿、浄化槽汚泥に区分して収集しています。し尿の収集は、委託業者が随時行っており、浄化槽汚泥の収集は、許可業者が浄化槽の清掃時に収集を行っています。

表6-1-7 し尿および浄化槽汚泥の収集運搬状況

区分	収集方式	収集回数
し尿	委託	随時
浄化槽汚泥	許可	浄化槽清掃時

(2) 処理手数料

し尿の処理手数料を、表 6-1-8 に示します。

し尿の処理手数料は、事業活動等によるくみ取りまたは水洗式を 1 リットルにつき 15 円、普通くみ取りを 1 人当たり月額 600 円としています。

表6-1-8 し尿の処理手数料

区分	処理手数料	
し尿	事業活動等によるくみ取りまたは水洗式	1リットルにつき15円 下水道未整備地区および下水道供用開始から3年未満の地区は月に180Lまで無料
	普通くみ取り	1人月額600円 下水道未整備地区および下水道開始から3年未満の地区は無料

6. 処理方法

青梅市し尿処理場の概要を、表 6-1-9 に示します。

西多摩衛生組合によるし尿処理が平成 8 年 5 月に終了したことに伴い、青梅市および福生市、瑞穂町との協定にもとづき、し尿処理を行う施設として青梅市し尿処理場（処理能力 17kL/日）を整備し、平成 8 年 6 月から稼働しました。

また、平成 31 年 3 月には、施設の延命化と環境負荷への低減等に向けた基幹的設備改良工事が完了し、平成 31 年 4 月からは羽村市のし尿、羽村市および瑞穂町の浄化槽汚泥についても青梅市との事務委託にもとづき、新たに処理を開始しています。

なお、青梅市し尿処理場におけるし尿等の処理後の処理水は、適切な処理を行った後に下水道へ放流し、処理により発生した脱水汚泥は堆肥化施設等に運搬してリサイクル等を行っています。

表6-1-9 青梅市し尿処理場の概要

区 分	内 容
施設名称	青梅市し尿処理場
所在地	青梅市黒沢1丁目697番地
施設所管	青梅市
竣工年月	平成8年3月（改良工事：平成31年3月）
処理能力	18kL/日（改良工事後）
処理方式	高負荷膜分離処理方式
総事業費	建設費：921,692千円 基幹的設備改良工事：594,000千円

7. 生活排水処理の課題

(1) 公共下水道計画区域内の整備促進

公共下水道計画区域内は、引き続き下水道施設の整備を促進していく必要があります。

(2) 公共下水道の水洗化率の向上

本市の公共下水道の水洗化率は、令和 2 年度時点で約 99.0%と高い値となっています。引き続き、公共下水道整備区域内の未接続の世帯に対し、広報誌等により接続を促進し、水洗化率を向上していくよう努めます。

(3) 単独処理浄化槽利用世帯およびし尿収集世帯の切替促進

令和 2 年度現在、単独処理浄化槽人口は行政人口の約 0.69%、し尿収集人口は約 0.83%となっており、非常に少ない値となっていますが、引き続き、各世帯の状況を踏まえながら、必要に応じて、公共下水道あるいは合併処理浄化槽への切替を進めていく必要があります。

(4) 浄化槽の維持管理の徹底

浄化槽法では、浄化槽の法定検査、保守点検、清掃といった維持管理を定期的を実施することが、義務付けられています。浄化槽は、適正な維持管理を行わないと適正な機能を発揮しないため、引き続き浄化槽の適正な維持管理を実施していく必要があります。

(5) 青梅市し尿処理場の維持管理

青梅市し尿処理場は、平成 31 年 3 月に基幹的設備改良工事が完了しています。今後も、安定的にし尿および浄化槽汚泥を処理していくためには、維持管理を適切に行っていく必要があります。

第2節 生活排水処理形態別人口および計画処理量の推計

1. 生活排水処理形態別人口の推計方法

生活排水処理形態別人口の推計を行う手順を図 6-2-1 に示します。

将来人口は、ごみ処理基本計画と同様とします。また、合併処理浄化槽人口、単独処理浄化槽人口、し尿収集人口は、ごみ排出量の推計と同様に回帰式による推計を行います。公共下水道は、将来人口との整合を取るために、以下の算出式により求めるものとします。

公共下水道

= 計画処理区域内人口 - 合併処理浄化槽人口 - 単独処理浄化槽人口 - し尿収集人口

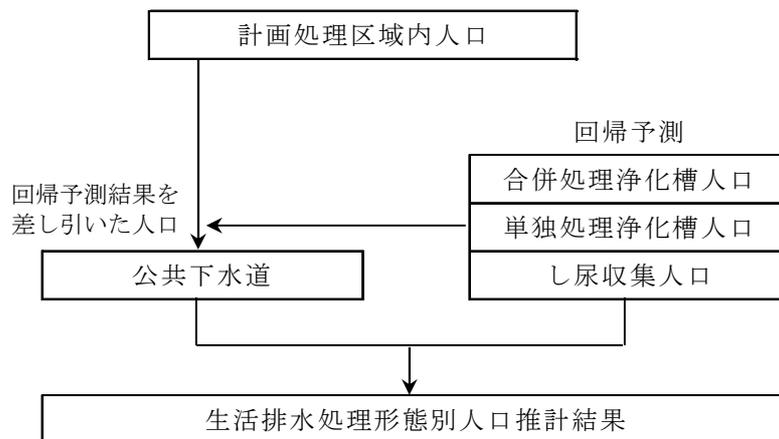


図6-2-1 生活排水処理形態別人口の推計手順

2. 計画処理量の推計方法

計画処理量の推計を行う方法を図 6-2-2 に示します。

計画平均処理量（365 日平均の処理量）は、生活排水処理形態別人口の推計結果にもとづき、し尿および単独処理浄化槽汚泥を収集・処理する「計画収集人口」を算定し、それに過去 5 年間の年間収集量実績から求めた各々の「計画排出量原単位」および「計画最大変動係数」を乗じて、「計画処理量」を推計します。

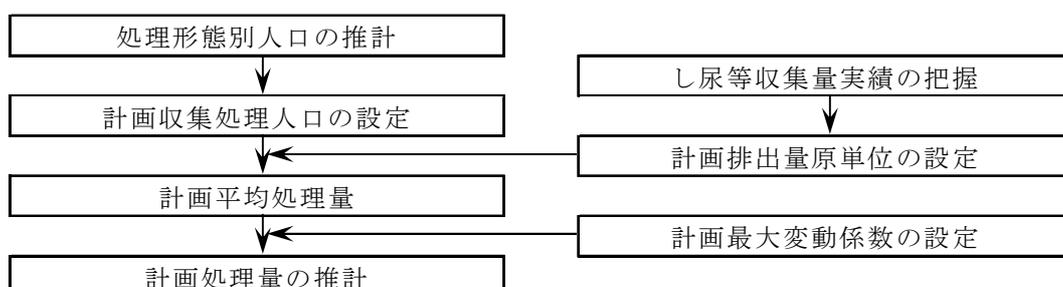


図6-2-2 計画処理量の推計方法

3. 生活排水処理形態別人口の推計結果

生活排水処理形態別人口の推計結果を表 6-2-1 に示します。

表6-2-1 生活排水処理形態別人口の推計結果

単位：人

	年 度							
	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10
1. 計画処理区域内人口	132,043	131,795	131,547	131,299	131,052	130,331	129,610	128,889
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	130,247	130,188	130,117	130,035	129,945	129,373	128,795	128,172
(1) コミュニティ・プラント	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) 合併処理浄化槽	1,478	1,381	1,289	1,204	1,125	1,050	981	916
(3) 公共下水道	128,769	128,807	128,828	128,831	128,820	128,323	127,814	127,256
(4) 農業・漁業集落排水施設	0	0	0	0	0	0	0	0
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	754	619	494	376	265	160	59	0
4. 非水洗化人口	1,042	988	936	888	842	798	756	717
(1) し尿収集人口	1,042	988	936	888	842	798	756	717
(2) 自家処理人口	0	0	0	0	0	0	0	0
5. 計画処理区域外人口	0	0	0	0	0	0	0	0

単位：人

	年 度							
	令和11	令和12	令和13	令和14	令和15	令和16	令和17	令和18
1. 計画処理区域内人口	128,168	127,449	126,575	125,701	124,827	123,953	123,077	122,118
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	127,488	126,804	125,964	125,122	124,278	123,432	122,583	121,650
(1) コミュニティ・プラント	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) 合併処理浄化槽	856	799	746	697	651	608	568	530
(3) 公共下水道	126,632	126,005	125,218	124,425	123,627	122,824	122,015	121,120
(4) 農業・漁業集落排水施設	0	0	0	0	0	0	0	0
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	0	0	0	0	0	0	0	0
4. 非水洗化人口	680	645	611	579	549	521	494	468
(1) し尿収集人口	680	645	611	579	549	521	494	468
(2) 自家処理人口	0	0	0	0	0	0	0	0
5. 計画処理区域外人口	0	0	0	0	0	0	0	0

4. 計画処理量の推計結果

計画処理量の推計結果を表 6-2-2 に示します。

表6-2-2 計画処理量の推計結果

年度	計画平均処理量					計画処理量 (kL/日)	備考
	くみ取りし尿	単独処理 浄化槽汚泥	合併処理 浄化槽汚泥	合計 (kL/日)	合計 (kL/年)		
平成 28	4.61	2.09	5.92	12.62	4,607		実績
平成 29	4.18	1.89	5.87	11.94	4,359		
平成 30	3.79	1.65	5.31	10.75	3,924		
令和 元	3.38	1.30	5.23	9.91	3,618		
令和 2	3.28	1.41	5.34	10.03	3,661		
令和 3	3.26	1.00	4.51	8.77	3,202	10.0	予測
令和 4	3.09	0.82	4.21	8.12	2,964	9.3	
令和 5	2.93	0.65	3.93	7.51	2,742	8.6	
令和 6	2.78	0.50	3.67	6.95	2,537	8.0	
令和 7	2.64	0.35	3.43	6.42	2,344	7.4	
令和 8	2.50	0.21	3.20	5.91	2,158	6.8	
令和 9	2.37	0.08	2.99	5.44	1,986	6.3	
令和 10	2.24	0.00	2.79	5.03	1,836	5.8	
令和 11	2.13	0.00	2.61	4.74	1,731	5.5	
令和 12	2.02	0.00	2.44	4.46	1,628	5.1	
令和 13	1.91	0.00	2.28	4.19	1,530	4.8	
令和 14	1.81	0.00	2.13	3.94	1,439	4.5	
令和 15	1.72	0.00	1.99	3.71	1,355	4.3	
令和 16	1.63	0.00	1.85	3.48	1,271	4.0	
令和 17	1.55	0.00	1.73	3.28	1,198	3.8	
令和 18	1.46	0.00	1.62	3.08	1,125	3.6	

※計画処理量は、し尿・浄化槽汚泥発生量に最大変動係数1.14を乗じて、小数第二位を切り上げた値。

第3節 生活排水処理基本計画

1. 基本方針

本市における生活排水処理の基本方針を以下に示します。

(1) 公共下水道の水洗化率の向上

公共下水道整備区域内の未接続の世帯に対しては公共下水道への接続を促すことで生活排水処理の向上を図ります。

(2) 生活雑排水処理の推進

単独処理浄化槽が整備されている世帯、くみ取りし尿の世帯については、公共下水道整備区域内であれば、早期接続を促し、それ以外の区域であれば、合併処理浄化槽への変更を促すことで生活雑排水の適正処理を推進していきます。

(3) し尿および浄化槽汚泥の処理

本市のし尿および浄化槽汚泥は、今後も青梅市し尿処理場で、本市および福生市、羽村市、瑞穂町の3市1町による広域処理を継続していきます。

2. 生活排水処理の目標

本市から発生する生活排水は、可能な限り公共下水道において処理し、現在の高い汚水処理人口普及率を維持していくものとします。

3. し尿および浄化槽汚泥の処理計画

(1) 収集・運搬計画

公共下水道への接続が100%達成時には、し尿や浄化槽汚泥の発生量が更に減少するため、計画的に収集運搬車両の台数を調整していく必要があります。

そのため、し尿や浄化槽汚泥の発生量の動向を見極めながら、法令によって定められた浄化槽汚泥の引き抜き清掃回数を勘案し、安定的に収集・運搬業務が遂行できる車両台数を確保するとともに、収集運搬業者への指導にも努めます。

(2) 中間処理計画

青梅市し尿処理場の適正で安定した施設の運転を維持するため、本市および福生市、羽村市、瑞穂町とともに、毎年度の計画的な保守・メンテナンス作業や施設の延命化のための維持補修について協議、調整していきます。

4. 計画達成のための施策

(1) 住民に対する広報・啓発活動

生活排水の処理を適切かつ迅速に進めていくため、引き続き市民の生活排水の適正処理に対する意識を広報・啓発活動等により向上させていきます。

(2) 公共下水道への接続

公共下水道の計画区域内の未接続住宅については、早期の接続を促し、水洗化率の更なる向上を図ります。また、単独処理浄化槽が整備されている住宅については、建て替えや改築などの際に、公共下水道に整備替えするように啓発活動を行っていきます。

(3) 合併処理浄化槽

引き続き公共浄化槽等整備推進事業による補助金を交付し、生活排水による公共水域の水質汚濁の防止、浄化槽の適切な維持管理に努めます。

5. 災害時のし尿処理に関する事項

災害時のし尿処理は、災害廃棄物処理計画にもとづき対応を行います。また、災害の状況により、避難所などから発生するし尿は、東京都下水道局と平成23年9月に締結した「災害時における水再生センターへのし尿搬入及び受入れに関する覚書」等にもとづき、多摩川上流水再生センターへ搬入し処理を行います。

第7章 災害廃棄物処理計画

第1節 総論

近年、東日本大震災や熊本地震といった地震による災害や、関東・東北豪雨、九州北部豪雨、令和元年台風第19号といった浸水被害等による災害が起きています。大規模な災害時には、平常時に排出される廃棄物に加え、災害に伴い様々な種類の廃棄物（以下「災害廃棄物」といいます。）が大量かつ多様に発生します。令和元年台風第19号では、土砂災害や浸水被害等により東京都多摩地域の一部で災害廃棄物が発生し、その処理を実施しています。

これらの災害廃棄物については、市民の生活環境の保全や公衆衛生の維持とともに、早期の復旧、復興に資するよう、適正かつ迅速な処理が求められることから、災害廃棄物の処理に関する基本的事項を定めた、青梅市災害廃棄物処理計画（以下この章において「本計画」といいます。）を策定します。

本計画は、災害時に有効な対策等が講じられるよう、国の法令や指針、東京都の関連計画等を踏まえて必要に応じて見直しを図り、また、地域の取組と連動した実効性のあるものに高めていくこととします。

第2節 計画の対象

1. 対象とする災害

本計画は、地震災害、風水害やその他の自然災害を対象とします。

なお、風水害やその他の自然災害に関しては、地震災害に準じることとします。

2. 対象とする災害廃棄物

災害廃棄物は、一般廃棄物に位置付けられ、青梅市域内で発生した災害廃棄物については、本市に処理責任が生じます。

本計画で対象とする災害廃棄物は、表7-2-1の災害廃棄物の種類と概要の太枠内に示す廃棄物とします。また、主な災害廃棄物の種類（参考）を表7-2-2に示します。

なお、事業場において発生した廃棄物は、発災後、「廃棄物の処理および清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」といいます。）第22条にもとづく国庫補助の対象となった事業者の事業場で災害に伴い発生したものを除き、原則、事業者が処理を行うものとします。

表7-2-1 災害廃棄物の種類と概要

廃棄物の種類		概要
一般 廃棄物	災害廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> 被災した住民の排出する生活ごみ[※] (通常生活で排出される生活ごみを除く) 避難施設で排出される生活ごみ(避難所ごみ)[※] 一部損壊家屋から排出される家財道具(片付けごみ) 被災建築物の解体撤去で発生する廃棄物 道路啓開や救助捜索活動に伴い生じる廃棄物 被災施設の仮設トイレからのし尿 被災した事業場からの廃棄物(事業活動に伴う廃棄物は除く) その他、災害に起因する廃棄物
	家庭ごみ、し尿	<ul style="list-style-type: none"> 通常生活で排出される生活ごみ 通常家庭のし尿
	事業系一般廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> 事業活動に伴う廃棄物(産業廃棄物を除く)
産業廃棄物		<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物処理法第2条第4項に定める事業活動に伴って生じた廃棄物

※被災した住民の排出する生活ごみ、避難所ごみは、災害等廃棄物処理事業費補助金の対象外である。

出典：東京都災害廃棄物処理計画（平成29年6月）

表7-2-2 主な災害廃棄物の種類（参考）1/2

種類		説明
災害 廃棄物	コンクリートがら	コンクリート破片、コンクリートブロック、アスファルトくず等 
	木くず	柱材、角材、梁材等の廃木材 

表 7-2-2 主な災害廃棄物の種類(参考)2/2

種 類		説 明	
災害廃棄物	金属くず	鉄骨、鉄筋、金属サッシ、シャッター、アルミ材等	
	可燃物/可燃系混合物	繊維類、紙類、木くず、プラスチック等を多く含む可燃系混合物	
	不燃物/不燃系混合物	細かなコンクリート、ガラス、陶磁器等を多く含む不燃系混合物	
	廃家電	家電リサイクル法対象製品 家電 4 品目(テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫) 小型家電等 家電 4 品目以外の小型家電等の廃家電	
	廃自動車	自動車、自動二輪、原動機付自転車等	
	危険物および有害物	PCB 廃棄物、石綿含有廃棄物、消火器、医薬品類、農薬類、乾電池・リチウム電池類、バッテリー類、蛍光灯、太陽光パネル、ガスボンベ等	

出典：環境省、災害廃棄物対策情報サイト廃棄物の種類等を参考に作成

3. 被害の想定

東京都は、平成 24 年度に「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」（以下「被害想定報告書」といいます。）、平成 25 年度に「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定」を公表しており、首都直下型地震として、「東京湾北部地震」、「多摩直下地震」、「元禄型関東地震」、「立川断層帯地震」の被害を想定しています。

本計画では、大規模な被害が想定される「立川断層帯地震」、「多摩直下地震」を対象とします。想定される災害を表 7-2-3、想定災害における青梅市の建物被害を表 7-2-4 に示します。

なお、建物被害での火災延焼の棟数については、被害が大きくなる「冬、風速 8m/s、夕方 18 時」の棟数とします。

表7-2-3 想定される災害

項目	内容	
種類	多摩直下地震	立川断層帯地震
震源	東京都多摩地域	東京都多摩地域
規模	マグニチュード7.3	マグニチュード7.4
震源の深さ	約20km～35km	約2km～20km

表7-2-4 想定災害における建物被害

単位：棟

建物区分		多摩直下地震	立川断層帯地震
建物全壊棟数	ゆれ	355	1,359
	液状化	0	0
	急斜面崩壊	101	168
	計	457	1,527
建物半壊棟数	ゆれ	2,280	3,439
	液状化	0	0
	急斜面崩壊	259	420
	計	2,539	3,859
焼失棟数		278	1,012

※小数点以下の四捨五入により、合計値は合わないことがあります。

出典：東京都、首都直下地震等による東京の被害想定報告書

4. 災害廃棄物の推計

(1) 災害廃棄物量

「被害想定報告書」では、「多摩直下地震、冬、風速 8m/s、夕方 18 時」、「立川断層帯地震、冬、風速 8m/s、夕方 18 時」における災害廃棄物量を表 7-2-5 のとおり想定しています。

表7-2-5 発生量の想定

市町名	条件			多摩直下地震		立川断層地震	
	季節	風速	時刻	重量 (万t)	体積 (万m ³)	重量 (万t)	体積 (万m ³)
青梅市	冬	8m/s	夕18時	21	26	52	58

出典：東京都、首都直下地震等による東京の被害想定報告書

(2) 災害廃棄物の推計方法の考え方

災害廃棄物の推計は、「災害廃棄物対策指針」や「東京都災害廃棄物処理計画」等に、推計方法の考え方が示されています。

本計画では、「災害廃棄物対策指針」で示されている推計方法の考え方を示します。

1) 災害廃棄物

災害廃棄物の発生量の推計は、災害廃棄物の適正かつ迅速な処理を進める上での基礎的な資料となります。そのため、災害の種類やタイミングに応じて推計方法を選択して、発生量の推計を行う必要があります。

なお、発災前は、平常時において処理方法を示した処理フロー等を具体的に検討するために、発災後は、基本的な処理方針や、処理フロー、処理スケジュール等を示した災害廃棄物処理実行計画を策定するために発生量の推計を行います。また、災害廃棄物処理実行計画策定後も災害廃棄物処理の進行管理を行い、必要に応じて発生量の推計等を見直します。

次ページに、参考とする災害廃棄物の推計方法の考え方（推計に必要な情報等）を示します。

災害廃棄物の推計方法の考え方

◆発災前、発災後（2週間程度の間）

災害廃棄物の発生量＝災害情報にもとづく被害情報×発生原単位

《発災前》

災害情報	地域防災計画で示される地震や水害のハザード情報 (震度分布図、浸水域等)
被害状況	対象災害別の被害想定結果 (建物被害の内、全壊、半壊、床上浸水、床下浸水)
発生原単位	あらかじめ設定した原単位

《発災後（2週間程度の間）》

災害情報	震度分布図、浸水域等（気象庁発表、人工衛星画像）
被害状況	災害情報から推計した対象災害別の被害推計結果 (建物被害の内、全壊、半壊、床上浸水、床下浸水)
発生原単位	あらかじめ設定した原単位

出典：環境省、災害廃棄物対策指針、技術資料・参考資料、技 14-2（令和元年 4 月 1 日改訂）

◆発災から 1 か月程度

《片付けごみの排出がおおむね終了している場合》

災害廃棄物の発生量＝今後建物の撤去により発生する量＋片付けごみの搬入済量

今後建物の撤去により発生する量＝被害情報×発生原単位

被害情報	被害情報やり災証明に基づく建物撤去予定棟数 (日々更新されることから変動することに留意が必要)
今後建物の撤去により発生する量	あらかじめ設定した原単位（片付けごみは含まない）
片付けごみの搬入済量	現地計測による体積や見かけ比重から推計

《片付けごみの排出にまだ時間を要する場合》

災害廃棄物の発生量＝被害情報×発生原単位

被害情報	被害情報やり災証明に基づく被害棟数 (日々更新されることから変動することに留意が必要) (建物被害の内、全壊、半壊、床上浸水、床下浸水)
発生原単位	あらかじめ設定した原単位（片付けごみを含む）

出典：環境省、災害廃棄物対策指針、技術資料・参考資料、技 14-2（令和元年 4 月 1 日改訂）

2) 避難所ごみ

大規模災害時には、通常生活で排出される家庭からの生活ごみに加えて、避難所から排出される避難所ごみが発生します。

そのため、避難所ごみについては、以下の推計方法の考え方にもとづき推計を行うこととします。なお、推計に用いる発生原単位は実績をもとに設定するものとします。

避難所ごみの推計方法の考え方

避難所ごみの発生量＝避難者数（人）×発生原単位（g/人・日）

出典：環境省、災害廃棄物対策指針、技術資料・参考資料、技 14-3（令和 2 年 3 月 31 日改訂）

3) し尿量

災害時に上下水道施設等が被害を受けた場合には、避難所において仮設トイレの設置が必要となります。

そのため、し尿については、以下の推計方法の考え方を参考に、収集必要量と仮設トイレ必要設置基数の推計を行うこととします。

し尿収集必要量の推計方法の考え方

し尿収集必要量＝災害時におけるし尿収集必要人数×1日1人平均排出量

＝（①仮設トイレ必要人数＋②非水洗化区域し尿収集人口）×③1人1日平均排出量

①仮設トイレ必要人数	避難者数＋断水による仮設トイレ必要人数
避難者数	避難所へ避難する市民数
断水による仮設トイレ必要人数	{水洗化人口－避難者数×（水洗化人口／総人口）} ×上水道支障率×1/2
水洗化人口	平常時に水洗トイレを使用する市民数
総人口	水洗化人口＋非水洗化人口
上水道支障率	地震による上水道の被害率
1/2	断水により仮設トイレを利用する市民は、上水道が支障する世帯のうち約1/2の市民と仮定。
②非水洗化区域し尿収集人口	くみ取り人口－避難者数×（くみ取り人口／総人口）
くみ取り人口	計画収集人口
③1人1日平均排出量	1.7L/人・日

仮設トイレの必要設置基数の推計方法の考え方

仮設トイレ必要設置数＝①仮設トイレ必要人数／②仮設トイレ設置目安

①仮設トイレ必要人数	避難者数＋断水による仮設トイレ必要人数
②仮設トイレ設置目安	仮設トイレの容量／し尿の1人1日平均排出量／収集計画
仮設トイレの平均的容量	400L
し尿の1人1日平均排出量	1.7L/人・日
収集計画	3日に1回の収集

出典：環境省、災害廃棄物対策指針、技術資料・参考資料、技 14-3（令和 2 年 3 月 31 日改訂）

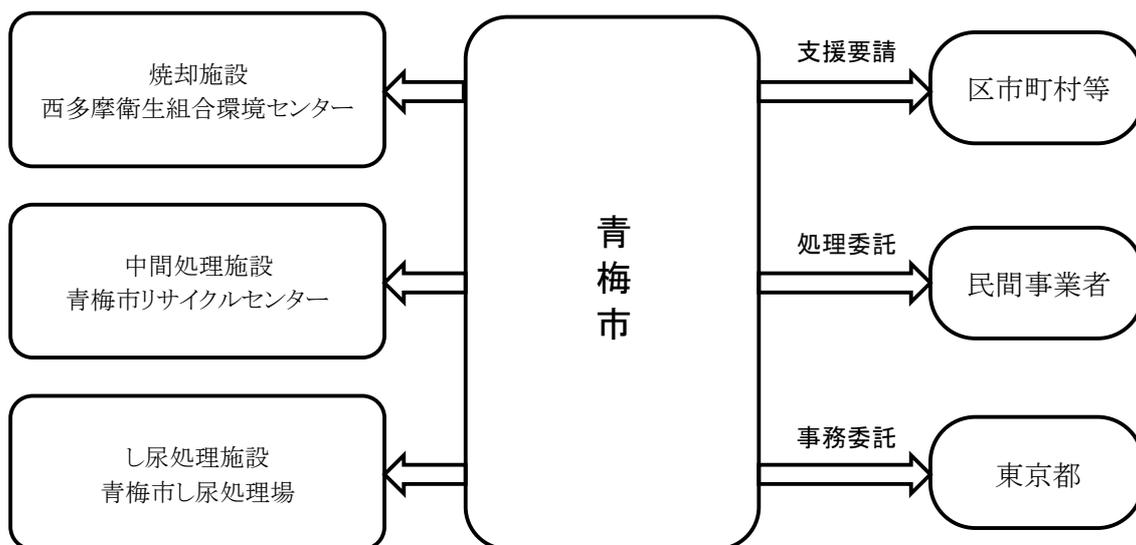
第3節 災害廃棄物処理の実施主体

1. 本市の役割

災害時において、本市が主体となり災害廃棄物の処理を行います。本市域内から発生した災害廃棄物について、平常時と同様の性状の片付けごみのうち、燃やすごみは西多摩衛生組合環境センター、燃やさないごみ、容器包装プラスチックごみ、粗大ごみ、有害ごみ、資源物については青梅市リサイクルセンター、し尿については青梅市し尿処理場で処理を行うことを基本とします。

また、被災建築物の解体撤去で発生する建築廃棄物の性状である災害廃棄物は、民間事業者等に処理を委託します。

なお、災害の種類や規模等に応じた推計方法から推計した災害廃棄物量をもとに、要処理量、処理可能量を推計し、西多摩衛生組合環境センターおよび本市のみで処理することが困難な場合は、他市区町村および民間事業者等への協力の要請、さらに、地方自治法第252条の14第1項にもとづき、東京都への事務委託を行うものとします。



※し尿は、多摩川上流水再生センターへの搬入も想定。

図7-3-1 災害廃棄物の処理主体

2. 西多摩衛生組合および組合構成市町の役割

西多摩衛生組合環境センターにおいて燃やすごみの中間処理等を行います。支援要請等に応じた人材および資機材等の支援を行うとともに、西多摩衛生組合および組合構成市町が連携して処理を行います。

また、本市を含む組合構成市町で災害廃棄物が発生した場合は、西多摩衛生組合および組合構成市町と合同で、西多摩衛生組合および組合構成市町災害廃棄物合同処理本部（以下「災害廃棄物合同処理本部」といいます。）を組織して、西多摩衛生組合環境センターお

よび組合構成市町内の処理施設における災害廃棄物処理の進行管理を行います。併せて、災害廃棄物由来の焼却残さについて、災害廃棄物合同処理本部を通じて、東京たま広域資源循環組合に処理を要請します。さらに、組合構成市町内のみでは処理が困難な場合には、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定にもとづき、災害廃棄物処理の広域支援の要請を検討します。

3. 市民・災害ボランティアの役割

被災地域の市民は、被災者でもあることから、まずは、自らの生命と安全な生活を確保することが第一となります。その上で、市民および災害ボランティアは、本市が災害廃棄物を適正かつ迅速に処理することができるよう、片付けごみ等の災害廃棄物の排出段階での分別の徹底等、一定の役割を果たすよう努める必要があります。

また、災害ボランティアは、本市と連携して被災建築物の片付け等の被災者支援を行うとともに、一次仮置場における災害廃棄物の荷降ろしや分別作業等の役割が加わる場合があります。

4. 事業者の役割

(1) 本市の収集運搬委託事業者（し尿含む）および中間処理委託事業者

災害時においても、通常のごみの収集運搬および中間処理が継続できるよう尽力するとともに、発災時の災害廃棄物処理を適正かつ迅速に進めるために、本市からの要請にもとづき、可能な範囲で災害廃棄物の収集運搬等を行います。

また、災害廃棄物の収集運搬を行う際には、災害廃棄物以外の家庭ごみと混載しないように留意するとともに、西多摩衛生組合環境センター搬入時の管理票には、災害廃棄物と記載する等の管理を行います。

なお、西多摩衛生組合環境センターに搬入できる災害廃棄物は、通常のごみと同様の性状のものであるため、土砂が付着した家具など、通常とは異なる場合は、本市の指示に従い、仮置場等へ搬入します。

(2) 一般廃棄物収集運搬許可業者

本市は発災前もしくは発災後に、必要に応じて一般廃棄物収集運搬許可業者と災害廃棄物収集運搬に関する協定や契約を締結し、西多摩衛生組合環境センターおよび本市が指定する処分先等に災害廃棄物の収集運搬を行います。この場合、本市を排出事業者として取り扱います。

なお、通常の事業者から排出される一般廃棄物とは区別して、災害廃棄物として取り扱うものとします。

(3) 産業廃棄物収集運搬許可業者

東京都と災害時の協力協定を締結している一般財団法人東京都産業資源循環協会（東京都知事等の許可を受けた産業廃棄物収集運搬許可業者等の業界団体）（以下「東産協」といいます。）は、東京都からの要請に応じて速やかに支援等に協力する等、その知見および能力を生かした役割を果たすよう努めます。

なお、東京都から東産協への要請については、本市から東京都に要請を行い、東京都で災害廃棄物処理の進行状況等を確認した上で実施するものになります。

(4) 排出事業者

排出事業者は、事業場から排出される災害廃棄物の適正かつ迅速な処理に努めます。

また、危険物、有害物質等を含む廃棄物その他適正処理が困難な廃棄物を排出する可能性がある事業者は、これらの廃棄物の主体的な適正処理に努めることとします。

5. 東京都の役割

東京都は、処理主体である本市および西多摩衛生組合が適正に災害廃棄物の処理を実行できるよう、災害の被害状況や対応状況等を踏まえた技術的支援や各種調整を行います。

また、災害により甚大な被害を受けた本市の廃棄物所管部署の執行体制が喪失した場合など、地方自治法第 252 条の 14 の規定にもとづき、本市が災害廃棄物処理に係る事務の一部を、東京都へ委託を行った場合には、本市に代わって東京都が直接、廃棄物処理を担うことがあります。

第4節 災害廃棄物対策の基本的な考え方

1. 災害廃棄物処理の基本方針

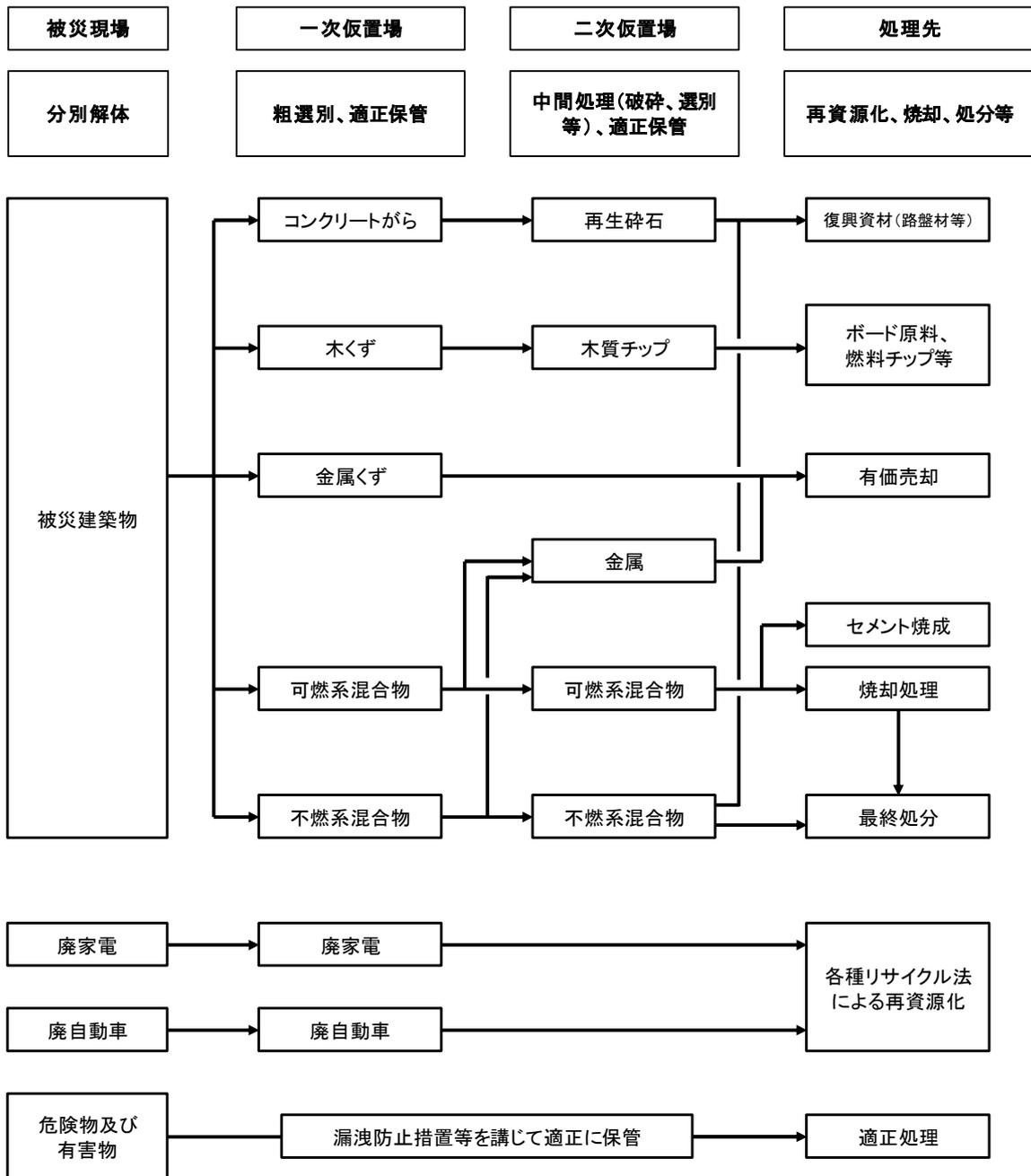
本計画における災害廃棄物処理に関する基本方針は、以下のとおりとします。

①迅速な対応・処理	早期の復旧・復興を図るため、時々刻々と変化する状況に対応しながら迅速な処理を行います。
②リサイクルの推進	膨大な量の災害廃棄物の発生が見込まれる中、徹底した分別・選別により可能な限りリサイクルを推進します。また、再資源化したものは復興資材として有効活用します。
③環境に配慮した処理	混乱した状況下においても、環境に配慮し、適正処理を推進します。
④衛生的な処理	悪臭、害虫の発生等を考慮し、衛生処理を図ります。
⑤安全作業の確保	住宅地での解体作業や仮置場での搬入・搬出作業において周辺住民や処理従事者への安全の確保を徹底します。
⑥経済性に配慮した処理	公費を用いて処理を行う以上、最小の費用で最大の効果が上がる処理方法を可能な限り選択します。
⑦計画的な対応・処理	災害廃棄物発生量、道路や施設の被災状況や処理能力等を逐次把握した上で、計画的に処理を推進します。
⑧関係機関・関係団体や市民、事業者、災害ボランティアとの協力・連携	早期の復旧・復興を図るため、国、東京都、他市町村、一部事務組合、関連機関・関係団体等と協力・連携して処理を推進します。また、市民や事業者、災害ボランティアに様々な情報を提供し、理解と協力を得て処理を推進します。

2. 災害廃棄物処理の流れ

災害廃棄物の処理は、図 7-4-1 に示す災害廃棄物の種類別処理フロー（標準処理フロー）にもとづくものとし、被災建築物の分別解体や仮置場において選別、適正保管等を行い、災害時においても再資源化を徹底します。

また、被災した家電 4 品目（テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫）、自動車については、可能な限り分別を行い、各種リサイクル法にもとづく再資源化を徹底し、危険物および有害物については、適正な保管、処理を行います。



出典：東京都災害廃棄物処理計画（平成 29 年 6 月）

図7-4-1 災害廃棄物の種類別処理フロー（標準処理フロー）

3. 災害廃棄物処理業務の進め方

平常時および発災後に本市が取り組むべき災害廃棄物処理業務の進め方(例)を表7-4-1に示します。発災後、第一に本市職員の安否確認を行い、災害廃棄物処理に関する組織人員を確保します。

表7-4-1 災害廃棄物処理業務の進め方



4. 処理期間とスケジュール

災害廃棄物の処理は、早期の復旧・復興に資するよう、出来るだけ早く完了することを前提とし、災害の規模や災害廃棄物の発生量および要処理量、処理可能量等に応じて、適切な処理期間と取り組むべき事項を経過期間ごとに整理したスケジュールを設定します。

また、大規模災害においては3年以内の処理完了を目指すものとし、処理期間について国の指針が示された場合や東京都が災害廃棄物処理実行計画を策定した場合には、その期間との整合を図り設定します。

第5節 災害廃棄物対策

1. 平常時における対応（発災前）

(1) 組織体制の構築

発災後、適正かつ迅速に災害廃棄物の処理を行うためには、平常時に組織体制を構築しておく必要があります。青梅市災害対策本部条例および同施行規則、青梅市災害対策本部運営要綱の定めにより、災害が発生した場合、または発生する恐れがある場合は、災害対策本部が設置されます。

災害廃棄物処理に関しては、災害対策本部等の決定により、青梅市災害廃棄物対策本部（仮称）を設置することとし、環境部の職員を中心とした体制を組織するとともに、図7-5-1に示す関係部署と連携した組織体制（参考）を構築します。

また、青梅市災害廃棄物対策本部（仮称）の想定される主要な業務内容（参考）を表7-5-1に示します。

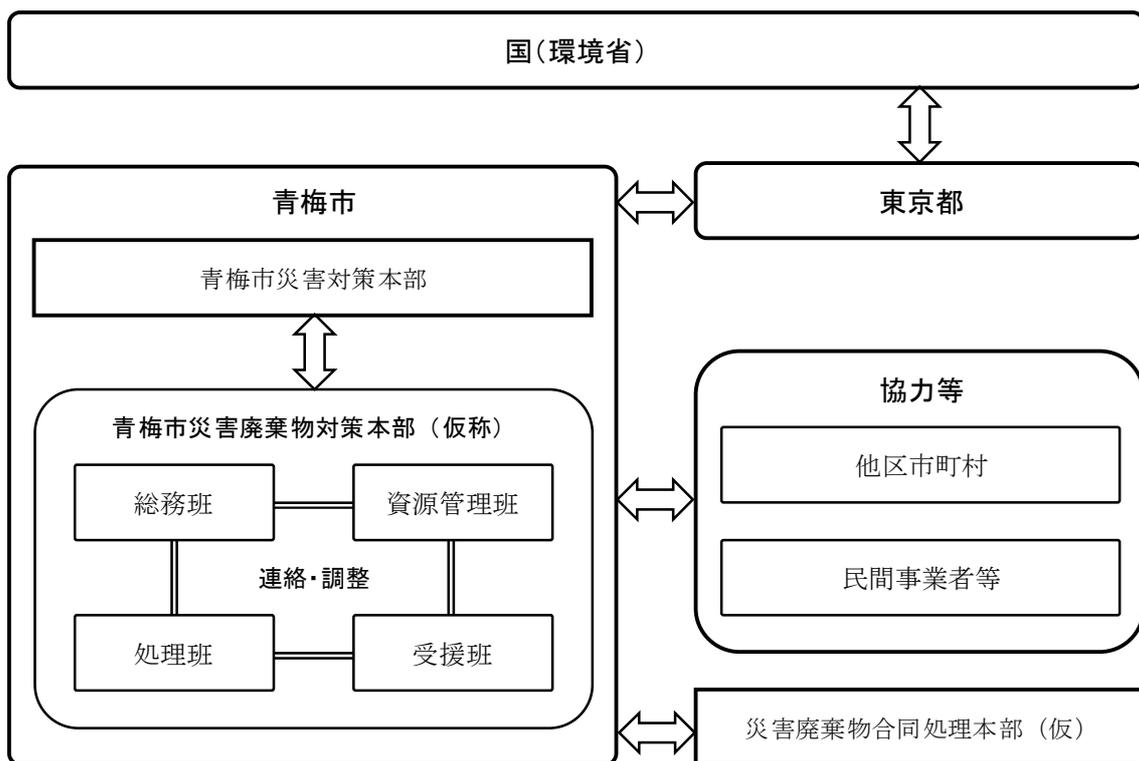


図7-5-1 関係部署と連携した組織体制（参考）

表7-5-1 青梅市災害対策本部（仮称）の想定される主要な業務内容（参考）

班・担当区分		業務内容（参考）
総務班	総合調整担当	業務全般に関する進行管理
		指揮命令、総括、調整会議等の運営
		青梅市災害対策本部・各班・担当との連絡調整
		職員の人員配置
		災害廃棄物対策関連情報の集約
		災害廃棄物の発生量の把握と要処理量の推計
		施設の処理能力の把握
		処理方針の決定および災害廃棄物処理実行計画の策定、見直し
	財務担当	予算管理（要求、執行）
		業務の発注状況の管理
		国庫補助のための災害報告書の作成
	渉外担当	他行政機関との連絡調整、協議、支援要請
その他機関（民間事業者）との連絡調整、協議、支援要請		
広報担当	市民等への災害廃棄物処理に関する広報	
	市民からの問合せ対応	
資源管理班	仮置場担当	仮置場の必要面積の算定
		仮置場の確保、設置・運用・管理、返還
	施設担当	処理施設の被害情報の把握
		処理施設の復旧支援
		被災施設の代替処理施設の確保
必要資機材の管理、確保		
処理班	処理担当	道路啓開および損壊家屋等の解体・撤去（公費による解体・撤去含む）およびそれに伴う廃棄物処理対応
		ごみ・資源の収集運搬、処理
		復興資材利用先に関する調整、選別後物の品質管理
		処理困難物の処理
		処理に関する進行管理（処理済量、搬出予定量）
		し尿の収集運搬、処理
	環境・指導担当	不法投棄、不適正排出対策
		仮置場等の環境モニタリング
		民間事業者の指導
受援班	受入担当	支援の受入管理、受援内容の記録
	配置担当	受け入れた支援の配置先管理

(2) 関係団体との連携体制

1) 西多摩衛生組合と組合構成市町との連携

本市は、福生市、羽村市、瑞穂町とともに西多摩衛生組合環境センターを設置し、3市1町の燃やすごみの中間処理（焼却処理）を行っています。また、し尿については、青梅市し尿処理場において処理を行っています。

平常時より、西多摩衛生組合および組合構成市町で災害廃棄物合同処理に関する協議を進め、災害廃棄物合同処理体制を構築します。

2) その他組合等との連携

西多摩衛生組合環境センターにおける燃やすごみ焼却後の焼却残さについては、東京たま広域資源循環組合でエコセメントの原料として資源化を行っています。

災害廃棄物の処理について、構成団体（その他組合含む）とともに、災害廃棄物対策についての合同処理体制の構築を図る必要があります。

3) 国、東京都、他市区町村等との連携

本市だけでは、災害廃棄物処理における十分な体制が確保できない場合等に備え、国、東京都、他市区町村等と連携体制を構築します。

4) 他市区町村や民間事業者等との協定

本市では、災害廃棄物を適正かつ迅速に処理するため、国、東京都、他市区町村、民間事業者等と災害廃棄物処理や避難所の開設・受入れ、資機材等の貸与、避難所等への物資等の供給、医療救助活動への協力等に関する各種協定を締結しています。

なお、災害時協定の中から災害廃棄物に関する協定を表7-5-2に示します。

表7-5-2 災害廃棄物に関する協定

協定名	協定締結先	締結年月日	協定の概要
災害時における水再生センターへのし尿搬入及び受入れに関する覚書	東京都下水道局流域下水道本部	平成23年9月20日	し尿の受け入れ

5) 市民との協力体制

災害廃棄物を適正に処理するため、市民に正確な情報を伝えるとともに、廃棄物減量等推進員やボランティア等の市民との協力体制の構築を図ります。

(3) 職員への教育訓練、人材の育成・確保

発災時において、本計画を有効に活用するとともに、適正かつ迅速に災害廃棄物の処理等を進める人材を育成するため、平常時から関係職員への継続的な研修等を行います。また、災害廃棄物処理等に関する職員の知識向上と人材の確保に努めます。

(4) 災害廃棄物対策マニュアル（仮称）の整備

本計画の内容を踏まえて、発災時に対応すべき業務等を定めた「災害廃棄物対策マニュアル（仮称）」（以下「マニュアル」といいます。）等を整備する必要があります。

マニュアルには、平常時から復旧・復興期までに対応すべき具体的な業務手順、様式等を記述します。

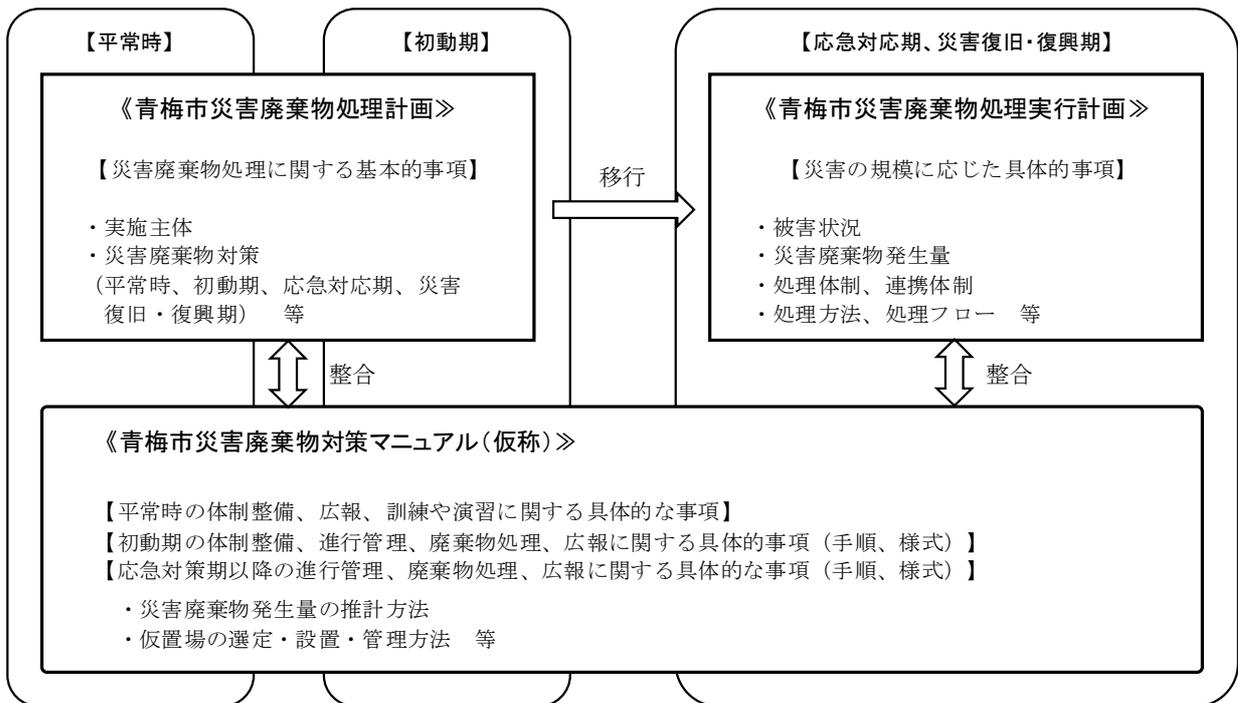


図7-5-2 災害廃棄物対策マニュアルの位置付け

2. 初動期における対応

(1) 青梅市災害廃棄物対策本部（仮称）の設置

災害廃棄物処理に関しては、災害対策本部の決定により、青梅市災害廃棄物対策本部（仮称）を設置します。被害の状況等に応じて青梅市災害廃棄物対策本部（仮称）長（環境部長）は、災害廃棄物処理に関する初動対応の命令を発し、災害廃棄物処理体制に移行、また、必要に応じて西多摩衛生組合と組合構成市町で災害廃棄物合同処理本部を組織します。

さらに、廃棄物発生量が甚大で、広域的な災害廃棄物処理体制が必要な場合には、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定にもとづき、災害廃棄物処理の要請を検討するとともに、東京都との連携により迅速に処理する体制の構築を進めます。

なお、他県等への応援要請が必要な場合には、東京都を窓口として他県等との連携を図ります。

(2) 災害廃棄物に関する情報収集

表 7-5-3 に災害廃棄物に関する情報収集区分（例）を示します。災害廃棄物に関する情報として、被災建築物の損壊および解体状況、処理の進捗状況等の状況把握や関係機関からの情報収集等を行います。

表 7-5-3 災害廃棄物に関する情報収集区分（例）

区 分	入 手 情 報
被災建築物の損壊状況	全壊、半壊、床上浸水、床下浸水、火災による損壊棟数
被災建築物の解体状況	解体予定棟数、解体済棟数（構造別）
処理の進捗状況	種類別の要処理量、処理済量、搬出済量（再生資材も含む）
仮置場の状況	場所・設置数・面積、搬出入量、環境モニタリング結果
受援の状況	人数、資機材の状況、業務の進捗状況

(3) 災害廃棄物の発生量、要処理量、処理可能量の算定（暫定量）

発災後、前項（2）で収集した災害廃棄物に関する情報をもとに、平常時に定めた発生量・処理可能量等を参考に災害廃棄物の発生量（暫定量）等を算定します。

(4) 災害廃棄物処理体制の整備

災害廃棄物処理は、環境部が中心となり実施します。災害時には、部内で臨時体制を組織し、関係部署とも連携して災害廃棄物処理体制を整備します。

(5) 避難所の開設に伴う仮設トイレ等の推計

避難所の開設に当たり、避難者数、断水による仮設トイレ必要人数等の状況把握を行い、し尿量の推計を行います。また、避難所周辺市民の環境衛生に考慮したし尿収集計画を策

定し、し尿処理施設等へ搬入します。

(6) 仮置場の設置・運用・管理

1) 仮置場の区分と定義

仮置場は、災害廃棄物の迅速な処理のため、分別、保管、処理等を行う一時的な集積場所として設置します。災害時に災害廃棄物が大量に発生することが予想される場合に、仮置場を設置する必要があります。

本計画で想定している一次仮置場、二次仮置場の定義を表 7-5-4 に示します。

表 7-5-4 仮置場の定義

区 分	定 義
一次仮置場	<ul style="list-style-type: none"> 道路啓開や住居等の片付け、損壊家屋の撤去(必要に応じて解体)等により発生した災害廃棄物を被災現場から集積するために一時的に設置する場所で、主に被災市民が直接搬入するとともに、市委託事業者や解体事業者等が搬入する。(基本的に市が設置して運用・管理し、最終的には返還) ※別の一次仮置場から災害廃棄物を一時的に移動した場所や、粗選別を効率的に行うために設けた複数の一次仮置場を集約した場所も一次仮置場に含まれる。 可能な限り粗選別を行った上で搬入し、再資源化等を行うことを想定して、選別、処理を行う。 選別、処理等の状況により、固定式又は移動式破砕機を設置し、角材や柱材、コンクリート塊等の破砕処理を行う場合がある。
二次仮置場	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物の処理先や再資源化先に搬出するまでの中間処理が一次仮置場において完結しない場合、さらに破砕、細選別、焼却等の中間処理を行うとともに、処理後においても一時的に集積、保管するために設置する場所。

出典：環境省、災害廃棄物対策指針、技術資料・参考資料、技 18-1（令和元年 4 月 1 日改訂）を参考に作成

2) 仮置場の選定

災害廃棄物の迅速な処理を行うため、平常時において、市有地、国・東京都等の公有地の調査等を行った上で、仮置場の対象地を選定し、発災後にその状況に応じて候補地を検討します。

なお、仮置場が市有地や国・東京都等の公有地では必要面積を確保できない場合等には、やむを得ず、私有地を検討することがあります。

表 7-5-5 に仮置場選定時の留意事項を示します。

表 7-5-5 仮置場選定時の留意事項

留意事項
<ul style="list-style-type: none"> 優先順位は、市有地、国や都などの公有地、私有地の順とする。 搬入・搬出時の運搬ルートを確認する。 周辺住民への環境等の影響を考慮する。 災害時の他の用途（避難施設、生活物資の集積・輸送拠点、ライフライン復旧拠点等）との調整をとる。

3) 仮置場の候補地

仮置場の候補地は、災害廃棄物量、道路や施設の被災状況や処理能力等を把握した上で選定します。また、災害の状況により、近隣集積所（一次仮置き場に搬入する前段の小規模かつ短期間の保管場所）の設置についても検討します。

4) 災害廃棄物合同処理本部（仮称）

本市では、平常時の家庭ごみ等の中間処理（焼却処理）を西多摩衛生組合環境センターで行っており、災害廃棄物の焼却処理についても、基本的に西多摩衛生組合環境センターで行うこととなります。そのため、災害廃棄物が発生した場合は、必要に応じて西多摩衛生組合や組合構成市町で構成する災害廃棄物合同処理本部(仮称)を組織します。その際、組合構成市町である福生市、羽村市、瑞穂町と共有する仮置場の設置についても検討を行います。

また、西多摩衛生組合や組合構成市町内の処理施設を最大限活用しても、目標期間内に処理することができない膨大な量の災害廃棄物が発生した場合は、災害廃棄物合同処理本部（仮称）において、西多摩衛生組合の敷地内への二次仮置場および仮設処理施設の設置についても検討します。さらに、一次仮置場での分別や作業スペースが不十分な場合は、二次仮置場内で中間処理（破碎処理）を行い、西多摩衛生組合環境センターで焼却処理することも検討します。

5) 仮置場の設置

発災後、被災状況に応じて、被災市民が排出する災害廃棄物を一時的に集積する場所として、仮置場を速やかに設置します。また、災害廃棄物の発生量を推計し、必要面積や必要箇所数等を検討した上で関係部署等と調整を行い、選定した仮置場候補地から仮置場を設置します。

仮置場のレイアウトについては、本レイアウト例等を参考にして、災害の規模や被害棟数等の情報にもとづいて、災害廃棄物の発生量を算定し、仮置場の面積等を考慮した上で、レイアウトを決定する必要があります。

また、二次仮置場は、災害廃棄物合同処理本部（仮称）において、西多摩衛生組合敷地内等の広域的な連携も考慮して設置します。

① 一次仮置場のレイアウト例

一次仮置場のレイアウト例を図7-5-3に示します。一次仮置場は、災害廃棄物を保管するだけでなく、その後の処理、資源化等の各工程を考慮し、廃棄物の種類ごとに区分して仮置きできる場所に設置する必要があります。

なお、発生する災害廃棄物について、地震災害時には倒壊や損壊などにより廃棄物が発生するため、コンクリートがらや鉄・金属等の金属くず、木くずが多くなる傾向にあり、風水害等の災害時には、浸水によって廃棄物が発生するため、畳や廃家電、流木・木くず等が多くなる傾向にあります。

また、一次仮置場への搬入は、車両での搬入を想定して、搬入車両の集中による交通渋滞に配慮した、車両等が交錯しない一方通行のレイアウトにします。

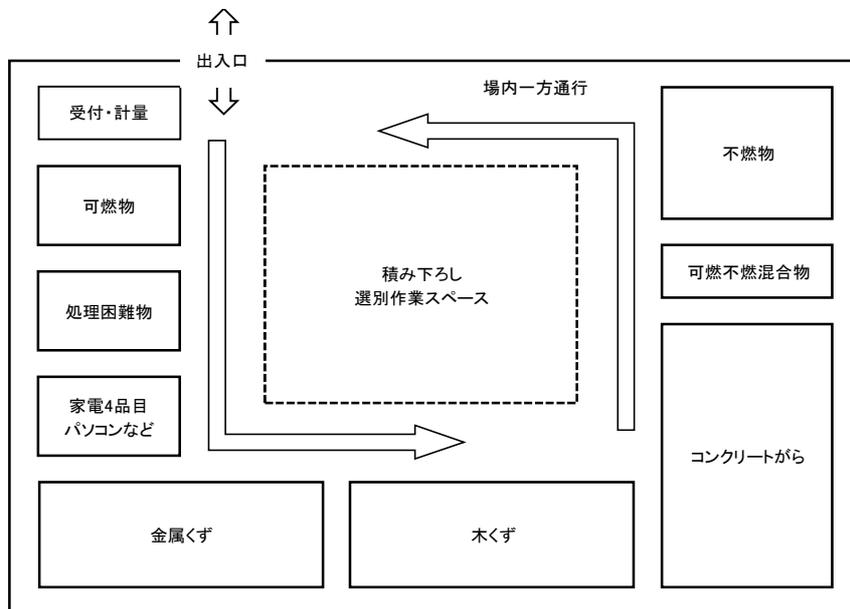


図7-5-3 一次仮置場のレイアウトの例

② 二次仮置場のレイアウト例

二次仮置場では、一次仮置場の搬入物の更なる分別処理等を行う作業スペース等を考慮するとともに、二次仮置場内での再分別や保管を行える場所を配置する必要があります。また、仮設の中間処理施設を設置する可能性も考慮し、処理後の保管場所を配置する必要があります。

二次仮置場への搬入についても、搬入車両等や処理後の搬出車両等が集中する場合が想定されることから、交通渋滞に配慮して、可能な限り一方通行として、車両等が交差しないレイアウトにします。

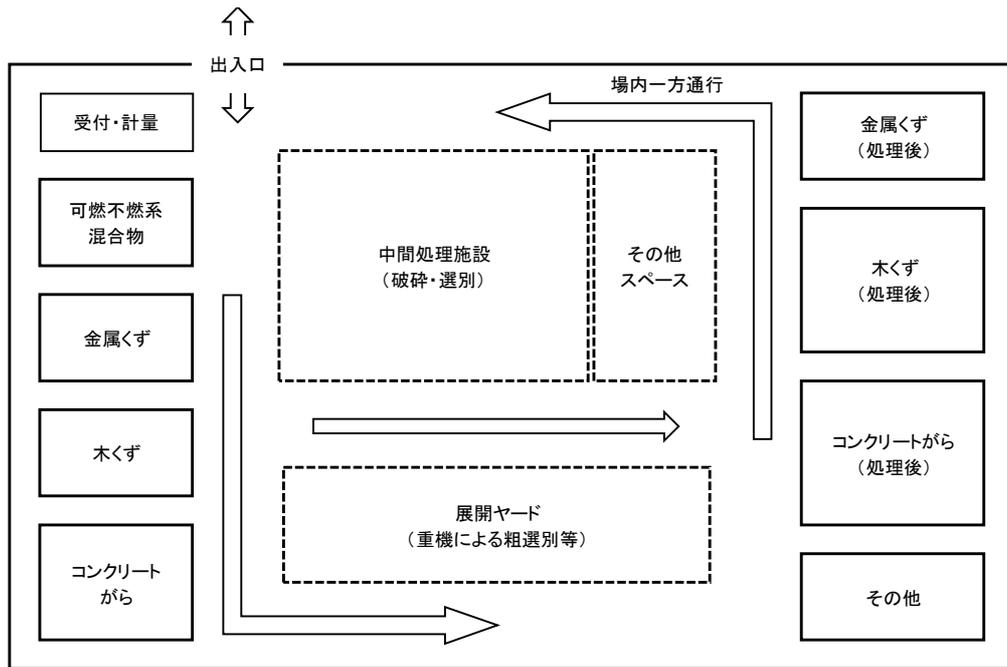


図7-5-4 二次仮置場のレイアウトの例

6) 仮置場の管理

仮置場では、災害廃棄物の飛散防止対策、環境衛生対策、火災防止対策等に留意するとともに、仮置場の作業従事者に対する安全性の確保に努めることとします。

また、仮置場を適切に管理するために、便乗ごみや不法投棄等の防止対策として、受付の設置や警備員の配置、出入口の施錠等の必要があります。

7) 仮置場の選定から運用開始、返還までの流れ（案）

仮置場の選定から運用開始、返還までの流れ（案）を図7-5-5に示します。仮置場の返還に当たり必要な場合は土壌分析等を実施し、土地の安全性を確認のうえ返還するものとします。

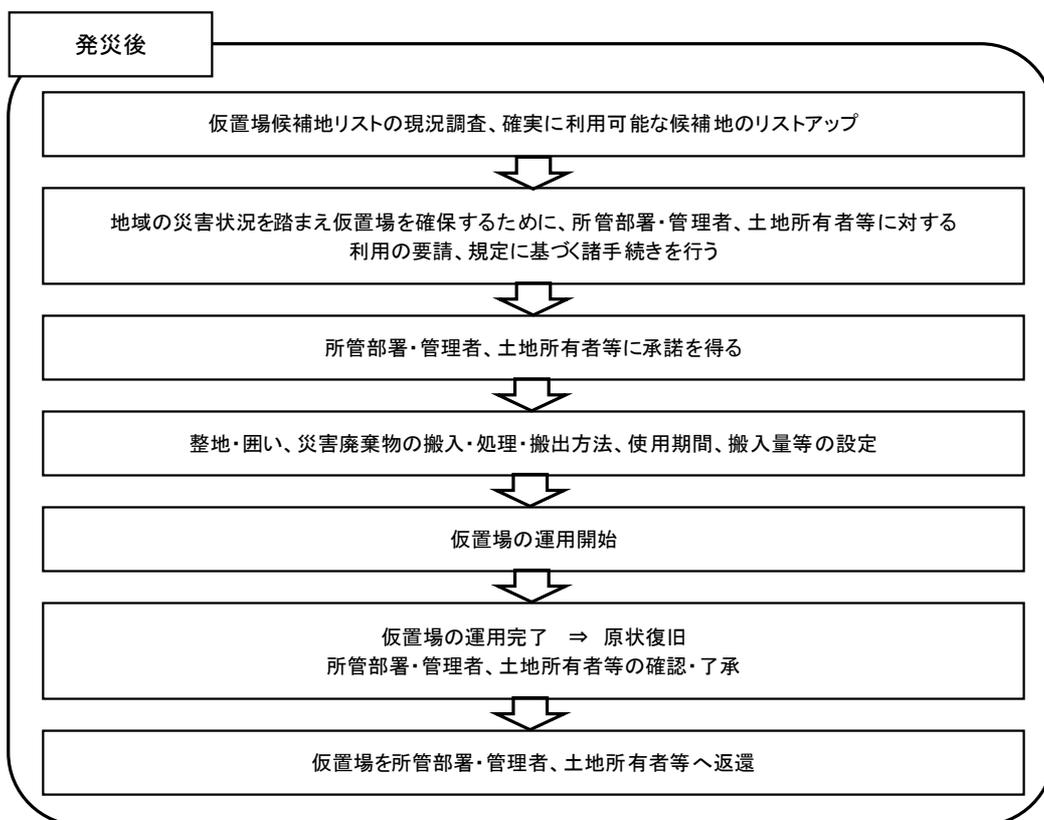
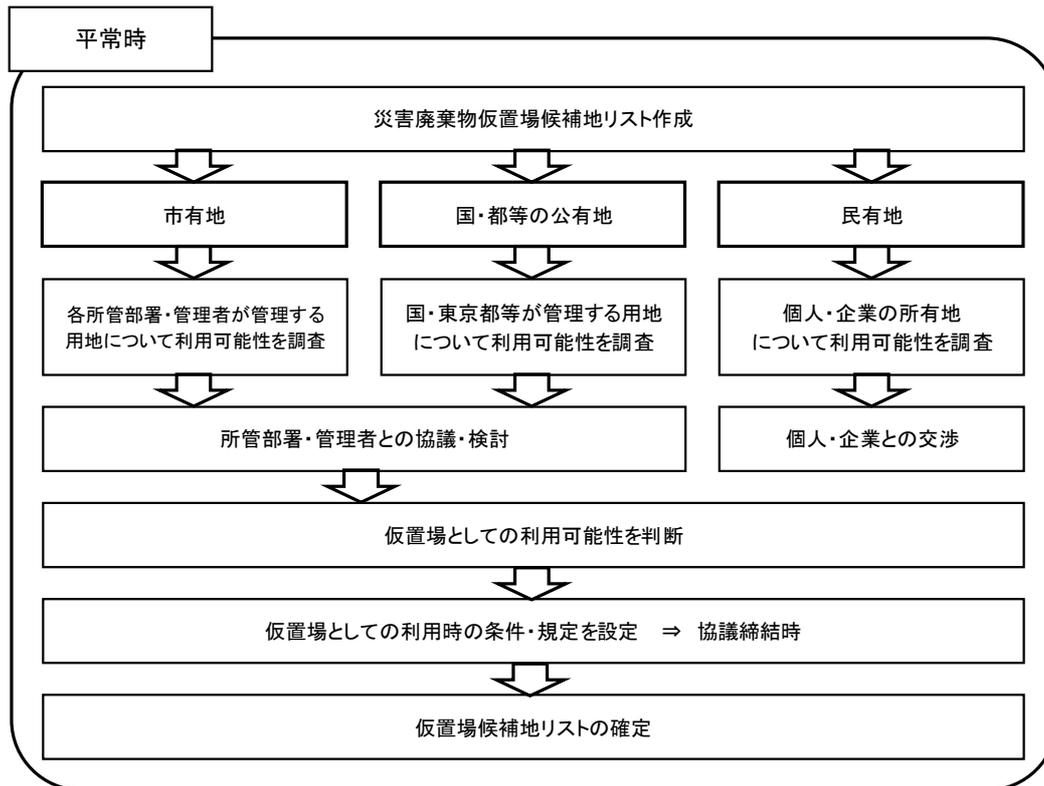


図7-5-5 仮置場の選定から設置、返還までの流れ（案）

(7) 市民への広報

市民に対して、災害廃棄物処理に関する必要な情報について、市広報、ホームページ、防災行政無線、広報車等を活用して適切な情報を周知します。

- ・ 発災後の生活ごみの分別・収集方法・収集頻度
- ・ 避難所における避難所ごみの分別方法
- ・ 災害廃棄物の分別の必要性、分別方法、分別の種類
- ・ 災害廃棄物の排出方法（戸別収集の有無、仮置場への搬入方法等）
- ・ 便乗ごみの排出、不法投棄、野焼き等の不適正処理の禁止

(8) 災害廃棄物の処理方針の決定

災害廃棄物の種類別発生量や処理量、処理可能量等を勘案し、被災状況に応じた処理方針を決定します。また、本計画の基本方針にもとづき、処理の優先順位や処理スケジュール、再資源化の方法等についても示すものとします。

なお、災害廃棄物のうち可燃系混合物等の燃やすごみは、西多摩衛生組合（西多摩衛生組合環境センター）で焼却処理、木くずやコンクリートがら、金属くずなどの再資源化できるものについては、青梅市リサイクルセンターで選別、破砕等の処理を行い、再資源化を行うことを基本とします。

(9) 災害廃棄物処理実行計画の策定

本計画や国の指針等にもとづき、被災状況や災害廃棄物の発生量、要処理量、処理可能量、処理方針等を記載した災害廃棄物処理実行計画（以下「実行計画」といいます。）を策定します。

(10) 災害廃棄物処理の進行管理

災害廃棄物処理状況および業務の達成状況、更には人材、資機材、仮置場や処理施設等の状況を把握し、進行管理を行います。その際、短期的な目標を設定し、随時その達成状況等を検証しながら業務の改善を図り、必要に応じて、人材、資機材等を確保します。また、把握した情報は、災害廃棄物対策本部（仮称）へ報告するほか、東京都との情報共有も図ります。

3. 応急対策期

(1) 災害廃棄物の発生量、要処理量、処理可能量の見直し

被災状況や仮置場への搬入状況等にもとづいて、随時、災害廃棄物の発生量および要処理量について見直しを行います。

また、処理施設の稼働状況等を踏まえて、処理可能量の見直しも行います。さらに、要処理量に対して処理可能量が不足する場合は、広域処理も含めた調整を図ります。

(2) 実行計画の見直し

処理の進捗状況等の変化に応じて、処理先・再生利用先等の見直しを適宜行います。

(3) 処理スケジュールの見直し

災害廃棄物の発生量等の見直しを踏まえて、処理スケジュールや処理フローを見直します。

(4) 市民への広報

市民に対して、市広報、ホームページ、防災行政無線、広報車等を活用して、発災後の状況に応じた具体的な情報の周知を行います。

- ・市民からの問合せ内容と回答例（Q&A）
- ・り災証明の交付から解体（公費解体含む）までの流れ
- ・仮置場の設置状況や運営状況
- ・災害廃棄物の処理状況

(5) 国庫補助金への対応

災害時には、災害の規模により、国庫補助金が適用されます。災害廃棄物の処理に係る費用に対しては、「災害等廃棄物処理事業費補助金」が適用されるため、被害状況や処理の進捗状況等に関する情報を集約する必要があります。

なお、災害の規模等により、補助対象とならない経費等があるため、対象の範囲を十分に把握しておく必要があります。

(6) 災害廃棄物処理の進行管理

実行計画にもとづき、災害廃棄物の処理および業務の進行管理を行い、処理実績の公表、要処理量の算定等を適宜行うとともに、必要に応じて人材、資機材の確保を行います。

4. 災害復旧・復興期

(1) 災害廃棄物の発生量、要処理量、処理可能量の見直し

災害廃棄物の処理状況等に応じて、定期的に災害廃棄物の発生量、要処理量、処理可能量の見直しを実施します。

(2) 実行計画の見直し

災害復旧・復興の段階において、発災直後に把握できなかった被害の詳細や災害廃棄物の処理過程等に新たな課題が判明する場合があります。処理の進行に伴い、災害廃棄物の発生量や要処理量、処理可能量に見直しが行われた場合等は、必要に応じて、実行計画の見直しを行います。

(3) 災害廃棄物処理の進行管理

応急対策期に実施した内容に加え、災害廃棄物処理の完了時期を見据えながら、災害廃棄物処理状況や業務の進捗状況等の進行管理を行います。

(4) 仮置場の見直し、閉鎖、返還

仮置場は、災害廃棄物処理の状況に応じて、順次閉鎖し原状復旧を行います。また、必要に応じて土壌分析等を実施した上で、返還します。

(5) 災害廃棄物処理計画の見直し

本計画の実効性を高めるため、国が定める法令や指針、東京都の関連計画、市の関連計画等の見直し状況等を踏まえ、必要に応じて本計画の見直しを図っていきます。

また、計画の内容に改善点が見られた場合、その他本計画の見直しが必要となった場合等においても、必要に応じて見直しを行います。

(6) 国庫補助金業務

災害廃棄物処理に関する国庫補助金には、「災害等廃棄物処理事業費補助金」「廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金」等があります。本市における災害廃棄物処理において対象となる場合には、「災害関係業務事務処理マニュアル」の手順等にもとづき災害報告書等を作成し、東京都を通じて補助金申請を行います。

< 用語集 >

用語集

【あ行】

○一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物です。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類されます。また「ごみ」は、商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」と、一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭系ごみ」に分類されます。

○エコセメント

ごみを燃やした後に残る焼却灰を原料としてつくる新しいタイプのセメントです。普通セメントと同等の品質を持っているため、普通セメントと同様の分野（土木・建築工事やコンクリート製品等）に使われています。

○エコマーク商品

様々な商品（製品およびサービス）の中で、「生産」から「廃棄」にわたるライフサイクル全体を通して環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品です。

○SDGs(エス・ディー・ジーズ:Sustainable Development Goals)

持続可能な開発目標の略称であり、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。SDGsは、発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

○温室効果ガス

大気を構成する気体の中で、熱（赤外線）を吸収する性質を持つ気体のことで、大気中の温室効果ガスが増えると温室効果が強くなり、より地表付近の気温が上がり地球温暖化につながります。「地球温暖化対策の推進に関する法律」において、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン（政令で定めるもの）、パーフルオロカーボン（政令で定めるもの）、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素の7物質としています。

【か行】

○拡大生産者責任（EPR:Extended Producer Responsibility）

生産者が、その生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適切なリユース・リサイクルや処分に一定の責任（物理的又は財政的責任）を負うという考え方です。

○仮設処理施設（災害廃棄物）

災害廃棄物処理のために仮置場に設置する仮設の破碎施設、選別施設等のことをいいます。

○合併処理浄化槽

生活排水のうち、し尿と台所や風呂等の雑排水を併せて処理ができる浄化槽です。これに対して、し尿のみを処理する浄化槽を「単独処理浄化槽」といい、現在では単独処理浄化槽の新設は、浄化槽法で禁止されています。

○家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）

関係者（製造業者、輸入業者、小売業者、消費者）の果たすべき義務と、リサイクル義務の対象となる機器（テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫）を規定し、有用な部品や材料をリサイクルして、廃棄物の減量化、資源の有効利用を推進する法律です。平成10（1998）年6月制定。

○仮置場（災害廃棄物）

災害廃棄物を分別、保管、処理するために一時的に集積する場所です。被災した家財を含む災害廃棄物の速やかな撤去、処理を行うために設置します。また、仮置場の機能に応じて一次仮置場、二次仮置場に区分します。

○環境基本計画

環境基本法に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ長期的な施策の大綱等を定めた基本的な計画です。

○環境基本法

環境保全について基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者および国民の責務を明らかにし、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進する事項を定めた法律です。平成5（1993）年11月制定。

○環境モニタリング（災害廃棄物）

廃棄物処理現場（建物の解体現場や仮置場等）における労働災害の防止、その周辺における地域住民の生活環境への影響を防止するため、大気、騒音・振動、土壌、臭気、水質等について定期的に調査を行い、その環境の人への影響を評価することをいいます。

○基幹的設備改良事業

ごみ焼却処理施設やし尿処理施設を構成する重要な設備や機器について、おおむね10～15年ごとに実施する大規模な改良事業のことです。

○許可業者

廃棄物処理法に基づき、市町村長の許可を受けて一般廃棄物の収集、運搬、処理を業として行う者のことです。

○グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、その必要性を十分に考慮し、購入が必要な場合には、できる限り環境への負荷が少ないものを優先的に購入することです。グリーン購入法（国等による環境物品等の調達に関する法律）は平成17（2005）年5月制定。

○建設リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律）

建設解体工事における分別および再資源化の促進を規定しています。平成12（2000）年5月制定。

○減量化

ごみの排出量を削減することをいいます。具体的にはマイバックによりレジ袋を使用しない、野菜や果物を量り売りする、水切りにより生ごみの排出量を減らす、家電製品を修理して長く使用する、フリーマーケット等を通じて古着や食器等を他人に使ってもらう、粗大ごみを修理して再び使用する、家庭用生ごみ処理機等で生ごみを堆肥化する等が挙げられます。

○広域処理（災害廃棄物）

被災地で処理しきれない災害廃棄物を被災した地域以外の自治体が処理することをいいます。

○公費解体（災害廃棄物）

個人等が所有する家屋等で被害を受けたものについて、原則、所有者が解体を実施しますが、災害復興に当たり、所有者の申請に基づき、市区町村が所有者に代わって実施する解体のことで。

○高負荷膜分離処理方式

搬入し尿および浄化槽汚泥を無希釈のまま硝化・脱窒反応層の活性汚泥混合液（MLSS）の濃度を標準法の2～3倍程度、反応液温度を25℃以上と高く設定することで生物化学的酸素要求量（BOD）と窒素の容積負荷を大きくした方法であり、固液分離に際し、従来の機械式や沈降式ではなく、膜（繊維）を採用することでより高い固液分離を行う方法のことで。

○小型家電リサイクル法（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律）

デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型電子機器等の再資源化を促進するため、主務大臣による基本方針の策定および再資源化事業計画の認定、当該認定を受けた再資源化事業計画に従って行う事業についての廃棄物処理業の許可等に関する特例等について定めた法律です。平成24（2012）年8月制定。

○ごみ排出量原単位

総排出量を人口で除した数値で、1人1日当たりどれだけのごみを排出するかを表す数値です。

【さ行】

○サーマルリサイクル

再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）を可能な限り実施した後、発電や温水利用等により熱回収を行うリサイクルのことです。

○災害廃棄物対策指針（災害廃棄物）

平成23（2011）年3月11日の東日本大震災の経験を踏まえ、環境省が必要事項を整理し、策定した指針です。都道府県および市町村における災害廃棄物処理計画の作成に資することを目的に、今後発生が予測される大規模地震や津波、水害およびその他自然災害による被害を抑止、軽減するための災害予防並びに発生した災害廃棄物（避難所ごみ等を含む）の処理を適正かつ迅速に行うための応急対策および復旧・復興対策について記述されています。

○災害報告書（災害廃棄物）

災害等廃棄物処理事業報告書の略称で、発災後、被災市町村が取りまとめ、都道府県を通じて環境省に提出するものであり、各市町村の被災状況について記載した報告書のことで。

○残渣

廃棄物を焼却、破碎、選別処理した後に、残ったものです。

○資源循環型社会

資源の循環を図ることにより、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念です。循環型社会形成推進基本法では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄

物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としています。

○資源有効利用促進法（資源の有効な利用の促進に関する法律）

平成3（1991）年4月に制定された「再生資源の利用の促進に関する法律」の改正法として、平成12（2000）年6月に制定。①事業者による製品の回収・リサイクル対策の強化、②製品の省資源化・長寿命化等による廃棄物の発生抑制（リデュース）、③回収した製品からの部品等の再使用（リユース）のための対策を行うことにより、循環型経済システムの構築を目的とした法律です。

○自動車リサイクル法（使用済自動車の再資源化等に関する法律）

使用済み自動車の適正な処理を推進するため、関係者の役割分担を規定しています。平成14（2002）年7月制定。

○集団回収

町会・自治会、PTA、老人クラブ、子ども会その他地域団体が古紙などの資源を集め、これを回収業者に引き取ってもらうことにより資源化を推進することで、市は活動団体に対して助成を行っています。

○循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本法に基づいて、循環型社会のイメージを明らかにするとともに、経済社会におけるものの流れ全体を把握する「物質フロー指標」等についての数値目標、国の取組、各主体の役割等を定めています。

○循環型社会形成推進基本法

循環型社会の形成についての基本原則、関係主体の責務を定めるとともに、循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項などを規定した法律です。「拡大生産者責任」を一般原則として盛り込み、（1）廃棄物等の「発生抑制（リデュース）」、（2）使用済み製品をそのまま使う「再使用（リユース）」、（3）廃棄物等を原材料として利用する「再生利用（リサイクル）」、（4）廃棄物等の熱を得ることにより利用する「熱回収」、（5）廃棄物の「適正処分」の優先順位を明記しています。平成12（2000）年6月制定。

○循環型社会形成推進交付金制度

循環型社会形成の推進に必要な市町村における廃棄物処理施設の整備事業等を実施するために、国が交付金の交付を行う制度のことです。

○浄化槽汚泥

浄化槽から引き抜かれる汚泥のことです。

○浄化槽法

浄化槽の設置、保守点検および清掃等を規制し、公共用水域の水質保全の観点から浄化槽によるし尿および雑排水の適正な処理を図り、生活環境の保全および公衆衛生の向上に寄与することを目的としています。浄化槽は適正に保守点検、清掃および定期検査が行われて、その性能を発揮することから、平成18（2006）年2月より浄化槽の維持管理に対する監督権限が強化されました。昭和58（1983）年5月制定。

○食品リサイクル法（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律）

食品の売れ残りや食べ残しといった食品廃棄物について、国、地方公共団体、事業者、消費者など、各主体の役割に応じた再生利用等の実施を定めた法律です。平成12（2000）年6月制定。

○食品ロス

まだ食べられるのに捨てられている食べ物のことです。

○処理可能量（災害廃棄物）

廃棄物処理施設において、平常時の廃棄物を処理した上で、更に余分に処理を行うことができる量をいいます。

○ゼロエミッション

平成6（1994）年に国際連合大学が提唱した考え方で、あらゆる廃棄物を原材料などとして有効活用することにより、廃棄物を一切出さない資源循環型の社会システムのことです。

○選別（災害廃棄物）

仮置場や廃棄物処理施設等に搬入された廃棄物を適正に処理するため、重機等の利用のほか手作業でコンクリートがら、木くず、金属物、可燃物、不燃物等に分ける工程をいいます。

○総資源化率

排出されたごみ等（集団回収含む）が資源としてリサイクルされた割合です。資源として収集・処理した量＋収集後資源化量＋集団回収量／総排出量（集団回収量含む）の計算式で求めます。

○総排出量

収集ごみ量、直接搬入ごみ量、集団回収量の合計です。総排出量には、事業者独自の資源回収・処理や住民による自家処理（生ごみの減量化等）によって資源回収等がされているもの等（潜在的なごみ）を実数として捉えることが困難なことから、これらを除いた全てのごみの量を指します。

【た行】

○ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフランおよびコプラナーポリ塩化ビフェニルの総称で、廃棄物の燃焼過程や農薬製造の過程などで生成する毒性の強い物質のことです。

○脱炭素社会

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量「実質ゼロ」を目指す社会のことです。

○多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定

多摩地域における家庭系の可燃ごみ、不燃ごみおよび粗大ごみの処理施設等に相互支援の協力の必要な事態が発生した場合の広域な処理を円滑に実施し、多摩地域の生活環境の保全および公衆衛生の向上を図ることを目的に、多摩地域ごみ処理広域支援体制に必要な事項を定めたものです。

○中間処理施設

収集したごみの焼却、不燃ごみの破碎、選別などにより、可能な限りごみの体積と重量を減らし、最終処分場に埋立後も環境に悪影響を与えないように処理する施設です。

○直接資源化量

中間処理施設を経ずに再生業者等に直接搬入される量をいいます。

○東京たま広域資源循環組合

昭和55（1980）年11月、地方自治法第284条第2項に基づき一般廃棄物広域処分場の設置および管理を事業目的として設立された一部事務組合で、多摩地域25市1町の自治体（組織団体）によって構成・運営されています。

○道路啓開（災害廃棄物）

災害時に道路損壊、崩土、道路上への落下倒壊物、放置された車両等の交通障害物により通行不可能となった道路において、それらの障害物を除去した上で、簡易な応急復旧の作業をし、避難、救護、救急対策等のための初期の緊急輸送機能の回復を図ることをいいます。

【な行】

○熱エネルギーの回収

ごみを燃やすことなどにより発生する熱を、利用可能な熱エネルギーとして回収することです。

【は行】

○バイオマス

生物（バイオ=bio）と量（マス=mass）を合わせた言葉で、再生可能な生物由来の有機性資源で、化石資源（石油等）を除いたものをいいます。廃棄物関連では家畜排せつ物、生ごみ、製材所の木くず、下水道汚泥などがあります。

○廃棄物処理法基本方針（廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針）

廃棄物処理法に基づいて、廃棄物の排出の抑制、再生利用等による廃棄物の減量、その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を達成するために必要な事項を環境大臣が定めています。

○廃棄物処理法（廃棄物の処理および清掃に関する法律）

廃棄物の排出抑制、適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理を行い、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的とする法律です。昭和45（1970）年12月制定。

○排出抑制

ごみとして出さず、店頭回収や集団回収などを利用し、ごみ排出量を抑制することをいいます。

○発生量（災害廃棄物）

発災後、一定期間、一定区域で生じる災害廃棄物の量をいいます。

○便乗ごみ（災害廃棄物）

災害廃棄物に便乗した、災害とは関係のない通常生活で排出される生活ごみ、事業系ごみ、危険物等をいいます。

○復興資材（災害廃棄物）

復興過程から生み出され、建設資材として、復興工事へ適切に利用されるべきもので、災害廃棄物等の混合物を分離、選別して得られた「分別土砂」や、コンクリートがらを破碎、選別して得られた「コンクリート再生碎石」等をいいます。

○プラスチック資源循環促進法（プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律）

国内外におけるプラスチック使用製品の廃棄物をめぐる環境の変化に対応して、プラスチックに係る資源循環の促進等を図るため、プラスチック使用製品の使用の合理化、プラスチック使用製品の廃棄物の市町村による再商品化並びに事業者による自主回収および再資源化を促進するための制度の創設等の措置を講ずることにより、生活環境の保全および国民経済の健全な発展に寄与することを目的とした法律です。

【や行】

○容器包装プラスチック

容器包装リサイクル法で定める、商品を入れたり包んだりしているもので、中身を出したり使ったりすると不要になるプラマークのついたプラスチック製の容器や包装のことです。

○容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集および再商品化の促進等に関する法律）

一般廃棄物の減量および再生資源の利用を図るため、家庭系ごみの大きな割合を占める容器包装廃棄物について、消費者は分別して排出する、市町村は分別収集する、容器を製造するまたは販売する商品に容器包装を用いる事業者は再商品化を実施するという、役割分担を定めた法律です。平成7（1995）年6月制定。

○要処理量（災害廃棄物）

災害廃棄物の発生量のうち、処理（選別、破碎、焼却等）を要する量をいいます。

【ら行】

○り災証明（災害廃棄物）

自然災害等（火災を除く）により被害を受けた、住家（居住のために使用している建物）に対して、市区町村が被害認定調査を行い、被害程度（全壊、半壊等）について交付する証明書をいいます。

○リターナブル商品

一升びんやビールびんなど、繰り返し利用することで容器の製造にかかる環境負荷を低減できる商品のことです。